

平成 2 1 年 第 2 回 定 例 会

市 議 会 会 議 録

平成 2 1 年 5 月 2 9 日 (開会)

平成 2 1 年 6 月 1 8 日 (閉会)

垂 水 市 議 会

平成二十一年第二回定例会会議録

(平成二十一年六月)

垂水市議会

第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (5 月 29 日) (金曜)

1. 開 会	4
1. 開 議	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 会期の決定について	4
1. 諸般の報告	4
1. 議案第 54 号、議案第 55 号 一括上程	5
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決 議案第 54 号、議案第 55 号 (原案可決)	
1. 議案第 56 号、議案第 57 号 一括上程	10
説明、質疑 総務文教委員会付託	
1. 議案第 58 号、議案第 59 号 一括上程	12
説明、質疑 総務文教委員会付託	
1. 議案第 60 号 一括議題 上程	14
説明、休憩、全協、質疑、表決 議案第 60 号 (同意)	
1. 議案第 61 号 上程	14
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 62 号～議案第 65 号 一括上程	19
説明、質疑 議案第 62 号 総務文教委員会付託 議案第 63 号～議案第 65 号 産業厚生委員会付託	
1. 陳情 16 号 上程	21
陳情 16 号 産業厚生委員会付託	
1. 陳情 17 号 上程	22
陳情 17 号 総務文教委員会付託	
1. 桜島火山活動対策特別委員会の設置について	22
1. 国道整備促進特別委員会の設置について	22
1. 日程報告	23
1. 散 会	23

第 2 号 (6 月 9 日) (火曜日)

1. 開 議	26
1. 意見書案第 18 号 上程	26
説明、休憩、全協、質疑、表決 (原案可決)	

1. 一般質問	27
大菌藤幸議員	27
市庁舎等、公の施設の清掃委託費年 300 万円の有効利用について	
田平輝也議員	35
今後の高齢化社会に向けて	
本市の観光事業について	
水道事業について	
北方貞明議員	42
環境整備について	
陸上競技場の整備について	
感王寺耕造議員	48
新城鉄道跡地の農道の市道への移管について	
農業機械事故対策について	
塩入川護岸道路復旧について	
農地情報促進事業について	
池山節夫議員	60
新型インフルエンザについて	
職員の健康管理について	
子育て支援について	
経済対策について	
ゴミ分別について	
川畑三郎議員	72
防災対策について	
中学校統合について	
森 正勝議員	76
バイオマスフィールドテスト事業について	
平成 21 年度一次補正予算について	
コミュニティ FM について	
池之上 誠議員	83
「経済危機対策」特に建設事業について	
中学校統合準備について	
1. 日程報告	94
1. 散 会	94

第 3 号（6 月 10 日）（水曜日）

1. 開 議	96
1. 一般質問	96

川尻達志議員	96
市道脇田市木線について	
環境温暖化問題について	
持留良一議員	102
失業対策と生活救済対策「地域活性化・生活対策臨時交付金・公共投資臨時交付金・	
子育て支援対策」など政府の補正予算に関連して（政府の“09年度補正予算）	
学校給食民間委託	
臨時職員の雇用改善	
バイオマスフィールド事業の実証結果と方向	
新型インフルエンザと保健衛生対策	
1. 日程報告	116
1. 散 会	116

第4号（6月18日）（木曜日）

1. 開 議	118
1. 諸般の報告	118
1. 議案第56号～議案第59号、議案第61号～議案第65号、陳情第15号～陳情17号	
一括上程	118
委員長報告、質疑、討論、表決	
議案第56号～議案第59号、議案第61号～議案第69号（原案可決）	
陳情第15号（採択）	
陳情16号、陳情17号（趣旨採択）	
1. 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	121
1. 議案第66号、議案第67号 一括上程	122
公営企業決算特別委員会設置、付託 閉会中の継続審査	
1. 錦江湾横断道路（鹿児島・桜島間）調査特別委員会の設置	122
1. 決議案第1号 上程	123
説明、休憩、全協、質疑、表決（原案可決）	
1. 閉 会	125

平成21年第2回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
5・29	金	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
5・30	土	休 会	
5・31	日	〃	
6・ 1	月	〃	
6・ 2	火	〃	(質問通告期限：正午)
6・ 3	水	〃	
6・ 4	木	〃	
6・ 5	金	〃	
6・ 6	土	〃	
6・ 7	日	〃	
6・ 8	月	〃	
6・ 9	火	本会議	一般質問
6・10	水	本会議	一般質問
6・11	木	休 会	委員会 産業厚生委員会 (現地視察・議案審査)
6・12	金	〃	
6・13	土	〃	
6・14	日	〃	
6・15	月	〃	委員会 総務文教委員会 (現地視察・議案審査)
6・16	火	〃	
6・17	水	〃	委員会 議会運営委員会
6・18	木	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

	件	名
議案第 54 号	垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	案
議案第 55 号	垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例	案
議案第 56 号	垂水市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	案
議案第 57 号	垂水市議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例	案
議案第 58 号	過疎地域自立促進市町村計画の変更について	
議案第 59 号	内ノ野辺地に係る総合整備計画の変更について	
議案第 60 号	垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任について	
議案第 61 号	平成 21 年度垂水市一般会計補正予算（第 2 号）案	
議案第 62 号	平成 21 年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案	
議案第 63 号	平成 21 年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第 1 号）案	
議案第 64 号	平成 21 年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第 1 号）案	
議案第 65 号	平成 21 年度垂水市水道事業会計補正予算（第 1 号）案	
議案第 66 号	平成 20 年度垂水市水道事業会計決算認定について	
議案第 67 号	平成 20 年度垂水市病院事業会計決算認定について	
決議案第 1 号	振り込め詐欺に関する決議について	
意見書案第 18 号	一般国道 220 号早崎改良（海潟地区～早咲大橋起点区間）の整備促進に関する意見書について	

陳 情

- 陳情第 15 号 垂水市運動公園陸上競技場「公認 4 種」申請について
- 陳情第 16 号 錦江湾未来総合戦略推進を求める陳情について
- 陳情第 17 号 教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について

平成 21 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 平成 21 年 5 月 29 日

本会議第1号(5月29日)(金曜)

出席議員 16名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	葛 迫 猛
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	小 島 憲 男	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	深 港 涉
企 画 課 長	太 崎 勤	会 計 課 長	尾 迫 逸 郎
財 政 課 長	三 浦 敬 志	水 道 課 長	迫 田 義 明
税 務 課 長	川井田 志 郎	監 査 事 務 局 長	森 下 利 行
市 民 課 長	葛 迫 隆 博	消 防 長	関 修 三 郎
市 民 相 談		教 育 長	肥 後 昌 幸
サービスク長	島 児 典 生	教委総務課長	北 迫 睦 男
保健福祉課長	城ノ下 剛	学校教育課長	有 馬 勝 広
生活環境課長	迫 田 裕 司	社会教育課長	橋 口 正 徳
農 林 課 長	山 口 親 志		

議会事務局出席者

事 務 局 長	松 浦 俊 秀	書 記	篠 原 輝 義
		書 記	松 尾 智 信

平成21年 5月29日 午前10時開会

△開 会

○議長（葛迫 猛）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第2回垂水市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（葛迫 猛）これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（葛迫 猛）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において徳留邦治議員、堀添國尚議員を指名します。

△会期の決定

○議長（葛迫 猛）日程第2、会期の決定を議題とします。

去る5月22日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から6月18日までの21日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月18日までの21日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（葛迫 猛）日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、垂水市土地開発公社に係る平成20年度の補正予算書、事業報告書及び決算諸表並びに平成21年度の事業計画書及び予算書の提出がありました

ので、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から、平成21年1月分、2月分、3月分及び4月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたので御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

[市長水迫順一登壇]

○市長（水迫順一）おはようございます。

3月定例議会後の議会に報告すべき主な事項につきまして御報告を申し上げます。

まず、新型インフルエンザ（7ページの発言により訂正済み）についてでございますが、兵庫県での国内初の感染が確認されて以来、関西を中心に関東、先日は福岡での感染も確認されております。

厚生労働省は5月22日に、新型インフルエンザ対策について「基本的対処方針」の見直しを示し、患者が少数で感染拡大防止に努めるべき地域と、急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域に分類し、それぞれに異なった対応をとることとなっております。

今後も情報収集に努め、関係機関との連携を図りながら、迅速に対処してまいりたいと考えております。

次に、5月23日から24日にかけては、梅雨入りを前に、牛根二川地区におきまして垂水市総合防災訓練を実施したところでございます。

今年度も昨年に引き続き、過去の災害を教訓とし、防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら、情報連絡、伝達、救出、救護、避難誘導、水防工法及び災害復旧等の災害応急対策が迅速、適切に行われるように防災体制の確立を図るとともに、市民の防災意識高揚を図る目的で実施いたしました。

24日は、陸上及び海上自衛隊や警察、消防団など16団体462名と、一般見学者を含めると約800名の参加を得まして、単独自治体での開催では

県下でも大規模な訓練となりました。

ところで、5月27日午後には、新城の大隅青少年自然の家「新城海の家」沖合で体験学習中の鹿屋市の小・中学生等が沖に流されたとの連絡が当市消防本部に入ったため、直ちに現場へ出動いたしました。

同時に、鹿児島海上保安部からも水難救助要請が総務課危機管理対策室へ入り、垂水市漁協へ救助要請の連絡をいたしました。

垂水市漁協は救助に向かうと同時に、さらに、現場に近い鹿屋市漁協への救助要請も行いました。

私も直ちに現場へ駆けつけましたが、現場では、当市消防本部、警察及び関係者、海上保安部の巡視艇及びヘリ、両漁協の漁船に県警ヘリ、防災ヘリなども加わり、懸命の救助活動がなされておりました。

一時、中学生3人と教諭の乗ったカヌー2艇が行方不明との情報も入り、緊迫いたしました。皆さんの懸命な救助活動によって全員の無事が確認され、安堵いたしましたところでございます。

今後も垂水市としましては、総務課危機管理対策室を中心に、防災等に対するさらなる体制の整備に努めてまいります。

次に、3月議会後の火災について御報告を申し上げます。

建物火災2件、船舶火災1件、その他火災2件、車両火災1件の計6件の火災が発生しております。

建物火災は、3月6日牛根麓大中野において、ふる場のたき口から出火し、住宅1棟、非住家1棟を全焼したものと、3月7日下本城において、てんぷら鍋からのぼや火災が発生しております。

船舶火災は、3月17日の柁原の垂水南漁港において、キャビン前部から出火し、キャビンの一部を焼損したものでございます。

その他火災は、4月16日中俣におきまして、畑でたき火中の枯れ草が延焼し、100アールを焼失したものと、5月13日浜平上野台地で枯れ草火災が発生しております。

車両火災は、5月20日牛根深港において、小型のロードスイーパーが焼損したものでございます。

次に、主な出張用務について御報告を申し上げます。

4月8日から9日にかけて上京いたしまして、特別交付税等に関する要望活動の一環として総務省の事務次官ほか自治財政局、地元選出国會議員などを訪問し、20年度の要望活動に関するお礼と今後の御支援などにつきましてお願いをしております。

また、昨今の養殖業の経営危機に対しまして、垂水市漁協、牛根漁協、鹿屋市漁協の3組合長、県漁連副会長ほか職員に同行し、水産庁へ特段の支援をお願いしてまいりました。

5月13日から14日にかけては、熊本県人吉市で開催されました九州市長会に出席いたしました。平成20年度九州市長会歳入歳出決算及び平成21年度九州市長会歳入歳出予算案を審議し、承認しました。

また、各県提出案の行財政関係、社会文教関係、経済関係を合わせまして20件の議案を審議し、1議案を一部修正し承認したほか、原案どおり承認いたしました。

承認しました要望事項は、政府及び関係省庁に要望書を提出することいたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（葛迫 猛）以上で、諸般の報告を終わります。

△議案第54号・議案第55号一括上程

○議長（葛迫 猛）日程第4、議案第54号及び日程第5、議案第55号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第54号 垂水市職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例 案

議案第55号 垂水市議会議員の議員報酬及び費
用弁償等に関する条例等の一部を改正す
る条例 案

○議長（葛迫 猛）説明を求めます。

○総務課長（今井文弘）おはようございます。

議案第54号、55号につきましては、一括して
御説明申し上げます。

まず、議案第54号垂水市職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例案について御説明申
し上げます。

人事院勧告が5月1日に出され、暫定的な措
置として本年6月の期末・勤勉手当を削減する
こととしております。今回提出しております議
案は、この人事院勧告に基づき、本年6月の期
末・勤勉手当のみを対象として、支給月数を2.15
月から1.95月へ0.2月削減しようとするもので
ございます。

改正内容について新旧対象表で御説明いたし
ます。

今回の措置は暫定的な措置でございますので、
附則で該当の条文を読みかえようとするもので
ございます。

まず、附則第20項であります。これは平成
21年6月に支給する期末手当に係る支給割合の
規定でございます。

垂水市職員の給与に関する条例第16条第2項、
これは正規職員に係る部分で「100分の140」を
「100分の125」に、同条第3項、これは再任用
職員に係る部分で「100分の140」を「100分の125」
に、「100分の75」を「100分の70」に読みかえ
ようとするものでございます。

次に、附則第21項であります。これは勤勉
手当に係る部分で、先ほどの期末手当の説明と
同じく、平成21年6月に支給する割合の規定で

ございます。垂水市職員の給与に関する条例第
17条第2項第1号、正規職員に係る部分で「100
分の75」を「100分の70」に、同条同項第2号、
これは再任用職員に係る部分で「100分の35」を
「100分の30」に読みかえようとするものでござ
います。

この改正により、再任用職員に係る削減は現
在のところございませんが、正規職員に支給す
る6月の期末手当の削減は0.15月、勤勉手当は
0.05月と、合計0.2月の削減となります。

なお、施行日につきましては、公布の日から
としております。6月の期末・勤勉手当の支給
の基準日が6月1日でありますことから、議決
後早急に公布しようとするものでございます。

引き続きまして、議案第55号垂水市議会の議
員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を
改正する条例案について御説明申し上げます。

人事院勧告が5月1日に出されたところですが、
その中で、国の指定職職員の期末手当の支
給割合を、職員と同じく暫定的な措置として本
年6月の期末手当で削減することとしておりま
す。

今回提出しております議案は、この人事院勧
告の指定職の改正に基づき、本年6月の期末手
当のみを対象として、議員、市長、副市長及び
教育長の支給月数を0.15月削減しようとするも
のでございます。

なお、今回の議案の上程理由は、人事院勧告
に伴うものであり、またいずれも総務課所管で
あることから、関連のある3条例を一括上程さ
せていただきました。

改正内容について新旧対象表で御説明いたし
ます。

今回の措置は暫定的な措置でございますので、
それぞれの条例におきまして、附則で該当の条
文を読みかえようとするものでございます。

まず第1条であります。垂水市議会議員の
議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改

正でございます。

本年6月支給の期末手当について、附則第8項におきまして、第5条第2項中「100分の160」を「100分の145」に読みかえようとするものでございます。

第2条であります。垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正でございます。

先ほどと同じく、本年6月支給の期末手当について、附則第22項としまして、第2条第5項中「100分の160」を「100分の145」に読みかえようとするものでございます。

第3条であります。垂水市長等の給与に関する条例の一部改正でございます。

これも先ほどと同じく、本年6月支給の期末手当について、附則第24項としまして、第2条第5項中「100分の160」を「100分の145」に読みかえようとするものでございます。

なお、この改正により、本年6月の期末手当だけを対象として、議員、市長、副市長及び教育長に支給する期末手当は、1.6月が1.45月となり、0.15月の削減となります。

施行日につきましては、公布の日からとしております。6月の期末手当の支給日の基準日が6月1日からでありますことから、議決後早急に公布しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（葛迫 猛）ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時17分休憩

午前10時22分開議

○議長（葛迫 猛）休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（水迫順一）先ほど諸般の報告で、新型インフルエンザを鳥インフルエンザと報告を

してしまいました。新型インフルエンザに訂正していただきますようお願いいたします。（4ページで訂正済み）

○議長（葛迫 猛）それでは、先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

○持留良一議員 54号に関して質疑をさせていただきたいと思っております。

先ほど説明では人事院勧告を受けてということで、この間のさまざまな職員給与等に関してはいつもそういう形できたんですけども、確かに経済状況もありますし、市民の皆さんの受けとめ方もいろいろ職員の皆さんの給与等に関してはあろうかというふうに思います。

本来であれば当然、そういうことも含めながら考えなきゃいけないんですけども、今回は先ほど言われたとおり勧告を受けてということでしたけれども、私も若干調査させていただいたんですけど、というのは、この時期にこういう形で勧告があるというのは余りにも今までなかったということもあったということもあって、そういうことでちょっと調べさせてもらったんですけども、幾つか問題点を私自身受けとめたんですけども、1つはさっき言ったとおり、昨年の人事院勧告で国家公務員の夏季一時金はもう決まっていたと。ということは、本来こういうことはあり得ない話なんですけれども、今回突然新たな勧告で削減がされた。ある意味ではルール違反的に今回このような形で行われてきたというのが1点あるかと思っております。

もう1つは、本来この調査をされて、それをもとにして大体こういう形で中身を出されてくるというふうに私なんかも認識しているんですけども、今回はまだ交渉が妥結していない、1割強にも満たない時点で調査をして、通常対面調査で約1万1,000社程度されるそうなんですけれども、今回は2,007社、それも郵送でしたというように聞いています。そして人事院もど

んなことを言ったかという、これに関して、全体を反映したかと言えばそうではないと、不確定要素があるということでその内容のある意味でのずさんさを認めているというこういうこともあります。

そういうことを考えると、こういう中身で一時的金の引き下げの口実に使われるという問題と、またそれを受けて、参考にしてそれを市の職員等の皆さんに対してするというのは、やはり私は多くの問題なのじゃないかなというふうに思います。

そして最終的に人事院総裁はどんなことを言っているかという、「多くの方に何らかの影響を与える」と認めているわけなんですよ、このことがやっぱり私は今回の勧告で重要な問題だと思うんです。

通常さっき言ったとおりこういう形ではないわけですから、8月にあって、そして10月、それから9月、12月と受けて、それをそれぞれの市町村で受けとめてどうするかという判断もされていくと思うんですが、やはりこういう問題がある中で、私はこういう形で改正案の条例を提案されるのは問題だというふうに受けとめているんです。

1点目の質問なんですけれども、そういう内容を当然、勧告を受けとめてということであるならば、そういうことも含めて調査をされ、把握をされているというふうに思うんですが、その点についてどのように審議内容も含めて把握されたのか。それを本当に市長は参考にしていいのかなのか。そしてその結果、影響をどのように考えていらっしゃるのか。

先ほど2,300万円ほど削減をされるということでしたけれども、当然このことによって職員の皆さんの生活のいろんな部分も狂ってくるわけです。当然また市内の商店街にも影響を与えるというのは、これはもう当然だというふうに思います。内需を拡大と言いつつ、一方ではこう

いう形で冷え込ませるようなことは問題じゃないかなと。このあたりの影響、生活や民間への影響をどのように考えていらっしゃるのかということですね。

それと、市長は職員の生活を守るいわゆる責任があるわけですよ、企業でもトップは職員の生活を守るという責任があるわけなんですけれども、そういう観点に立った場合、そのやっぱり責任を今回の場合、こういう問題点がある中で果たしていると言えるのかどうか。

この以上の4点について質疑をしたいと思います。

○市長（水迫順一） 今回、異例の人事院勧告であったのは議員おっしゃるとおりでございます。

ただ、本当に急激な世界同時不況、未曾有の経済状況の中で、民間が大変疲弊しておるというのも事実でございますし、また一方では、中央と地方の格差も出ていると、そういうような環境の中でこういう勧告が出されて、そしてまた県内の18市の中で、阿久根市を除きまして17市がこれに応じておるという環境。委員おっしゃるように、一方では本当に消費経済に与える影響が大きいのはもう事実でございます。だけど、そういうふうなこと等を勘案してやりますと、今回0.2ですか、削減しておかないと、12月にさらに大幅な削減を覚悟しなければならないと、そういうような方向へ進む可能性があるということをお考えますと、今回のこれはやむを得ないというふうに思っておるところでございます。

○持留良一議員 十分答えていただいていない部分もあるわけなんですけど、1つは先ほども言いましたとおり、これは問題が多いと、余りにも異例な形と、そしてある意味での調査自身も十分そこに反映されていないと、そして当然それに向けて人事院総裁もそれを認めているということをお先ほど言ったんですけれども、そういう観点に立つと、確かに暫定的ですし、今度

12月の影響というのをいろいろ勘案されると思いますけれども、しかし、だからといってこういうような形で受けとめて、本当に職員の生活を守るというそういう観点に立ったときに、その責任を果たせるのかどうなのか。だから、問題が非常に多いということをどのように見ていらっしゃるのか。なおかつ、先ほど言いましたとおり、そのことで本当に職員の暮らしを守ることができるのかどうなのか、当然あると思うんですよ。

確かに市長が言われたとおり、民間もいろいろ苦慮されていると思います、今、非常に。しかし、民間はやっぱり公務員をある意味では目指しているわけですよ。公務員になるべく近寄ろうと。ところが、これが逆にこういう形になると、民間のほうもそれを逆にこういうふうになったということで削減するというのも当然出てくると思うんですよ。そういう意味では、やっぱりここがどういう形で市が踏ん張るかというの1つはあつただろうと思うんです。そういう点について再度質疑したいと思います。

○市長（水迫順一）おっしゃるとおり、職員の生活を守る、これは非常に大事なことでございますので、今回のこういうあり方には議員おっしゃるように、当局も認めておるように問題が多いのは事実でございます。それは私も同じでございます。だけど、昨今のこういう格差の問題から始まる状況を見まして、やはり市民と一緒に協働の経済活動もしていかなければいけませんし、それからまた垂水市、いろんな活動をともにしていく中であって、うちだけが外れる環境は非常に認めづらいんじゃないかと、そういうことも考えております。

ですから、これはまた経済が回復して、そういうことにならないように早くしなければいけないことだと、そういうふうにも思っておるところでございます。

○議長（葛迫 猛）ほかに質疑ございません

か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 それでは、議長の許可をいただきましたので、討論させていただきたいと思っております。

議案54号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、反対の立場で討論をします。

人事院の勧告を参考に条例案を提案したと説明されました。要は、勧告の方法や内容に大きな問題があるということです。調査結果から問題は、去年の人事院勧告で既に決まっている国家公務員の夏季一時金を突然、新たな勧告で削減することが提案されました。これはルールに違反する行為だということです。これは人事院の公務員の労働基本権の代償措置としての役割や機能を形骸化するものだということです。

2点目の問題は、労使間の一時金交渉が妥結し、企業は1割程度にも満たない時点での臨時調査であり、サンプル数も少ないということです。人事院も「全体を反映したかと言えば、そうではない。不確定要素がある」とずさんさを認めています。そして「多くの方に何らかの影響を与える」と、影響が起り得ることも認めていることは重大です。このようなずさんな調査による勧告が一時金引き下げの口実に使われるのは問題ではないでしょうか。

勧告は直接的には国家公務員が対象ですが、この間の給与等に関する案件については多くが勧告を参考に提案されてきました。ゆえに、影響は国家公務員に限らず、600万人近い地方公務員にも及びます。続いて影響は夏季一時金が妥

結していない民間労働者の賃金にも否定的な影響を与えるのは、この間の経過等から見ても明らかではないでしょうか。

今、国会では経済対策が議論されていますが、参考人のエコノミストらも「政府の景気対策によって一時的な景気浮揚効果はあるが、それによって日本経済が内需主導の回復に向かうと考えるのは難しい」と述べています。また、「人件費の削減はこれから強まる」との指摘もされています。

このような深刻な景気悪化の中で、政府も主張するように、景気回復対策は外需主導から内需主導へ切りかえることであり、家計を応援する政治こそ求められています。一時金削減などの対応は労働者の懐を冷え込ませるだけです。このような対応では市民の暮らしも経済も立て直すことは困難ではないでしょうか。

このように問題のある勧告を参考に条例案を提出するのは、市長の責任をあいまいにするものではないでしょうか。また、市長は職員的生活を守る責任があります。その点からも問題のある勧告を参考に提案するというのは問題だと考えます。

以上の理由により、議案54号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に反対をします。

○議長（葛迫 猛）以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

御異議がありますので、議案第54号を除き、議案第55号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決され

ました。

次に、議案第54号は起立により採決いたします。

議案第54号を原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（葛迫 猛）起立多数です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

△議案第56号・議案第57号一括上程

○議長（葛迫 猛）日程第6、議案第56号及び日程第7、議案第57号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第56号 垂水市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

議案第57号 垂水市議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例案

○議長（葛迫 猛）説明を求めます。

○総務課長（今井文弘）議案第56号垂水市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

平成21年3月議会におきまして、垂水市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の議案を上程し、議決をいただき、平成21年4月1日から定年前早期退職優遇制度の実施をしているところですが、平成17年度及び平成18年度に定年前早期退職優遇制度を実施した際との整合性を図り、また明確な運用をするために、今回本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容につきまして新旧対象表で御説明申し上げます。

まず、平成18年条例第15号で改正しました垂

水市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正するもので、附則第2項中「附則第9項及び第10項」とありますものを、「附則第9項、第10項、第12項及び第13項」に改正するものでございます。

この規定は、平成18年4月1日から国に準じて改正された新たな退職手当制度の適用についてのものであり、この改正により、新条例で算定した退職手当の額と、改正前の条例の規定により平成18年3月31日で退職したものとみなして算定した退職手当の額を比較させて、多い額を支給するというものでございますが、本市が平成17年度及び平成18年度に独自に実施した、また本年度実施している定年前早期退職優遇制度を受けて退職しようとする者については、この規定を適用させないというものでございます。

次に、平成21年条例第8号で改正しました垂水市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正でありまして、今回附則第2項を加えるものでございます。

附則第2項の改正の内容であります。平成21年度に定年前早期退職制度により退職する者の旧条例との比較方法を明確に規定するものでございます。

本年度実施している定年前早期退職優遇制度の退職手当の額の算定方法を規定している制定附則第12項及び第13項の規定により比較を行うこととしております。

その際に、新条例と旧条例との比較方法の際において、さきに御説明いたしましたとおり、通常退職手当の支給額を算定する際は、新条例の規定により、算定した退職手当の額と平成18年3月31日時点での勤続年数、年齢、支給率をもとに旧条例の規定により算定を行った上で、多い額の退職手当を支給しております。

しかし、本年度は定年前早期退職優遇制度を実施していることから、新条例と旧条例の退職手当の比較の際の勤続年数、年齢、支給率は、

通常退職手当制度の算定方法と同じですが、退職算定月額に上乘せする率のみは、新条例、旧条例で算定する際、平成21年度で退職する率で統一して退職手当を算定し、比較する方法を規定しているものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○企画課長（太崎 勤）議案第57号垂水市議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

今般、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項を追加することに伴い、垂水市議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正するものでございます。

2枚目の新旧対象表で御説明申し上げます。

まず、第1条第1項の改正は、漢字の「通り」を平仮名に改め、第1条の条名を削ることは、条文が1条しかないことから法制上の条文の整理をするものでございます。

次に、第1号を改め、議会の議決事項を新たに追加して改正しようとするものでございますが、ここで、定住自立圏形成協定の概要説明をさせていただきます。

定住自立圏構想は、三大都市圏と地方の格差是正を目的に、協定に基づく相互の役割分担のもと、人口5万人程度以上の中心市については都市機能の強化、その周辺市町村については生活機能の確保を行い、人口流出の抑制と定住促進による地域活性化を目指す地方再生の新たな取り組みでございます。

これまでの広域行政は、旧自治省が定めた広域行政圏計画策定要綱に基づき、広域市町村圏で計画策定を行い、事業を展開してまいりました。

大隅地域におきましても、現4市5町で構成する大隅広域市町村圏協議会におきまして、昭和44年に第1次大隅広域市町村計画を策定し、現在の第4次計画まで至っており、この間、介

護保険や一般廃棄物処理の一部事務組合の設置による事務の共同処理や広域観光の推進など、地域に共通する課題の解決に向けてさまざまな施策、事業を推進してまいりました。

しかしながら、少子高齢化や人口減少など社会経済状況の変化や市町村合併の進展により、広域行政を取り巻く状況は大きく変化しているため、国は、広域行政圏を廃止し、これにかわる新たな広域行政としては定住自立圏構想により推進することといたしました。

具体的には、大隅地域で中心市となる鹿屋市と垂水市を含む周辺市町3市5町とで、事業ごとにそれぞれの市町が中心市との1対1の協定を締結することで、圏域を決定し、共通する課題の解決に向けて事業を推進するものでございます。この定住自立圏構想に関する国の財政支援措置等につきましては、定住自立圏の施策・事業について補助金制度の充実・創設など、優遇されることになっております。

例えば、総務省の包括的財政支援措置の1つとして、協定締結した周辺1市町村当たり特別交付税措置で年間1,000万円程度を交付されることになっており、また各省庁の個別事業による支援措置等がなされます。

現在、鹿屋市を中心市とする大隅定住自立圏の取り組みの構築に当たっては、大隅定住自立圏形成推進専門部会において、協定を締結する取り組みの具体的な内容を協議・検討しており、調整が調った取り組みについて、議会での協定書案の議案上程となり、議決後に締結に至るものでございます。

今回この条例の一部改正案は、定住自立圏形成協定の締結または変更等に当たって、議会の議決を経ることを規定するものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（葛迫 猛）ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第56号及び議案第57号の議案2件は、総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）異議なしと認めます。

よって、議案第56号及び議案第57号の議案2件は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

△議案第58号・議案第59号一括上程

○議長（葛迫 猛）日程第8、議案第58号及び日程第9、議案第59号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第58号 過疎地域自立促進市町村計画の変更について

議案第59号 内ノ野辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（葛迫 猛）説明を求めます。

○企画課長（太崎 勤）議案第58号及び議案第59号につきまして、一括して御説明を申し上げます。

まず、議案第58号過疎地域自立促進市町村計画の変更について御説明申し上げます。

平成16年12月1日付議決第101号をもって議決された過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

今回の計画変更は、新たに4事業を追加するものでございます。

次のページ、別紙様式1の過疎地域自立促進市町村計画（変更）をごらんいただきたいと思っております。

まず、1の区分の「産業の振興」の基盤整備農業の欄でございますが、県営事業で実施予定の4地区の急傾斜崩壊対策事業の市負担分でございます。

負担額は、次ページの別紙様式2、過疎地域自立促進市町村計画参考資料（変更）の1ページに朱書きで記載してございます。

同じく1区分「産業の振興」のその他事業として、県営事業で行われます港湾整備交付金事業は、旧垂水港の整備事業に係る市負担分で参考資料の3ページに記載をしてございます。

次に、3の区分の「生活環境の整備」の欄でございますが、消防施設事業として老朽化が著しい牛根分遣所の水槽付消防ポンプ自動車を更新しようとするものでございます。参考資料の5ページに記載をしてございます。

次に、6の区分の「教育の振興」の欄でございますが、学校教育関連施設事業に係る小学校耐震補強事業と垂水中央中学校施設整備事業に係る大規模改造の実施設設計委託を実施しようとするものでございます。これは参考資料の6ページに記載をしてございます。

なお、過疎地域自立促進市町村計画の変更につきましては、県との協議が調っております。

以上で説明を終わります。

引き続き、次に、議案第59号内ノ野辺地に係る総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

内ノ野辺地に係る総合整備計画につきましては、市道及び観光レクリエーション施設等について議決をいただいておりますが、今回新たに総合整備計画を見直し、変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の

特別措置等に関する法律第3条第5項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

総合整備計画の変更内容につきましては、資料に基づき御説明をいたします。

お手元の総合整備計画書2ページの下段の3、公共的施設の整備計画書をごらんいただきたいと思っております。

表中の金額は、上段に記載してある括弧書きの数値が変更後、下段の数値が変更前でございます。

今回、整備計画年度を平成18年度から平成22年度までの5年間とし、全体の事業費は8億1,160万1,000円で、6,272万4,000円増加しておりますが、主に市道内ノ野線改良事業として平成22年度までの整備計画としております。

次に、あけていただきまして、年次計画表4ページ、様式5-2の欄中、平成21年度計画及び平成22年度計画について御説明いたします。

平成21年度整備計画では、県営中山間地域総合整備事業の活性化施設整備に係る外構工事の本市負担金350万円の増額及び市道内ノ野線道路改良事業に伴う2,300万円の増額、平成22年度整備計画では、同内ノ野線道路改良事業に係る5,000万円増額の整備計画変更をしようとするものでございます。

なお、この総合整備計画の変更につきましては、県との協議が調っております。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（葛迫 猛）ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第58号及び議案第59号の議案2件は、総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）異議なしと認めます。

よって、議案第58号及び議案第59号の議案2件は総務文教委員会に付託することに決定しました。

△議案第60号上程

○議長（葛迫 猛）日程第10、議案第60号垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

説明を求めます。

○市長（水迫順一）議案第60号垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを御説明申し上げます。

現在、垂水市固定資産評価審査委員会委員であります福德秀幸氏が平成21年6月19日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

再任しようとする福德秀幸氏の住所は垂水市牛根境1091番地、生年月日は昭和27年7月10日でございます。

なお、委員の任期は3年でございます。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（葛迫 猛）ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時54分休憩

午前11時5分開議

○議長（葛迫 猛）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから

質疑を行います。

質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）異議なしと認めます。

よって、議案第60号垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

△議案第61号上程

○議長（葛迫 猛）日程第11、議案第61号平成21年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（三浦敬志）よろしくお願いたします。

議案第61号平成21年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

今回の補正は、4月の人事異動に伴う人件費の目ごとの組み替え並びに事業経費の追加に伴う経費を予算措置しようとするのが主な理由でございます。

今回、歳入歳出ともそれぞれ4,344万6,000円を減額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算の総額は、82億3,934万9,000円になります。

2ページから5ページに、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を第1表歳入歳出予算補正としてお示ししております。

6ページに、債務負担行為の補正がありましたのでお示ししております。

子牛価格の暴落に対する農家支援のため、繁殖牛農家緊急支援資金利子助成補助金の補助期間と、各年度及び合計の限度額を設定しよう

するものであります。

地方債にも補正がありましたので、7ページに追加分を、8ページに変更分をお示ししております。

7ページの追加分につきましては、本議会に上程しております過疎計画、辺地計画の変更議案が可決していただけることを前提に掲載しております。

掲載しております道路整備事業は、市道内ノ野線2期分としての改良舗装工事を、消防防災施設設備は設備の充実を図ろうとするものであります。学校教育施設等整備事業は、当初予算で御承認いただいております事業費と、起債名称が義務教育施設整備事業債から学校教育施設等整備事業債への変更に伴い、追加しております。中学校施設整備は、事業費の確定に伴うものでございます。

8ページの変更は、当初予算で御承認いただいております観光施設整備、急傾斜地崩壊対策事業、それに義務教育施設整備事業の借り入れを右の欄に示す限度額にそれぞれ増減し、本年度の借入総額を追加分、変更分合計し、6億5,450万円にしようとするものであります。

次に、事項別明細の説明に入ります前に、減額補正予算となります理由から御説明いたします。

平成21年度当初予算に計上してございました、26ページに掲載しております商工費の観光施設整備費に猿ヶ城キャンプ場整備事業費として計上してございましたが、平成20年度に農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の交付決定を受け、平成20年度第5号補正予算に前倒しで予算化いたしました。このことにより平成21年度当初予算計上分が不用となり、2億1,956万円の減額を行った影響により、減額補正予算となったものであります。

15ページからの歳出事別明細について御説明いたしますが、人件費や事務経費の増減及び組

み替えの説明は省略し、事業費等の補正について御説明いたします。

なお、金額については、必要なものを除きお示ししてありますので読み上げないことを御了承ください。

まず、16ページをお開きください。

総務管理費のうち賃金は、主に職員代替用の臨時職員の雇用に伴う経費であります。

19ページの社会福祉費のうち障害福祉費であります。障害者の自立訓練を通所により行う事業であります。今回新たに2名の利用者が出てきたことによる経費であります。財源といたしましては、国・県で4分の3、市が4分の1の負担となっております。

介護保険事業費の地域介護・福祉空間整備補助金は、2つのグループホームにスプリンクラーを設置する補助経費で、全額国の補助であります。

次は、23ページになります。

下段の畜産業費であります。債務負担行為の補正でも御説明いたしましたが、子牛価格の暴落に対する農家支援用の利子助成補助金であります。

あけていただきまして24ページ、堆肥センターの需用費は、堆肥センタープラントの修繕料であります。

農道整備事業費の使用料及び賃借料は、3月末の豪雨被害箇所の土砂除去用の重機借上料であります。

26ページの観光施設整備費の減額補正につきましては御説明いたしましたが、減額補正に隠れ、予算額として見えませんが、今回新たに県補助事業として認められました地域振興推進事業として2分の1の補助を受けて、猿ヶ城つり橋改修工事の経費2,196万円を計上しております。内訳で申し上げますと、設計管理委託料に396万円、改修工事費として1,800万円を計上しております。

28ページの道路新設改良費の委託料、公有財産購入費、補償、補てん及び賠償金は、市道内ノ野線を辺地債を活用し、改良舗装工事を実施しようとするものであります。

次のページの河川費、急傾斜地崩壊対策事業費は、県営事業で実施されます浜平地区の事業負担金を追加するものであります。

31ページの消防費のうち、消防施設費の備品購入費は、過疎債を活用し、水槽付消防ポンプ自動車と小型動力ポンプの購入費、その下の災害応急対策費の備品購入費は、宝くじ資金によるコミュニティ助成事業を活用し、自主防災組織への貸与用テントを購入しようとするものであります。

32ページ、教育総務費のうち学校教育事務費の補正は、不登校、問題行動等の改善に向けた、学校、家庭、地域、関係機関との連携・相談体制がスムーズに行われるようスクールソーシャルワーカーを設置する経費で、県の100%補助事業であります。

33ページの小学校費のうち小学校施設整備費の委託料は、耐震補強事業の設計監理に要する経費であります。

34ページの中学校施設整備費は、過疎債を活用しての垂水中央中学校となります垂水中学校の大規模改造事業等に伴う経費であります。

35ページの社会教育費の青少年問題対策費は、さわやかあいさつ運動事業に要する経費です。

図書館費は、宝くじ資金によるコミュニティ助成事業を活用し、移動図書館車を購入する経費を追加しようとするものでございます。

これらの補正事業に要します歳入の補正予算は、前に返っていただきまして、9ページの補正予算事項別明細書の総括表にお示ししております。

具体的には11ページからの歳入事項別明細にお示ししておりますように、補正財源のほとんどにそれぞれの事業に伴う国庫支出金、県支出

金、寄附金、諸収入及び市債などの特定財源を充て、不足する部分につきましては前年度繰越金を充て、収支の均衡を図りました。

なお、寄附金は、滋賀県草津市在住の中武正枝様から学校図書整備等補助金として、株式会社財宝様から瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールに賜ったものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（葛迫 猛）ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

○堀添國尚議員 34ページと33ページの学校の施設整備費について、市長の考え方をお聞きします。

今、この説明によると設計委託、初期の段階ですが、これが設計等が委託となった場合に地元業者にできるところは、そういうお考えも、それをちょっと。

○市長（水迫順一）昨今の数々の工事につきましても、もちろん議員言われますそのことについても、地元でできるのはもうできるだけ地元でしていただくと、そして地元の経済の循環をよくしていく意味からも、それから雇用の面からも厳しい昨今の状況ですので、その辺は特に担当者に指示をしておるところでございます。中学校についても、できるところはやってもらうという方針に変わりはございません。

○議長（葛迫 猛）よろしいですか。

○堀添國尚議員 ぜひよろしく申し上げます。

○議長（葛迫 猛）ほかに質疑はありませんか。

○池之上 誠議員 35ページ、社会教育費、さわやかあいさつ運動というのは近ごろよく聞くのですが、その内容を少しだけ、どういう方法で実施するのか。まだ市民のほうに、「どういうもんけ」というような話がありまして、どうい市民への広報を行っているのか、そこら辺

をちょっとお聞きしたいと思います。

○社会教育課長（橋口正徳）垂水さわやかあいさつ運動につきましては、ことし4月から取り組んでいるわけですが、今、説明をいたしているのは学校関係あるいは公民館、そういった中でいろんな市報を初めホームページ、それとFM等を通して一応広報はしているつもりですが。

あと今ここで予算に計上しておりますのは、いろんなポスターの関係、のぼり旗、腕章、そういったものの経費を今一応お願いしているところですが、そこあたり、これが通ります準備ができ次第、またそこあたりも含めて、さらに、さわやかあいさつ運動につきましては、また学校、公民館を中心に御協力をお願いするように進めてまいりたいというふうに思っております。（池之上 誠議員「はい、ありがとうございます」と呼ぶ）

○議長（葛迫 猛）ほかに質疑ありませんか。

○感王寺耕造議員 ただいま池之上議員からも出たんですけれども、さわやかあいさつ運動ですね。私、平成20年度鹿屋農業高等学校のPTA会長をいたしております、PTA主導であいさつ運動をしております。あいさつ、大事なですね、十分理解しております。

ただ、これはやっぱり家庭教育、あと地域社会の部分での社会教育の部分だと思うんですよ。その部分について、もう当たり前のことで、その部分での声かけというやつはいいんですけれども、ポスター、のぼり旗ですね、その部分での一般財源の支出という部分が本当に必要なのかですね、その辺の議論、またPTA、地域社会を巻き込んだ部分での声の拾い上げ、その中でそういう部分が出てきたのか、その部分をちょっとお聞かせいただきたい。

○教育長（肥後昌幸）今先ほど、さわやかあいさつ運動につきましては、社会教育課長のほうから概要を今、説明いたしましたけれども、

昨年、垂水中学校の生徒指導問題で大変御心配をおかけいたしまして、これがあったからというわけではなくて、垂水市内の子供たちの生徒指導、いわゆる不登校の子供たちもかなりいるわけですが、そういうのを何かみんなで救っていくという、子供たちをみんなで見守っていくという方法というのは何があるんだろうかということいろいろ考えていたんですけれども、やはり一番基本になるものはあいさつだろうと。

今、議員がおっしゃいましたように、もう当たり前なんですね、あいさつをよくしましょうというのは当たり前なんですけれども、本当にその当たり前のことが当たり前にできないのが今の現状であろうと。これを、ただ学校では、各学校ではあいさつをよくしましょうというのは、それに取り組んでおります。ただ、それが学校だけに終わっているような気がいたします。これを市民運動としてやっていきたい。

例えば、市役所等でも市民の方々から接遇の問題で、職員のあいさつがどうかというようなのも市長のほうに来たり、いろいろそんなものがあるもんですから、こういうのを学校だけじゃなくて家庭で、先ほどおっしゃいましたようにもちろん夫婦間、あるいは親子間、これが基本であろうと。

それからまた地域でも、公民館あるいは振興会、そういう人も巻き込んで、そしてあいさつ運動、さわやかなあいさつができるような町にしていく、そして子供たちに登下校をする子供たちに大人のほうから声をかけてやっていくと、そういうことがずっと定着していくと、これは青少年の健全育成にもつながっていくというようにござります。かけ声だけに終わらせないためにも、これを市民運動としてやっていきたい。

ただ、言葉だけじゃやっぱりいけないということで、やはりそういうのを啓発活動としてポ

スターをつくったり、あるいは各公民館ではあるいは振興会で腕章を、あいさつ運動というのをつけて、そしてあいさつ通りとかですね、そういうのも、あれをなささい、これをなささいというのは、そういうつもりはありませんけれども、各団体ごとに特色ある活動をしていただければいいのではないかな。そして最終的にいうんでしょうか、「垂水というところは本当にあいさつのいい町だよな」と言えるような町にしていきたいというのがねらいでございます。

○議長（葛迫 猛）ほかに質疑はありませんか。

○堀添國尚議員 社会教育費だと思うんですが、今、教育長はあいさつが大事であるということをおっしゃったわけですけど、今、中央公民館のポールを立てるところを修理が始まっているようですね、屋根のほうが。そうすると、あそこの3本柱が立っているんですけど、そこに国旗やら市章旗を上げるのに、あの扉をまたがってから屋根に上って上げるわけですね。入り口がありません。

だから、あいさつを言われるのであれば、私はあそこはやっぱり教育委員会の一番大事な場所ではあると思うんですが、そういうことに対しての行儀の悪さ、そのことについてどう思われるか。

○社会教育課長（橋口正徳）あそこの入り口に3本ポールが立っておりまして、今、国旗掲揚をするようになっているわけですが、確におっしゃるとおり、2階からそのいわゆる車寄せの屋根の部分に乗りまして、国旗の掲揚をしているような状況でございます。今のところ本当におっしゃるとおり、今、工事中でございます、屋根を工事中でございますが、今後はやはり今おっしゃるとおり国旗あるいは市章旗、掲揚ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。（堀添國尚議員「はい、わかりました」と呼ぶ）

○議長（葛迫 猛）ほかに質疑はありませんか。

○持留良一議員 私も今回の補正予算との関係で、いわゆる景気対策、国の景気対策、経済対策ということでいろいろの間、08年度の予算から09年度の予算関係も含めていろいろと取り組まれてきたというふうに思うんですが、政府も今、今週中ですかね、きょうかと思うんですが、第1次補正予算関係が成立をしていくと、関連法案等も成立する見通しになったということで、そういう中で4月27日にそれぞれ自治体に対して、その関係する経済対策の中身がそれぞれ配布をされ、また関係課においてはいろいろ説明等もあったというふうに思うんですが、その中で地方公共団体に配慮するという形でのまた対策もいろいろと練られているようなんですが、私、今回、時間的な問題も含めて当然出すのは困難だったと思うんですが、今の状況から含めて、やっぱり第2、第3弾のやっぱり景気・経済対策、失業対策というのが当然必要になってくると。だからこそ国もそれにおいて地方公共団体もぜひ取り組んでほしいような中身だというふうに理解をしているんですが、そうなってくると、9月の補正に出てきては本当にどうなんだろうかと、景気対策としてどうなんだろうかとというふうに思っているんですが、そうなってきた場合、臨時会とか含めて、そういうことも今の経済状況、失業対策等を考えた場合、そういうことが今回、国のこういう中身を受けて検討されているとか、もしくはそういう対策が私は必要だと思うんですが、今回一般質問でも取り上げて、その対策を求めていきたいとは思いますが、そのあたりの市長の今回の補正等の関係で、そのあたりの国の動向も含めてどういう考えなのか。

○市長（水迫順一）今回の国会に提出されております第2弾、3弾については、また本当に当市にとりましても大変ありがたいなと思って

おります。

既に地域活性化・生活対策臨時交付金に対してはもう議会の了承をいただいて、既にやっておりますが、経済危機対策、それと公共投資臨時の分、この2つについては今もう準備を、どこをしたほうが効果的なのか、それでほかの借入債との関連等もひっくるめてどっちが有利になるか、今後もひっくるめて今もう調査を始めております。始めておる中で、今度国会のほうは通る見通しが強いわけでございますが、できる分は早くやろうというふうに思っております、特に公共投資の分についてはある程度基金への積み増しというのも可能な方向だろうというふうに思っております。ですから、そういう基金へ積んだほうが有利なのかもひっくるめてやっていきたい。

そうすると、7月ぐらいに臨時の議会をお願いをして、その辺を早急に対応していきたいなと、実はそういうふうに思っておるところです。

○議長（葛迫 猛）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）異議なしと認めます。

よって、議案第61号は各所管常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第62号～議案第65号一括上程

○議長（葛迫 猛）日程第12、議案第62号から日程第15、議案第65号までの議案4件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第62号 平成21年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第63号 平成21年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第1号）案

議案第64号 平成21年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第65号 平成21年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案

○議長（葛迫 猛）説明を求めます。

○市民課長（葛迫隆博）議案第62号平成21年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

補正の主な理由でございますが、社会保険診療報酬支払基金からの本年度の年間所要額の通知と合わせ、前期高齢者交付金の決定に基づき、これらの整理を行うため、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3,741万1,000円を追加しようとするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたしますが、金額はお示ししてありますので読み上げないことを御了承願います。

6ページをおあげください。

歳出から御説明いたします。

2款保険給付費、1項療養諸費ですが、1目の一般被保険者療養給付費、3目の一般被保険者療養費、そして2項高額療養費の1目一般被保険者高額療養費は、前期高齢者交付金の交付決定に基づき、それぞれ財源更正を行っております。

7ページをおあげください。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等ですが、1目の後期高齢者支援金、そして4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等の1目前期高齢者納付金及び2目前期高齢者納付金等関係事務費拠出金の補正は、社会保険診療報酬支払基金から納付金額の通知がありましたので、確定額に沿って補正をいたして

おります。

8ページをおあけください。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金の補正につきましても、社会保険診療報酬支払基金から納付金額の通知がありましたので、確定額に沿って増額いたしております。

次に、歳入について説明いたします。

5ページをおあけください。

6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目の前期高齢者交付金の補正は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金額確定通知に基づき、増額補正いたしました。

11款繰入金、1項基金繰入金、1目の基金繰入金の補正は、前期高齢者交付金の増額に伴い、基金繰入金を減額とし、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○生活環境課長（迫田裕司） 議案第63号と議案第64号につきましては生活環境課所管でございますので、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第63号平成21年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

補正の理由でございますが、主に当初予算での計上を保留しておりました施設の整備を実施しようとするものでございます。

5ページの歳出から御説明申し上げます。

1款総務費の1目一般管理費は、共済費、公務員共済組合負担金等と需用費の修繕料を追加補正しようとするものであります。

次に、4ページの歳入につきましては、1款事業収入、1目と畜場使用料、4款繰入金、1目基金繰入金といたしまして、と畜場施設整備基金を充て、収支の均衡を図っております。

なお、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億857万4,000円になります。

引き続きまして、議案第64号平成21年度垂水

市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

補正の理由でございますが、今回潮彩町排水処理施設の修理が必要となったことから、追加補正しようとするものでございます。

4ページの歳出から御説明いたします。

1款総務費の1目一般管理費は、排水処理施設の非常用エンジンポンプ取りかえ修理に不足を生じたため、増額補正しようとするものであります。

歳入につきましては、同ページであります。1款使用料及び手数料、1目使用料を充て、収支の均衡を図っております。

なお、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ868万7,000円になります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水道課長（迫田義明） 議案第65号平成21年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案について御説明いたします。

まず、補正の理由でございますが、平成20年度企業債借り入れ時の利率に変更があったことと、人件費に変更があり、補正が必要になったものでございます。

1ページでございますが、第2条中にあります第3条の収益的収入及び支出の支出について補正を行っております。

補正内容は、営業費用を7万9,000円増額いたしまして、総額を1億9,962万3,000円、営業外費用を32万4,000円増額いたしまして、総額を5,495万円とするものでございます。

次に、第3条中の第4条の資本的収入及び支出であります。資本的収入が資本的支出に対する不足については、不足分をお示ししている資金で補てんすることとしており、資本的収入及び支出の支出について補正を行っております。

補正内容は、建設改良費を1万2,000円増額いたしまして、総額を4億9,281万1,000円とする

ものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（葛迫 猛）ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○堀添國尚議員 議案第62号についてちょっと教えてください。

もうすぐ出納閉鎖期間が来るわけですが、この保険税の徴収についてはペナルティーが科せられておられると思うんですが、今のその状況と、もしも、93%だったと思うんですが、それを超えられない場合、垂水市についてはどれぐらいの減額があるのか。それと、それがまた国民健康保険のこの特別会計とどういう関連があるのか、そこらあたりを財政課長でもいいし、教えていただきたいと思います。

○市民課長（葛迫隆博）まず、状況を説明いたします。

現在、税務課を中心といたしまして、国保税の徴収のほうに取り組んでおります。今、御指摘がありましたように、本日が出納閉鎖の期日となっておりますので、最後の追い込みをかけているところでございますが、言われました93%という目標率があるわけですが、今のところ非常に厳しい状況ということをお知らせを受けております。

仮に、その93%を下回った場合、どうなるかと申しますと、まだ正式ではございませんけれども、1,300万円ほどの国からの補助がカットされるということをお知らせしております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（葛迫 猛）ほかに質疑はありませんか。

○堀添國尚議員 いや、そうすると、その減額された場合とその特別会計との関連はどうなるのか、そこらあたりが勉強不足でわかりません

ので、財政課長でもいいですから教えてください。

○財政課長（三浦敬志）どの程度カットされるというか、昨年度後期高齢者医療制度が始まりましたので、国のほうも93%という数字は下がるだろうということは把握しております。ですから、即昨年度の例をとって1,300万円カットということには、ちょっとというふうに私は考えております。もし何らかのカットというのがあった場合、そこはまた議会の皆様方に御相談ということになるのではないかと思います。もし国保の運営が難しい場合ということでございます。

以上です。

○議長（葛迫 猛）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの議案4件については、いずれも所管の常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）異議なしと認めます。

よって、議案第62号から議案第65号までの議案4件については、いずれも所管の常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

△陳情第16号上程

○議長（葛迫 猛）日程第16、陳情第16号錦江湾未来総合戦略推進を求める陳情についてを議題とします。

お諮りします。

陳情第16号を産業厚生委員会に付託の上、審査したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）異議なしと認めます。

よって、陳情第16号は産業厚生委員会に付託することに決定しました。

△陳情第17号上程

○議長（葛迫 猛）日程第17、陳情第17号教育予算の拡充を求める意見書の採択要請についてを議題とします。

お諮りします。

陳情第17号を総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）異議なしと認めます。

よって、陳情第17号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

△桜島火山活動対策特別委員会の設置について

○議長（葛迫 猛）日程第18、桜島火山活動対策特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

桜島の継続的な火山活動による被害の調査研究並びに対策検討のために、目的達成まで、5人の委員をもって構成する桜島火山活動対策特別委員会を設置したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）異議なしと認めます。

よって、桜島の継続的な火山活動による被害の調査研究並びに対策検討のために、目的達成まで、5人の委員をもって構成する桜島火山活動対策特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました桜島火山活動対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、感王寺耕造議員、池之上誠議員、池山節夫議員、宮迫泰倫議員、徳留邦治議員、以上5名を指名したいと思いま

す。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました5人を桜島火山活動対策特別委員会委員に選任することに決定しました。

△国道整備促進特別委員会の設置について

○議長（葛迫 猛）日程第19、国道整備促進特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

交通量の増加に伴い、混雑する国道の整備を促進し、交通の緩和と事故防止を図るために、目的達成まで、4人の委員をもって構成する国道整備促進特別委員会を設置したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）異議なしと認めます。

よって、交通量の増加に伴い、混雑する国道の整備を促進し、交通の緩和と事故防止を図るために、目的達成まで、4人の委員をもって構成する国道整備促進特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました国道整備促進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、尾脇雅弥議員、田平輝也議員、持留良一議員、川尻達志議員、以上4名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました4人を国道整備促進特別委員会委員に選任することに決定しました。

ただいま選任いたしました各特別委員会委員の方々は、次の休憩時間中にそれぞれ委員会を

開き、正・副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

ここで、暫時休憩します。

午前11時47分休憩

午前11時48分開議

○議長（葛迫 猛）休憩前に引き続き会議を開きます。

△各特別委員会正・副委員長互選結果報告

○議長（葛迫 猛）各特別委員会における正・副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

桜島火山活動対策特別委員会委員長感王寺耕造議員、副委員長池山節夫議員、

国道整備促進特別委員会委員長尾脇雅弥議員、副委員長持留良一議員、以上でございます。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（葛迫 猛）明30日から6月8日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、6月9日及び10日の午前9時30分から開き、一般質問を行います。

質問者は、会議規則第62条第2項の規定により、2日の正午までに質問事項を具体的に文書で議会事務局へ提出願います。

△散 会

○議長（葛迫 猛）本日は、これをもちまして散会します。

午前11時49分散会

平成 21 年 第 2 回 定例会

会 議 録

第 2 日 平成 21 年 6 月 9 日

本会議第2号(6月9日)(火曜)

出席議員 16名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	葛 迫 猛
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	小 島 憲 男	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	深 港 涉
企 画 課 長	太 崎 勤	会 計 課 長	尾 迫 逸 郎
財 政 課 長	三 浦 敬 志	水 道 課 長	迫 田 義 明
税 務 課 長	川井田 志 郎	監 査 事 務 局 長	森 下 利 行
市 民 課 長	葛 迫 隆 博	消 防 長	関 修 三 郎
市 民 相 談		教 育 長	肥 後 昌 幸
サービスク長	島 児 典 生	教 委 総 務 課 長	北 迫 睦 男
保健福祉課長	城ノ下 剛	学 校 教 育 課 長	有 馬 勝 広
生活環境課長	迫 田 裕 司	社 会 教 育 課 長	橋 口 正 徳
農 林 課 長	山 口 親 志		

議会事務局出席者

事 務 局 長	松 浦 俊 秀	書 記	篠 原 輝 義
		書 記	松 尾 智 信

平成21年6月9日午前10時開議

△開 議

○議長（葛迫 猛）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の開議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△意見書案第18号上程

○議長（葛迫 猛）日程第1、意見書案第18号一般国道220号早崎改良（海潟地区～早咲大橋起点区間）の整備促進に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○篠原静則議員 おはようございます。

一般国道220号早崎改良の整備に関する意見書について説明をいたします。

意見書案第18号一般国道220号早崎改良（海潟地区～早咲大橋起点区間）の整備促進に関する意見書について、会議規則第14条の規程により提出をいたします。

提案理由でございますが、国土交通省は、直轄国道事業について全国で18地区の事業凍結を発表いたしました。

この凍結18地区のうち3地区が九州管内であり、本市の220号早崎改良も含まれております。

御承知のとおり、早崎改良の海潟地区脇登から早咲大橋起点小浜区間は、前後区間が整備済みまたは整備継続中でありながら、歩道未設置で狭隘なトンネルを抱えた区間であり、整備の必要性は必至であると思われまます。

全国的にも、凍結地区においてそれぞれの凍結解除の運動が行われるようでございます。

このような状況の中、この凍結路線の再評価のための事業評価監視委員会が6月下旬及び7月下旬に開催される予定であります。

そこで、垂水市議会も積極的な要望推進を行

うために、整備推進に関する意見書を提出しようとするものでございます。

なお、意見書案につきましては、お手元に配付いたしてありますので、朗読は省略して提案とさせていただきます。

以上、議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長（葛迫 猛）ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの意見書案を持って御参集願います。

午前9時35分休憩

午前9時40分開議

○議長（葛迫 猛）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました意見書案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

意見書案第18号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）異議なしと認めます。

よって、意見書案第18号は原案のとおり可決されました。

一般国道220号早崎改良（海潟地区～早咲大橋起点区間）の整備促進に関する意見書（案）

一般国道220号は、宮崎市を起点とし鹿児島県鹿屋市・垂水市を経て、霧島市に至る路線であり、大隅地区の産業・経済・観光・文化等の振興にとって必要不可欠な主要幹線道路である。

この国道220号は年次的に整備が促進され、早咲大橋や牛根大橋の完成により通行止めの交通規制も解除され、流通機能の安定化等とともに地域住民の大きな喜びとなったものである。

しかしながら、本路線の未整備区間である早崎改良（海潟地区～早咲大橋起点区間）の延長1.4kmについては、国土交通省の費用便益比（B/C）の点検により、道路整備の効果が費用を下回ったとして、去る3月31日に事業を一時凍結すると発表されたところである。

本区間は狭隘なトンネルを抱えた歩道未設置区間であるため、本市の主要な農水産物のさやインゲンやピワ、かんぱち・ブリなどの円滑な流通に支障を来し、さらには児童・生徒の通学および一般住民、観光客などの通行の安全・安心の確保が十分であるとはいえない状況である。また、活火山桜島を眼前に控えた地区であることから、大爆発時の避難および救難などの防災道路としての重要性も踏まえ、整備促進が喫緊の課題といえる。

よって、垂水市議会は国土交通大臣および直轄管理所管である国土交通省九州地方整備局長に対して、流通機能の円滑化や地域住民の生活・財産を守るため、下記事項について特段のご高配を賜るよう強く要望する。

記

1. 一般国道220号 早崎改良（海潟地区～早咲大橋起点区間）の事業継続と整備促進を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月9日

鹿児島県垂水市議会議長 葛迫 猛

国土交通大臣 金子 一義 殿

国土交通省

九州地方整備局長 岡本 博 殿

△一般質問

○議長（葛迫 猛） 日程第2、これより一般質問を行います。

質問者は、1回目は登壇して行い、再質問は質問席からお願いいたします。

なお、本日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。

また、質問回数については3回までとし、初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、2番大藺藤幸議員の質問を許可します。

[大藺藤幸議員登壇]

○大藺藤幸議員 おはようございます。

さつきの空も遠ざかり、ことしも忘れずに梅雨がやってきそうです。昨年は大きな被害もなく安堵しておりましたが、やはりこの時期になりますと過去の苦い経験を思い出さずにはいられません。市民が安全に生活できることを願っております。

今のところ梅雨入りの情報はありませんので、さつきの空のつもりでさわやかに質問をさせていただきます。

さて、市職員の公務以外の活動について、課長会のボランティアの清掃作業、地域担当職員制度での活動、スポーツ少年団の指導、フェスタ等の準備作業、高峠つつじ公園のボランティア作業など、相当職員も頑張っていただいております。もう職員の意識向上は本当に目覚ましいものがあると思っております。ただ、もう一歩近づけば100点に近い評価ができるのではないかなと思っております。

といいますのは、垂水のこの市庁舎の清掃作業にシルバー人材センターへの年間委託費が年間約300万円、我々の一般の会社なり経営者なり

から考えますと、自分の職場は朝10分、15分早く来て仕事に取りかかる準備をしたい。過去には、定年退職されたと思っておりますけれども、ある課長さんは毎朝7時半に出勤され、トイレの掃除をなさっていたと伺っております。そのような考えの持ち主も職員の中にはおられました。今もそのような職員の方がいらっしゃるかも知れませんが、いまだに私はそのことを耳にしておりません。

あるときに市庁舎の駐車場の前にごみが落ちておりました、植え込みの角でございましたが、よく目につきました。ところが、職員は朝出勤されるときに目に入るはずでございましょうが、私も片づけずに置いてみました。2週間ほどたって、多分シルバーの清掃作業の方が片づけられたのではないかと感じておりますが、やはり自分の家の庭という感覚を持って対処すべきものじゃないかなと、そのようなふうに思っております。

今、職員も財政改革のもと、マイボトルの持参、昼休みの消灯、窓際の照明の消灯ですね、いろいろ頑張っておいででございましてけれども、やはり市民に公務員という立場を理解していただくためにも、垂水の職員は自分の城を自分たちで片づけ、掃除をしているんだということをアピールする必要があるかと思っております。

そして、これはトップダウンではなかなか難しい面があるかと思っております。特に若い方々もボランティア作業等に出ておいでになる方は大体決まっているように伺っております。私もそのような背景を目にいたしております。全職員が、できるなら職員一人一人にこの件について意見をいただきたいのでございましてけれども、不可能なことでございまして、この本会議場で課長さん方、最後に市長に見解を伺いたいと思っております。

これで、1回目を終わります。

○財政課長（三浦敬志）おはようございます。

大菌議員の御質問にお答えする前に若干説明をさせていただきます。ただいま大菌議員が、公の施設の部分について市庁舎の部分が300万円という御質問がございましたが、市庁舎部分につきましては117万円でありますので、一応前置きをさせていただきます。300万円につきましては、市役所、運動公園、市民館、文化会館、図書館、両支所、これを合わせての300万円でございますのでどうぞよろしくお願いいたします。

では、答弁をさせていただきたいと思っております。財政課長としての立場でお尋ねにお答えいたします。

財政課は、委託料の300万円につきましては、財政課が庁舎、公の施設の面の管理として財務係が関係しております。財務係としては、300万円の一般財源が出てまいりますと非常に助かります。管財係の立場で考えますと、素人の職員の対応で大丈夫であろうかということでございます。排水口が詰まった場合、すぐ300万円近い修繕料が出てくるのではないかと危惧であります。

では、財政課としてどちらにウエートを置くかを考えた場合、施設管理はなれた方に任せたいほうがいいのではないかと考えでもあります。また、委託を中止した場合、職場を追われる高齢者の方々を再雇用できる施設が垂水市にあるかどうかの懸念もあります。

これらのことを総合して考えるならば、一般財源の300万円は惜しいが、委託もやむなしとの結論でありました。ただいまの答弁は三浦個人としての考えでもあります。よろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）大菌議員の質問にお答えいたします。

保健福祉課では、当番表を独自で決め、毎朝就業前に課内の机や床の清掃を行っているのが現状でございます。

お尋ねのシルバー人材センターについてです

が、シルバー人材センターの設立の目的は、「高齢者の方が持っておられる能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする」と明記してございます。現在、会員167名の登録があり、活動をされておるようでございます。

私ども保健福祉課では、本年度から第4期高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を実行中であり、その中の基本方針に、「健康づくり」「介護予防の推進」「生きがいを持ち、社会参加のできる支援」などと明記してございます。シルバー人材センターの会員の方、特に高齢者の方の積極的な社会参加の推進が健康づくり、介護予防の推進、ひいては医療費の抑制につながると私どもでは考えております。

以上です。

○総務課長（今井文弘）おはようございます。

大藪議員の御質問にお答えいたします。

総務課の清掃の現状ですが、毎朝女性や若手職員が早出をして課内の清掃をしております。ごみ出しの日は、ごみ出しスケジュール表を作成し、課内の全職員を割り当てて対応しているところでございます。

議員言われますことは十分に御理解するところでございますが、仮に清掃を課内だけでなく、議員が言われますシルバーに委託している廊下、トイレ、ロビー等を職員で清掃するとなると、いろいろと問題が生じてくるようでございます。

総務課としての立場で考えますと、勤務時間内にするのか勤務時間外にするのか、毎日するのか、週に何日するのか、業務命令として職員にさせるのか、そうしますと時間外手当の問題も生じる可能性もあります。勤務時間内になると業務に支障を来すおそれもあり、またボランティアにした場合、確実な清掃は困難なことが見込まれ、以上のようなことがございます。

行財政改革を実施している中で、清掃のあり

方の見直しを考えるとすれば、業務に支障がないように、また経費削減の方向で考えなければいけないと思いますし、現在実施している地域担当職員制度やボランティア作業等のように、職員の理解と協力がなければ簡単に実施することは困難であると考えます。

また、現在シルバー人材センターから派遣されている方たちは、女性の高齢の方々です。今は雇用情勢が厳しい状況の中で、この方々の雇用の確保という点も考慮しなければならない問題だと考えております。

つきましては、今後、全庁的な協議の場で十分検討していく必要があると考えます。

○企画課長（太崎 勤）おはようございます。

市庁舎等の清掃委託費について、企画課としての考えでございますが、御承知のとおり、本市の行政改革を推進する所管課であります。平成16年度市のすべての事務事業を取りまとめ、それぞれの事務事業について関係各課と見直し等のヒアリングを行っております。

その1つとして、庁舎保守の事務事業、いわゆる清掃管理について、庁舎管理の担当部署の財政課管財係との協議がなされておりましたが、各課の職員による清掃を検討されておりますが、当時失業対策事業を引き継がれた高齢者の方々による清掃業務が行われ、社会参加による高齢者の生きがい対策の側面などを勘案した結果、行政改革の事務事業の見直しから削除された経緯がございます。

清掃委託費の有効利用についてさらなる行財政改革を推進していくために、このような事務事業の見直しを再度検討していく必要があると考えます。ただし、見直しに当たっては、今後の職員数の減や権限移譲に伴う業務量などを総合的に勘案し、実施方法について、市民サービスの低下を招くことのないよう十分考慮する必要があると考えます。

○農林課長（山口親志）職員による庁舎等の

清掃についての質問であります。室内清掃だけでなく庁舎すべてとなりますと、勤務時間内の清掃となること、また1つの課で実施することは不可能であること等を考えますと、最初で十分な協議を行い、職員全員で共通の考えを持ちスタートする必要があると思います。

また、勤務内の作業のための市民への啓発、シルバー人材センターへの配慮も必要かと思えます。

○生活環境課長（迫田裕司） おはようございます。

職員の職場環境に対する意識改革ということでは大変すばらしいことだと思います。全国では、平成の大合併で小規模町村が切り捨てられるとの懸念から、合併しない宣言を出して話題になった福島県矢祭町が、総務課長みずからが朝早く出勤し、役場庁舎のトイレ掃除を実施していることで有名でございます。

現在、垂水市の職員は、清掃活動を含めたさまざまなボランティア活動に参加しており、その姿勢は県内市町村の中でもトップレベルにあると高く評価できるのではないかと考えています。

しかしながら、日常のごみ出しや各課の部屋の掃除などは、一部職員や臨時職員の役割になっているとございます。その役割以外に当然勤務時間外にトイレ掃除や廊下の掃除、ロビーや玄関前の掃除のほか、庁舎周りの草取りなど環境整備まで実施することになりますので、そのためには、まず全職員が参加する体制づくりを課長会などで協議する必要があると考えるところでございます。

終わります。

○土木課長（深港 渉） おはようございます。

庁舎清掃につきましての御質問に土木課長個人としての考えを述べさせていただきます。

現在、土木課事務室内の全面的な清掃につきましては、定例的には毎週金曜日に課員で行っ

ており、週1回程度の清掃であれば、関連する廊下及びトイレも含め、課員で対応できると考えております。

ただし、全庁での取り組みとなりますと、頻度とか範囲につきましては、課ごとの人員体制等の観点から全庁的な整合を図る必要があると考えます。また、庁舎清掃に係る予算の有効利用を考えますときに、シルバー人材センターの活用を図ることも重要でございますので、一方的に職員実施への移行を行うことなく、総合的な調整を図る必要があると考えます。

以上です。

○市民相談サービス課長（島兎典生） 市民相談サービス課は西側別館1階にあります。清掃についても、面積的には非常に小さい面積ですので、職員でやることになれば可能だと考えます。

○教委総務課長（北迫睦男） 個人の考えをということでございますが、庁舎等の清掃については、現在シルバー人材センターへの委託でございますので、各課長からありましたように雇用の問題等、関係者との協議が必要ではないかと思えます。

仮に職員清掃を実施するとなれば、今後も行革を進める中で、作業内容や、どの程度の規模でやるか、例えばボランティアで勤務時間外にやるのか勤務時間内にするのか、いろいろな問題を十分検討する必要があると思います。

○学校教育課長（有馬勝広） おはようございます。

清掃費の使い方につきましてでございますが、教育委員会の総務課長が今申し上げたとおり、私も同じ考えでございます。

以上でございます。

○社会教育課長（橋口正徳） 社会教育課の場合、市民館あるいは文化会館、図書館、運動公園等をシルバー人材センターのほうのこの委託費の中の主にトイレ清掃等をお願いしているわ

けでございます。ほかの事務室等につきましては、それぞれ職員で清掃をいたしておりますが、1つ教育委員会での取り組みを御紹介いたしておきますが、庁舎内の清掃もですが、教育委員会の場合、庁舎周りの清掃が非常に大変でございます。維持管理等ですね、花壇の手入れあるいは生け垣の管理、国道沿いの花壇の手入れなどをするため、毎月1回、職員ボランティアで1時間程度の市民館周りの清掃作業を実施いたしております。

文化会館等におきましては、大きなイベントを実施する場合、教育委員会の職員総出で清掃作業を今、実施しているような状況でございます。

以上です。

○税務課長（川井田志郎） 税務課では、定期的に課内及び税務課カウンター前のロビー等の清掃を行うようにいたしております。

個人的意見ではございますが、自分たちの職場の周辺は自分たちで清掃をするということはいいことではあると思いますが、庁舎外周り等を限定してシルバーの方々の雇用の場という考え方で就労いただくのはいかがでしょうか。

○水産課長（塚田光春） 個人的な見解で申し上げますが、私は、自分たちの職場内の清掃ということで、いいことだと思います。

しかし、事前に清掃の日程、区域等を十分に協議しながら、みんなで清掃していければいいというふうに思っております。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 商工観光課が今おります範囲内でお答えいたしますと、現在、課内及び一部通路について職員で清掃いたしておりますので、その延長で考えれば、職員の理解が得られればできないことはないと思いますが、一方で、本課においては現在、鹿児島県など雇用状況の悪い地方における雇用対策としての事業や急激な景気の後退による緊急な雇用対策など雇用の創出に取り組んでいるところであ

り、庁舎の清掃など特に高齢の女性の働く場所として適していると思われまので、この点について十分な配慮が必要ではないかと思っております。

○水道課長（迫田義明） 職員による清掃についてですが、水道課長としての個人的な意見です。

清掃業務という自己の労働、能力を生かしながら一生懸命頑張っているシルバーの方々の職場を一部奪うということになるかと思いますが、行財政改革を進めている本市において、見える改革という点では、市民に対してはその効果は確かに大きいと思います。しかしながら、職員に対しての意識改革につながるのか、ちょっと疑問なところがあるかと思えます。

以上です。

○消防長（関 修三郎） おはようございます。

消防本部、諸分遣所につきましては、毎朝、車両、車庫、事務室等、当務隊において清掃をし、また週1回土曜日に大掃除を実施しています。

市長部局につきましては、各課職員による清掃となりますと、現在シルバー人材センターから派遣されて業務をされている方々の仕事をなくすることになるのでは、また有効利用については、今後検討していければいいかと思えます。

以上です。

○監査事務局長（森下利行） おはようございます。

大菌議員が言われるとおりの、職員で清掃を行うことは大変いいことだと思いますが、ただ、職員で取り組むこととなりますと、実施する時間などいろいろな問題が出てくると予想されます。

市といたしましては、シルバー人材センターの育成という側面も考えていかなければならないことや、またセンターに登録されている方の中で、技術を持っている人は別といたしまして、

技術を持っていない女性の方々にとっては、庁舎内の清掃は仕事量から考えましてもとても適した職場ではないかと考えております。

確かに、職員で実施すれば、清掃にかかわる費用は市民サービスの必要な別なところに活用はできますが、雇用の場の提供という観点から考えますと、どちらにするか難しい選択になると思いますので、今後十分な協議が必要ではないかと考えております。

以上です。

○会計課長（尾迫逸郎） 職員の事務室につきましては、当然のことながら職員で清掃を行っております。

ただ、市職員がすべての清掃業務を行うことにつきましては、今後、清掃業務を委託している団体とのかかわりや職員のサービスなど、いろいろな角度から話し合いを進めていく必要があるかと思っております。

以上です。

○市民課長（葛迫隆博） 市民課では、業務に当たります室内、それから市民の方々が証明書等の申請書を記載されるロビー、そして玄関ロビーを清掃しております。特に玄関ロビーでは毎朝、ジュースのこぼれ、それから机、いすの汚れ等を点検した上で清掃しており、勤務時間内でもその都度対応いたしているところでございますが、フロアのふき掃除については常時行っておりません。

そこで、職員による清掃ということですが、1点目として、シルバー人材センターの方々の業務をなくしてしまうということ、2点目として、職員が削減され業務がふえているという環境にあり、サービス残業や土・日出勤する職員もいるなど、時間に拘束されている状態も配慮しなければならないと考えます。

職員による清掃の完全実施は可能でありますけれども、そのためには、庁舎内の美化に対する意識を共有する体制づくりとして、心も体も

余裕を持てる職場環境づくりが第一歩ではないかと思っております。

市民課では、経営方針の1つに「清潔で明るい職場環境の構築」を掲げておりますので、達成に向け努力してまいります。

以上です。

○市長（水迫順一） 最後に、私のほうからお答えをしたいと思います。

まず、それぞれ課長が答えましたが、本心はもうやりたいという気持ちだと思うんですね。もう1つ、やはりシルバーの雇用を奪うんじゃないかというような懸念をそれぞれが持っているということだと思います。

金額につきましては、本庁のほうで117万円と、これは月・水・金ですね、午前中3名の方に来ていただいております。あとは職場の中の自分の部屋その他については自分たちでやっているという現状でございます。

このことを決めたのは、平成16年の行財政改革の検討の中で、すべて掃除も自分たちでやろうという意見が結構あったんですけど、こういう今までシルバーに全部していただいていた分を室内だけは自分たちでやろうかということで、月・水・金の午前中の3名という形をとって、一歩前進してここまで来たという背景があることはまずお知りおきをいただきたいなと、そういうふうに思います。

全国的にはもうどこもそういうような方向、自分たちの職場は自分たちでやろうというのは当然の傾向だろうと、そういうふうに思うんですね。本市におきましても、市民と協働のまちづくりを目指しておりますので、庁舎の仕事は、そういう清掃関係は当然庁舎の職員でやらなければいけない、そういうことだと思います。ただ、今言いましたような問題があるということでございますので。

ただ、シルバー人材センターの現状がどうかといいますと、今167名で、売り上げが年間7,000

万円ございます。そしてこれはどういう傾向にあるのかといいますと、去年で大体21名ぐらい会員がふえておるんですね。今後は高齢化に伴いましてどんどんどんどん会員がふえる傾向にあるだろうと、そういうふうに思います。

そうすると、派遣事業のほうと請負の事業と2種類ございまして、請負のほうが5,500万円、派遣のほうが1,500万円、合計7,000万円という売り上げになっておるわけですが、これも若干ふえてはおるんですが、これからどんどんどんどんふえるかという、その辺にはまた疑問もあろうと思います。

ただ、一方で、高齢者の方々が社会の一員として役に立っておるんだよと、ここに生きがいを感じて楽しく健康に過ごしていただくという側面からしますと、シルバー人材センターの果たしておる役割がかなり大きいものがございしますので、ここをすべて否定することは、私は現状では難しいんじゃないかと、そういうふうに思っております。

ただ、いろんな問題がございしますので、今後検討は、どこまでが許されて、どこまでしたほうがいいのか、その辺は考えていきたい。庁舎内だけじゃないと思うんですね、そのほかについても職員がまだやれるところがあるのか、その辺もひっくり返って考えていかなければいけません。

ただ、職員サイドも非常に大変、あと少して100点だよというような評価をいただいて私も非常にうれしいんですが、一生懸命やっております。ですから、また職員もどんどんどんどん数が減る中で、仕事はどんどんどんどん分権でもふえてきておりますので、その辺も勘案しなければいけない、そのように思っておりますので、御了解いただきたい。

○大園藤幸議員 全課長さんに答弁いただきましたけれども、次に、大体今の答弁で内容の把握はできましたが、代表して、次は総務課長さ

んに御答弁をお願いしたいと思います。

今の内容で見ますと、ほとんどが雇用の問題、シルバー人材センターの育成、今、市長のほうからは、シルバー人材センターの登録メンバーの増加、そのような背景からシルバーの仕事を奪うべきではないというようなふうに大多数の課長さん方の御答弁をいただきました。その次に、時間外手当の問題、時間内にするのか時間外にするのか、時間内にすれば公務で十分だと思いますが、時間外になりますとボランティアになるのかという意見だと思います。

次に、配水管の詰まり等専門職も必要だと、職員では配水管の詰まり等の修理はできないんだというような意見でございしますが、シルバーのそういう問題は、それなりの専門職にお願いすべきものであろうかと思えます。

次に、職員への負担増ということ、そして、二、三の課長さんは前向きに検討したいというような意見もございました。

ただ、雇用の問題に関しましては、市庁舎、本庁で117万円、職員240名前後いらっしゃると思いますが、これを年間1人で割ったら幾らのボランティア作業になるんでしょう。117万円を240人で割っていただきたい。そのことですね。

そして、雇用の問題に関しましては、117万円をまだまだ市民のサービスのために使わなきゃならないところがあるはずですよ。財源に117万円、一般財源に、要らなくなったからといって入れる必要はないと思います。シルバーさんの雇用対策に関しましては、まだまだシルバーさんをお願いすべき要望がある箇所が相当市内にもあるはず、そっちに回せば何らシルバーさんの雇用を奪うことにはならないと思います。

次に、時間外手当の問題、ちょっと触れましたが、117万円を240名体制で割っていただきますと、幾らですかね、ちょっとピンと来ませんが、当然1万円弱になりますよね。それを時間内でやるのか時間外でやるのか、どうなんでし

ようね。何千円単位のを年間に交代制で奉仕作業をしていただきたいという考え方でございます。

配水管の詰まり等は先ほど申し上げましたが、これはそれなりに掃除に来て、清掃作業に来ていらっしゃるシルバーの方々でできるはずがございません。ですから、それなりの専門職をお願いすればよろしいかと思えます。

あと、職員への負担増、本当にこれは1回目の質問で申し上げましたが、本当によく頑張っているんですけど、あと一歩なんです、あと一歩。この一歩とこの負担増を比べていただきたい。

あと、今回は6月議会ということで新年度に入りまして1回目の議会でございますので、新しい課長さんがおいででございますので今回を選ばせていただいたわけでございますが、次年度の予算編成等もございましょうが、その前に、私としては各課に帰っていただいて、所管の課で若い人たちも課長さんを筆頭に協議をしていただいて、いい機会に御返事をいただければと思っております。

総務課長、よろしく願いいたします。

○総務課長（今井文弘） 今先ほども申し上げましたが、私も個人としてはなんです、それぞれの立場での御理解が、皆さん職員が得られれば、議員も言われますとおりに自分たちの職場のことでありますので、やっていくということは非常にこれには賛成をしているところでございますが、今、議員も理解されていると思いますが、今、行革を取り組んできている中で、やはり職員も意識の改革も大分変わってきているという中で、ある課長からも出ましたが、サービス残業、そういうようなところもみずからどんどんやっている、そういう中でございます。

そのような中で、業務にまず支障が出ないような形でやっていかなければならないというふうに、また経費の削減効果も考えて十分検討し

ていかなければならないと思っておりますが、このようなことについてやはり今後、課長会あるいは職員組合、それ等もございまして、十分検討をしていかなければ、協議をしていかなければいけないというふうには考えております。

シルバー人材センターに委託しておりますが、そういう方々の仕事を奪うと、財源的にもそれを浮かせるんじゃないかと、別なところでの市民サービスへ使っていったらどうかというようなことでも議員言われておりますけれども、やはり私も申し上げましたとおり、やはり今、清掃をしていただいている高齢者の女性の方、この方々はここしかできない、1つの技術的なものは持っていないそういう方々でもございますし、やはりそういう方々の職場を奪うと、職を奪うということは今後やはり考えていかなければいけない。

その人たちしかできないこと、またほかの部分でできない部分はまた一部委託するとか、そういう方々をお願いをするとか、そういうようなことで、やはり全面的に廃止するんじゃないかと、一部のことで、そういうところも含めまして今後、全庁的に考えていかなければいけないのかなというふうに考えております。

○大園藤幸議員 答弁は要りませんが、今回こうして全員の課長さんに答弁のお願いをしたのは、トップダウンではなかなか全員の意識の向上がない、そして本当に、全員の課長さんに対しては失礼かもわかりませんが、職員の意識改革をするためには直接統率をされる課長さん方の考えが一番大事だと思っております。

私の質問の内容はよく把握をしていただいたと思いますが、次の機会に、いい機会に関係各課で協議された内容をお示しをいただきまして、できるなら来年度から117万円の半分でも職員で手助けをいただければと思っております。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（葛迫 猛）次に、6番田平輝也議員の質問を許可します。

[田平輝也議員登壇]

○田平輝也議員 皆さん、おはようございます。

本市の農家にとりましては、春の収穫も終わり、田植えの時期になってまいりました。そして梅雨も間近となり、災害が心配される時期にもなってまいりましたが、今後、災害のないことを心から願っております。

また先日は、瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールが盛大に開催されました。そして本当にすばらしい演奏会であったとの声を多くの人からお聞きしました。市長、教育長初め、関係されました職員の方々、本当に御苦労さまでございました。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い一般質問をさせていただきます。

今、全国的に少子高齢化が進んでおります。そのような中で、高齢者の介護を社会全体で支える制度として介護保険制度が開始されて、現在に至っていると思います。

垂水市の高齢化率が現在は34.7%ぐらいとなり、県内の市の中でも2番目の高齢化率のようでございます。そして今後、団塊の世代が定年を迎える現在、ここ数年のうちに高齢化はますます進行していくのではないかと考えております。当然、介護を必要とされる人も年々増加することと思います。そのような背景の中で、今後、介護を必要とされる市民の要望にこたえることができる体制づくりとして、どのような対策を検討されておられるのか伺います。

また、本市でもひとり暮らしの単身高齢者の方々が年々多くなっているかと思えます。今現在の各校区ごとの世帯数とその割合、また市内全体の推移など、現状をお伺いいたします。

次に、本市の観光についてですが、道の駅たるみずは、17年4月にオープンして4年が過ぎ

ました。毎年4月、5月の大型連休は大変な来客数というふうに聞いております。特に昨年は牛根大橋の影響で来客が多かったようですが、ことしの来客数、売り上げなどはどうだったのか、その実績を伺います。

次に、水道事業について伺います。

水は、私どもにとって命の源であります。水のありがたさ、水道行政、事業がいかに大切なものであるか再認識をしております。さきに策定されました垂水市の水道ビジョンの中に、「清らかな水と信頼を未来に届ける水道」と掲げられ、そして市民に安心な水を安定して継続的に供給することを理念にされており、とても心強く思っております。

さて、昨年度も内ノ野の水源地の改修やその他の改修などが実施されており、また監査委員の審査も終了したと聞いております。

そこで、20年度の収支状況などどうであったのか。また本年度までの実施予定の事業、工事内容、そしてまた今後の計画を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）田平議員の質問にお答えいたします。

高齢者の介護を必要とされる市民の要望に対して、本市の施策の検討についてですが、昨年度1年間に取り下げの申請を含めまして、年間1,126人から1,351件の要望をいただいております。

この中で最も多い要望が、ヘルパーの派遣で392名、次いで通所によるリハビリが320人、デイサービス希望者が241人、老人保健施設特養への入所希望が235人などとなっております。希望者の約3割がヘルパー派遣を望んでおられます。

逆に少ない希望では、訪問リハビリが10名、訪問入浴が13人、小規模多機能施設利用希望が23人、居宅療養の管理指導が32人などとなっております。

ほかに昨年ふえたサービスでは、福祉用具の

貸与・購入に178人や、住宅改修に81人と依然要望も強く、またグループホームへの入所についても60人の方の希望がありました。

今後、本市に望む高齢者の医療や介護の施策として、調査対象の高齢者や若年者の両方とも、在宅で受けられる医療や介護サービスの整備を5割の方が望まれております。次いで、病気や介護の予防及び寝たきり予防対策の充実が続いております。

これらのことから、第4期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、「市民一人一人が生きがいや夢を持ち、住みなれた地域で安心して暮らせる垂水」を目標に置き、第3期で行ってまいりました、介護保険事業計画時に導入した地域密着型サービスの充実を図ってまいります。さらに、介護予防にも積極的に取り組み、認知症や寝たきり予防等の各種相談や教室を地域包括センターを中心に展開していきたいと考えております。

次に、単身高齢者世帯の各校区ごとの世帯数と割合についてですが、まず、華厳園、恵光園の入所者を除く単身高齢者世帯数は、6月1日現在、市内で1,786世帯となっており、5月末の市内の世帯数7,312世帯で割りますと、24.4%と4世帯に1世帯が65歳以上の単身世帯となっております。

平成17年10月の国勢調査時点が1,337世帯であったことを比較しますと、推計人口と住民基本台帳上の世帯数で単純には比較できませんが、ここ数年で単身世帯が急激にふえていることが言えると思います。

お尋ねの校区ごとの世帯数と割合ですが、多い世帯数順では、垂水校区で697世帯19.8%、次に協和地区で230世帯27.4%、終原地区で197世帯29.4%、水之上地区の183世帯25.3%などとなっております。

校区世帯数の割合で多い順は、新城地区の175世帯32.3%、牛根麓地区の80世帯32.3%、牛根

境地区の135世帯31.5%などとなっております。このほか、二川地区は89世帯26.3%となっております。この結果、新城と牛根麓地区では3世帯に1世帯は単身の高齢者世帯であることがわかると思います。

以上です。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 御質問の2点目の本市の観光事業についての御質問にお答えいたします。

道の駅につきましては、御指摘のとおり、例年4月後半から5月の連休にかけて非常に多くの来場者があります。その年により連休の形態など変わりますので一概に比較できませんが、議員の御質問にありましたように、昨年は3月20日に牛根大橋が開通し、その効果もあって、4月25日から5月6日までの間の売り上げは約3,500万円、来場者数は約6万4,000人を記録しました。1日の売り上げもそれまでの最高で563万円を記録しております。

今年度につきましては、昨年秋からの世界的な景気低迷の影響などマイナス要因がありまして、毎月の売り上げが伸び悩んでいたこともあり心配しておりましたが、E T C効果による遠方からの来場者がふえましたことや、景気低迷による国内旅行への増加が見られたことなどその要因と思われませんが、前年同期で比較しますと売り上げが4%ほど伸び、約3,700万円、来場者数は2%ほどの伸びで約6万6,000人となっております。

なお、E T C効果につきましては、参考にするために道の駅が駐車場での車両調査をしましたところ、連休中の駐車場利用車両の約8割が県外からの車で、そのうちの5割ほどが九州管内からの車であり、そのほか遠くは北海道からの車もあったと聞いております。また、連休中の1日の売上高は、5月4日にこれまでの記録を5万円ほど上回る568万円となる最高額に達したとのことでございます。

○水道課長（迫田義明） 田平議員の水道事業についての質問にお答えいたします。

まず、平成20年度の収支状況でございますが、昨年4月1日から水道料金の改定をさせていただきました。その影響もあり、給水人口の減少や工事実施に伴う費用の増加もありましたが、4,291万5,981円の純利益を上げることができました。

次に、今年度の実施予定の工事と来年度以降の計画について御説明申し上げます。

まず、今年度の実施予定の工事ではありますが、昨年度に引き続き、今年度が最終年度になります浄水場の改修工事、これは既設の緩速ろ過池本体の耐震補強、ろ過材の改修及び電気計装設備等でございます。

また、今年度から23年度ぐらいをめどに、ライフラインとしての機能確保及び災害に強い管路網の構築を図るため、バイパス管の整備工事、これは浜平大都線を主に配水本管を新設するものでございます。

それと、国道拡幅に伴う配水管布設工事及び給水管切りかえ工事、その他市道改良に伴う工事も予定しているところであります。

22年度以降につきましては、国道拡幅に伴う工事、市道改良に伴う工事等を計画しているところでございまして、これ以降につきましては、いよいよ維持管理中心の水道事業に移行していくものと考えているところでございます。

以上でございます。

○田平輝也議員 それでは、2回目の質問に移ります。

先ほど単身高齢者の世帯が1,780戸数ぐらいとのことでした。また、本市全体で世帯数が7,300戸数ぐらいであり、その割合が24～25%と聞いてびっくりしております。そしてまた、特に新城地区、牛根麓地区は32.3%と、3世帯に1世帯は単身の高齢者世帯とのことでございます。その次に牛根境も並んでいるようでございます。

単身高齢者世帯が先ほど、4年前に比べて、この4年間で約450世帯もふえたとのこと、今後も急速にふえていくのではないかというふうに考えております。このような方々が病院や買い物に行くにも、交通が不便であり、また特に中山間の地区の方々は大変だと思います。また、これらひとり暮らしの孤独死や本人が緊急のときなどの通報対策など、そのほか市として何か検討などされておられるのか伺います。

そして、垂水市内に今、開設されております介護事業所の現状などについて伺います。事業所ごとの利用状況で特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び療養型施設などの待機者数はどうなのか。2年前は恐らく30何名と聞いておりましたが、現在どうなっているのか。そして、朝来て夕方帰る通所介護、通所リハビリ事業の利用の状況は以前より増加しているのか、減少しているのか。

それから、グループホームや今各地区などでできている介護ホームの状況で、待機者数や現状利用者の状況はどうなのか伺います。

それから、ここ一、二年で新しい介護事業所などが開設されているようですが、今後の各事業所の事業展開計画として、特に今、新城地区などへの新事業計画などが無いのか、あるのか伺います。

次に、観光についてですが、道の駅たるみずの経営は順調だと聞いておりますが、4年間の来客数、売り上げなどの経営状況の推移と、さらなる経営の安定を図るためにどのような対策をされておられるのか伺います。

また、猿ヶ城開発の進捗状況と今後どのような計画をされているのか伺います。

そしてまた、5月の連休で高峠の来客数は例年に比べてどうだったのか伺います。

次に、水道事業でございますが、安心な水を安定して継続的に供給するということは大変な業務であるかと思います。本市は何回か、災害

により水道施設も被害を受けております。そして、災害復旧におきましては、職員の方々や工事関係者の方々が頑張っておられる姿を何回か目にしております。

そこで、災害による被害、施設の老朽化や耐用年数の問題などを解決していくために工事の発注がなされていると考えますが、今年度を含め、これら管工事組合の方々や地元の業者さんたちが工事に参入できる機会などはどうなのか。また、地元業者さんのために分割発注などの方法はどのようにされておられるのかお尋ねいたします。

また、地元業者さんの参入を今後つくっていくことが今後の、先ほど回答がありました、維持管理において非常に大きなものになっていくのではないかと、そういうふうに思っております。

以上で、2回目の質問を終わります。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）ただいまの御質問にお答えいたします。

単身高齢者の問題ということで先ほど言われましたので、私ども介護予防係と包括支援センターの職員が訪問調査したときに伺ったのを御紹介したいと思います。

ひとり暮らしの方に起こっていることとして、生活の不安、周りとのコミュニケーション不足、買い物や通院などの交通弱者やごみの搬出等に困っているというのが切実な問題ということで相談があるようでございます。

それと、特別養護老人ホーム等の待機者等についての御質問にお答えいたします。

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び療養型施設の待機者数でございますが、最も新しい数字で、恵光園が4月22日現在81名、華巖園が5月末で45名、コスモス苑が6名、温泉病院、東内科が3名という状況でございます。

次に、通所介護、通所リハビリの利用状況でございますが、過去3年間の動きを見えます

と、利用者、給付費とも横ばいの状況が続いております。

通所介護につきましては、要介護、要支援者とも年間約800人の利用があり、給付費は6,000万円程度となっております。

通所リハビリについては、要介護者の利用は年間延べ1,900人台で推移しており、要支援者については600人前後の方々が利用されております。

なお、給付費については年間1億6,000万円前後の支出となっております。

一方、地域密着型のグループホーム、小規模多機能事業所の状況でございますが、こちらのほうはここ3年間で急激な増加を見せております。

グループホームにつきましては、現在、市内に4カ所の認知症対応型のグループホームがございまして、昨年、一昨年と2カ所開設されて、昨年度の利用者が年間710人、給付費は1億6,000万円でございます。現在の利用者はほぼ満床の状態、今後3カ年で施設の建設計画はなく、この水準で推移していくものと思われま

す。小規模多機能事業所については、これまで牛根の「ひなたぼっこの家 境」が1カ所でしたが、ことし4月に3カ所開設されまして、より近いところで地域密着型のサービスが可能となっております。

境の例を見ますと、年ごとに地域の方々に認識されておりまして、また特区申請で許可となりました障害者との交流も行われておるようでございます。昨年の実績で延べ176名が利用されております。月平均15名の利用となっております。

ことし開設されました海潟、中央、柘原地区の小規模多機能事業所がより地域に認識されることによって、今後利用増が見込まれ、住みなれた地域での自宅と通所での生活が可能になると思われま

す。今後の計画ですが、平成21年度から平成23年

度に行います第4期介護保険事業計画では、ことし3カ所開設されました小規模多機能型居宅介護事業所の利用状況など、推移を確認していくとともに、今後、垂水市にとってどのようなサービス施設が必要なのか検討していく期間と考えております。

今後3カ年中の新規の事業所を建設計画の予定は、今のところ持っておりません。

また、4期期間中は、国の福祉空間整備事業により各施設にスプリンクラーの設置事業を行っていく方針でございます。

以上です。

○商工観光課長（倉岡孝昌）本市の観光事業についての2回目の御質問にお答えします。

まず、道の駅の4年間の経営状況の推移についてでございますが、来場者に関しましては、平成17年度が78万4,000人、18年度が84万3,000人、19年度が90万3,000人と順調に伸びてまいりましたが、平成20年度につきましては、4月からの石油高騰や温浴施設の休館、昨年秋からの急激な景気の後退による影響もあり、86万7,000人と90万人を割り込む結果となっております。

売り上げに関しましては、平成17年度が4億100万円、18年度が4億6,800万円、19年度が4億7,300万円、平成20年度につきましては、来場者数は落ちましたものの売り上げは若干伸びまして4億7,800万円となっております。近隣の類似施設が売り上げを落としている中で、当道の駅は健闘していると思われまます。

しかしながら、その原因として、さきに述べましたとおり牛根大橋の完成など外的な要因もありますことから、道の駅本来の魅力である地元の新鮮な農水産物の販売や、地元の特産品を使った食材の提供などの強化を図っていくことが必要であると思われまます。

そこで、経営安定を図る方策についてでございますが、基本的には道の駅の経営方針に関することでございますので、今後の本市の取り組

みという観点でお答えさせていただきます。

このことに関しましては、さきの3月議会で御説明しました農山漁村活性化プロジェクト支援交付金による事業で、物販施設、レストランの拡張工事を計画いたしております。この拡張により、これまで多くの方から苦情を寄せられていたレストランでの待ち時間の縮減や物販施設での買い物客の利便性の向上及び物販スペースの拡張など図れるものと考えております。

なお、今回の施設拡充に関しましては、拡張するための使い勝手の問題や構造的な問題から、既存施設の一部を解体する必要がありますことから、これらに伴う補助金の返還等が予測され、現在、その金額等について県・国と協議を行っているところでございます。

また、国の緊急雇用対策のふるさと雇用再生特別基金事業による観光に関する推進事業として、道の駅での新たな雇用をもつての観光案内人の設置を近く始める予定でおります。

次に、猿ヶ城溪谷総合整備事業についてでございますが、現在、県の中山間総合整備事業による活性化施設が建設中であり、進捗率は61%ほどとなっております。施設は年内に完成する見込みで、来年1月には本市に譲渡される予定でございます。

市の事業分につきましては、電気設備工事や浄化槽設置工事が既に発注され、今後の園路工事やバンガロー等の新築工事については、園路工事を初めに7月中旬ごろからの発注をめぐにした工程を計画する予定でおります。また、管理運営に関するソフト事業として、名称の募集や体験観光メニューの開発などを同時に進めているところでございます。

次に、高峠公園についてでございますが、今年は全般的に桜やツツジなど花木の開花がよかったように聞きますが、高峠公園については一昨年来からのツツジの開花対策も功を奏していると思われ、今年の花はきれいだとの評価を大

分いただきました。

来場者につきましては、例年に比べ開花が早かったことから、5月の連休期間中は既に花が散って、推定の来場者数を1万人ほどと見ており、昨年より3,000人ほど下回る結果となっております。

今後は、これまで説明いたしておりますとおり、花をメインにした観光と、それに加えてツバキやユズなどを使った体験型観光の導入を進めてまいりたいと考えております。

○水道課長（迫田義明） 水道事業の2回目の質問にお答えいたします。

田平議員のおっしゃるとおり、災害復旧を初め、漏水当番などと管工事組合の皆さんには大変お世話になっているところでございます。そのほか、管工事組合以外の本市の業者さん方に給水装置の設置に当たってもお世話になっているところであり、管工事組合の皆さん方を初め、非常に感謝をしているところでございます。

さて、工事の発注に関してでございますが、昨年度におきましては、浄水場改修工事、設計監理及び電気計装設備工事等の専門的な業務を除いては、ほぼ管工事組合の皆さんに発注したところであります。

また、浄水場改修工事につきましては、市長が直接発注業者のトップをお願いをされたことから、管工事組合の数業者さんが下請受注されているところでございます。今年度でございますが、浄水場改修工事や設計監理と設計委託等の専門的な業務を除いては、ほぼ例年どおり管工事組合の皆さんが中心になっていくのではと考えているところでございます。

そこで、浄水場改修工事でございますが、既設の緩速ろ過池を稼働させながら改修工事を行っていかねばならない工事であり、緩速ろ過池の総合的かつ安全確実な水処理性能が発揮されるとともに、工事スケジュール管理が円滑に行われなければ最終的な総合試験運転調整工

事までを年度内に完成させることは極めて困難になります。

また、緩速ろ過池の浄水原理、ろ材の準拠すべき規格、自動運転及び水質管理などにも精通していて、万一不測の事態が発生した場合にも対応できる技術力、経験、体制を持った施工業者を選定する必要もあります。

そのようなことから、浄水処理に関する総合的な技術力を有し、施工における十分な人員配置及び施工後のきめ細かな維持管理体制をとることができる水処理プラントメーカー、または緩速ろ過池の専門施工及び専門維持管理業者へ発注することが、この工事を円滑に遂行するために不可欠ではないかと考えているところであります。

そこで、今申しましたような発注ができるようでありますと、本体工事を含めて附帯工事の個々の状況に応じて、施工業者に管工事組合の皆さんを初め、本市の業者さん方の参入をお願いするとともに、資材購入に当たっても地元の業者さん方をお使いいただけるようお願いしていくつもりでございます。

22年度以降につきましては、設計監理などの専門的な業務を除いては、ほぼ管工事組合の皆さんを中心に発注していくというようなことになるのではと考えているところであります。

以上です。

○田平輝也議員 それでは、3回目になりましたので、質問、要望をして終わりたいと思います。

先ほど、施設などへの入所待機者をお聞きしましたが、現在、全部で130名ぐらいとのことでございます。2年前に聞いたときにはたしか36名ぐらいだったと思います。すごくふえてびっくりしております。

今、高齢者の方で介護の必要な人たちが、十分なサービスを受けたくても生活に余裕がなくサービスを減らしているという話はよく聞きま

す。今後、介護の必要な高齢者の方々が十分なサービスを受けられるよう、市としての介護手当、介護補助事業などの見直し、検討をさせていただき、そしてまた単身高齢者世帯などの人に対してのいろいろな面での生活のフォローをどうされるかを検討され、高齢者が本当に住みやすいまちづくりを目指してほしいと思っております。

そこで、単身高齢者については、孤独死などを含め、今までどのような問題が発生しているのか伺いたします。

次に、道の駅についてですが、道の駅たるみずに今まで出荷・出店されている品物などの品質やそのほかでの苦情、問題点などはないのか伺います。もしあれば、それらの対策をどうされておられるのか伺います。

また、昨年、道の駅の温泉施設のパイプが詰まり、お客様に大変迷惑をかけたようですが、その後の状況とスケール除去をするのに必要な経費と、また何年間ごとに除去作業をされるのか伺いたします。

最後になりますが、水道事業でございますが、答弁はいいかと思えます。

今後も市民の方々においしい水を安定して供給されるようお願いいたします。そして今後も、水道課発注の工事などに管工事組合の皆さんを初め、さらに地元業者さん方が参入できる機会をつくっていただきたいと思えます。

最後に、実はこの前、友人と猿ヶ城周辺に行きました。そこでキャンプ場、浄水場と大分変わってきているところを見てまいりました。浄水場の改修工事の終了と新しいキャンプ場の完成は本年度中であると伺っております。

そこで、垂水市の誇るおいしい水のできる浄水場と新しいキャンプ場をルートにした学習及び体験コースとしての観光コースをつくることはできないのか。小・中・高生の理科などの課外授業及び遠足、そして一般の方々を対象にし

た猿ヶ城周辺の日滞在型観光など、すばらしいコースができるのではないかと考えております。そして、近くにはまた焼酎の工場もあります。これらを含めて、ぜひ水道課を初め、いろいろな課などで検討されるよう提案と要望をして、終わりたいと思えます。

以上で、私の質問を終わります。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 田平議員の御質問にお答えしたいと思います。

単身高齢者の抱える問題としましては、先ほど少し言いましたけど、生活の不安、コミュニケーション不足、買い物や通院などにすごく不便を感じているなど、ごみの搬出もございます。引きこもりがちでもあるというのもございます。それと、財産の管理ができない等があるようでございます。住みなれた地域で暮らし続けたいためにも、家族の理解や近所とのコミュニケーション、助け合い、信頼関係など重要であると考えております。

また一方、緊急時の対応がなかなかとれないとか、財産の管理、どうしてもこれできないと、身元引受人がいないなどといったようなケースが、やはり処遇にも困っている状況でもございます。これらの課題に対しまして、ケアマネジャーとかソーシャルワーカーを含めまして、十分検討をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 本市の観光事業についての3回目の御質問にお答えいたします。

道の駅に出荷されている商品の品質等につきましては、ほかの店に比べて値段が高いとか、農産物で鮮度の落ちるものがある、また説明の表示の仕方が悪いなどの苦情が寄せられたこともあり、苦情の大半は道の駅に直接寄せられております。

対策につきましては、基本的には道の駅の運営に関する問題で、道の駅で対応してもらっ

ておりますが、市としても、指導や協議など必要に応じて行っておりますので、そのような観点でお答えさせていただきますと、商品の値つけは、極端なものは運営に支障も生じますので改善を求めています。原則値つけは出荷者の自主的な判断によるものでありますので、強制的な指示はできていないのが現状のようでございます。また、その他の問題につきましては、出荷者も多くなり、すべてが改善されたとは言えないようではありますが、これまでの経験から出荷者も勉強されたことで、以前に比べ大分改善が進んでいるようであります。

次に、温泉についてでございますが、昨年の給湯管引き揚げによるトラブルで2カ月余り温泉施設を休館することになり、利用者の皆様に大変な御迷惑をおかけしたところです。その後、同じようなトラブルを発生させないようにするため、市と道の駅、温泉業者で温泉施設の管理に関する検討会議を開催するなどして、管理計画や事故が発生した場合の連絡・周知方法等について協議を行ってまいりました。

一番は、定期的に給湯管の引き揚げ、清掃、点検を行うこと、また温泉管本体のスケール除去も経費はかかりますが定期的に行うなど、管理体制をさらに高めることを今後の管理運営の課題といたしました。

そこで、今年度において温泉管本体のスケール除去を含めた定期の管理作業を行います。この費用は500万円ほどかかりますが、このうちのスケール除去に300万円ほど要しますことから、この費用相当額を今年度の指定管理料として支出する予定であります。

なお、この作業は、現場の状況にもよりますが、基本的には3年に1回の頻度で行う計画であり、給湯管の引き揚げ、清掃、点検につきましては、湯量の変化などを見ながら、1年から1年半をめどに作業を行うことを計画をいたしているところでございます。

○議長（葛迫 猛）ここで、暫時休憩します。
次は、11時10分から再開します。

午前10時58分休憩

午前11時10分開議

○議長（葛迫 猛）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番北方貞明議員の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 おはようございます。

それでは、質問をさせていただきます。

環境整備の悪臭対策について。

住んでよかったと思える誇れるまちは、やはり住環境が整っていることと思います。悪臭の発生源は、一般家庭、生産・製造業等の事業所や野焼きなどが考えられます。

生産・製造業におかれましては、地元雇用などで垂水市また市民に対しても貢献されていると思っております。これからも企業発展のために頑張りたいと思っております。しかし、一方では、生産・製造業から発生する悪臭で悩まされている市民もいることも事実です。

それでお聞きいたします。

悪臭の法的基準とはどのようなになっているか。悪臭について、市民からの苦情と内容はどのようなものか。そして苦情の解決はできたのか。

次に、間伐材有効利用について。

垂水市の総面積の77%が森林であります。今、地球温暖化対策として森林が見直されています。間伐をしてCO₂を減らそうと取り組まれております。垂水でも間伐が進められていますが、間伐をしても大部分が放置されているままでありますのが垂水の現状です。国は、間伐材を木質エネルギーとして取り組んで促進しています。垂水市ではどのような取り組みがなされているのか。

次に、生活排水側溝整備について。

市内の大部分の家庭から出る生活排水は下水側溝に流されています。中には、下水側溝が家の近くになく、宅地内に穴を掘り、自然沈下されている家庭もあります。環境衛生面からも大変悪い影響を及ぼすと考えられます。市民は平等にサービスを受ける権利があると思います。下水側溝整備ができないのかお伺いいたします。

次に、陸上競技場の整備について。

垂水市の陸上競技場は、昭和53年に公認第4種陸上競技場として今日まで運営されてきています。ことし3月22日で公認の期限が切れました。延長期間として来年の3月22日まで認められていますが、これまでの対応についてお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○生活環境課長（迫田裕司） 環境整備についての悪臭対策の御質問にお答えします。

まず、悪臭対策の法的基準ですが、悪臭防止法では生活環境保全を目的に、事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制しています。規制対象となる物質は、昭和46年の法制定当時はアンモニアなど5物質でしたが、その後の改正により、現在22物質が指定されております。また、事業場排水口から気散した悪臭物質も増加していることから、平成6年4月、排出水に含まれる悪臭物質、硫化水素、メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチルの規制基準が設定されました。さらに、国、地方公共団体、国民それぞれに悪臭防止に努めるように法律で定められております。

次に、今までの悪臭についての市民からの苦情とその内容の御質問ですが、平成20年度実績でお答えします。

野焼きによる悪臭苦情が6件、畜産事業所3件、工場など1件、合計10件の悪臭苦情が寄せられております。

最後に、悪臭苦情の解決策でございますが、まず野焼きの場合、すぐに駆けつけ、消火する

よう指導しております。

次に、畜産事業所や工場などの場合は、保健所などの指導を仰ぎながら、市役所内関係各課とともに指導するほか、特ににおいがひどい場合は、保健所などとともに立ち入って検査後、改善するよう指導しております。

以上でございます。

○農林課長（山口親志） 北方議員の間伐材の有効利用についての御質問にお答えいたします。

CO₂対策に対する山林の役割は、京都議定書の合意で、管理・保護している森林は二酸化炭素吸収源であると認めております。そうした中、森林を管理する事業としまして間伐事業を実施しております。本市の場合は、間伐を実施した場所で搬出可能な市有林においては市場に出し、収入としておりますが、指摘のとおり、ほとんどが搬出用の作業道がなく、放置している現状にあります。また、利用できる材については、くい等として利用しております。

間伐材の化石燃料がわりの利用については、既に原油高騰の折、木質バイオマスエネルギーの活用としまして、チップ、ペレット等の研究はなされておりますが、まだ利用する施設の経費等の問題があると思われれます。

森林の持つ機能としましてCO₂対策は重要であり、人の呼吸によるCO₂排出量は1人当たり年間320キログラムで、この量はおよそ杉23本で吸収するようであります。したがって、間伐材利用については、搬出用の作業道路、経費等の検討が必要であり、このことが本市の現在の林業振興のネックになっていると思われれます。

○土木課長（深港 渉） 環境整備についての3点目、生活排水側溝整備についてお答えいたします。

土木課所管として行っております市道や集落道の側溝整備を伴う工事におきましては、周辺の生活排水をそれぞれ引き込んでおります。このうち従前にありました排水既設管は補償的に

無償で、新規に設けられる方につきましては、かかるパイプ代をいただくなどしまして、できる限り側溝への接続を行っているところでございます。

御指摘の個人宅で穴を掘って処理されておりますことは、多分に道幅のない歩行者のみが往来するような集落道や、対象住戸が1戸以下の場合であると考えられます。このような箇所につきましても、環境衛生や歩行者往来の安全性などを考慮し、整備推進を図ってまいりたいと考えております。

そもそも本来、生活排水の浄化処理を考えますと、下水道事業として整備すべきではございますが、御承知のとおり現状としましては、垂水市内には潮彩町及び牛根境地区を除きまして公共下水的なものはございません。現実的には、少なくとも道路表面へのいわゆる垂れ流しを改善する観点から、今後も道路維持改良工事の中で着実に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○社会教育課長（橋口正徳） 陸上競技場の4種公認についてのこれまでの取り組みについて御説明いたします。

陸上競技場の公認期間が平成16年3月23日から平成21年3月22日までの5年間の公認が終了するため、垂水市陸上連盟より公認期間の公認延期の要望がございまして、公認を受けるための実測調査の依頼があったため、ことしの3月7日、日本陸上競技連盟施設用具委員会検定委員の山崎徹先生を招き、第4種公認取得のための実測検定を受けました。この調査結果に基づく検定員の所見として、トラックの土の入れかえ、ラインテープの取りかえ、標識タイル、縁石の補充・取りかえ、幅跳び及び砲丸投げの整備などの指摘を受けました。また、先生のアドバイスにより、平成22年3月22日まで1年間の検定延期届を提出したところでございます。

この検定結果に基づき、4月7日に専門業者

に現地立ち会いをお願いし、見積書の提出をお願いいたしました。10日後に、垂水市陸上競技場改修工事見積書が提出されました。見積もり金額は約2,200万円というようなことでございました。

以上でございます。

○北方貞明議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、悪臭についてですけれども、悪臭が悪臭物質、今回22物質に認定されたということでしたが、においには、においの物質には40万種の物質があるそうです。そして人間が関知できるにおいが約1,000らしいです。その中の22品目が悪臭物質に認定されているようでございます。

そこで質問ですけれども、2回目の。垂水ではA地区、B地区と地域が指定されて、A地区は、ここに地図があるわけなんですけど、垂水小学校校区が主です。元垂水から錦町まで、そして山間部に至っては原田方面、水之上がちょっと入っていますが、ほかのところはB地区に指定されております。そして、A地区の臭気濃度が2.5、そしてB地区が3.0と今なっております。そして、3.0というのは大変においがきつい、だれでも関知できるにおいらしいです。

そこで、このにおいの測定なんですけれども、その測定は垂水市では器具で測定する。鹿児島市だけが嗅覚ですということ、そしてそのにおいが発生したとき、通報してその現場まで行く間にまたそのにおいは拡散されて、なかなかそのにおいを求めるというか、採取するというか、そういうのは大変困難じゃなかろうかと私は思うんですけれども、こういう通報があったとき、どのような方法で採取に向かわれるか。風向きによってこれはもちろん臭気の拡散は違うわけですけれども、なかなか採取するのも難しいんじゃないかと思っています。その通報があったらどうするかをひとつ教えてください。

臭気のほうは一応それをお願いいたします。

次に、農林課の間伐材のことですけれども、今、国のほうでそういうような木質バイオをやっているところも伺いました。木質バイオの燃料は地球温暖化では、燃やしたらCO₂が出るんじゃないかと、もちろん出ます。しかしながら、木は吸うた分だけまた吐き出すらしいです。そうしたらCO₂に関してはプラスマイナスゼロであるそうです。それで、化石燃料は太古の昔蓄積されて化石燃料になっておるわけですけれども、そのときは恐らくCO₂を吸うたわけですけれども、今は排出するだけであります。そういう関係上、エネルギーとして木を使えば、その分だけ化石燃料が減るという形で、どうしてもこの木を燃料として使えばどうかと考えるところなんです。

ちなみに、その他のエネルギーと比較した場合、1キロワット当たりのコストが木の場合は、私もびっくりしているわけなんですけど、2円から5円ぐらいかかるそうです。それで電気、結局化石燃料を使うわけなんですけど、これが15円ほどかかるそうです。そういう観点から、間伐材を有効に利用するには、これを燃料化、昔で言えばふろでたけば、それだけ地球にもやさしいという形になるんじゃないかと思うんです。

そして、この間伐材をそういうふうにご利用することによって森林が活性化する、間伐することによって日がよく届く、そして下の木も伸びる。そして放置、そのままにしておけば光は入らずに、森林をそのままにしておけば光も入らず、森林が衰退する。そして伐採したときは、そのまま放置しておけば、今後は災害が発生するんじゃないかと思っておるんです。そういう観点で、利用すれば一石二鳥といいますか、そういうような方法が考えられるんですけれども、燃料として使うように市のほうは取り組めないものかと、それをお伺いいたします。

次に、土木課のほうからでしたけれども、生

活排水対策ができていないところは対象が1戸とかということが今出たように思いますけど、市民生活においては、対象の方が1戸やろうが2戸やろうが、やはり市民サービスという形で平等であるべきと思っております。そういう観点から、戸数が多いからとかそういうんじゃないで、やはりいろんな広い観点から、衛生面も先ほども言いましたように大変悪いです。中には、過去には路上に御飯粒が流れてきたところも私は何回か見えています。その部分はもう既に解消されていますけれども、そういうふうにして衛生面にも悪いです。

それで流しっぱなしの、自分のところに穴を掘ってやるのはまだいいですけれども、路上に垂れ流しすれば、これから先、ノリが生えて、そこでこけた人も過去におりますので、そういうことで対象の方が少ないかもしれませんが、市民サービスの平等という形で取り組んでほしいと思っております。よろしくをお願いいたします。

それから、陸上競技場ですけれども、1年間延期ということになってはなされていますけど、見積もりをとって2,200万円だったと、今の財政状況からいけば大変厳しいなとも私も思っています。トラックのほうは土を入れかえたり、そうすれば部分的な公認というか、そういうのは認められるのか。フィールドというか、先ほど言われたのは幅跳び、そういうところの砂の入れかえも言われましたけれども、トラックだけの公認とかできるものか。

ということは、これは公認ができなければ参考記録として一応これから記録としては残さないかと思っておりますけれども、やはり青少年のやる気を出すには、やっぱりその目標に向かって努力するのも教育の一環であると思っておりますので、できる限りの範囲でどうか前へ進めていただければと思います。その辺をひとつお聞かせください。

○生活環境課長（迫田裕司）悪臭対策について、住民から通報があった場合はどうするかという質問だったと思いますが、直ちに現地に駆けつけて、まず確認をいたしますということでございます。（「採取方法を言ったわけ、採取方法」と呼ぶ者あり）

採取方法についてなんですけど、昨年度実績で申し上げましたけど、10件あると言いましたけど、市町村が自分たちで行うということのほか、計量法に基づく計量証明事業所に委託するという2つの方法がありまして、しかしながら、測定方法は各物質についてそれぞれ決められており、各測定法を満足するには試薬、機器のほか専門的知識が必要であることから、職員ではかなり難しいようでございます。

以上でございます。

○農林課長（山口親志）間伐材を利用した燃料として考えられないかということで、今、議員も指摘のとおり、木の燃料、燃料代、それから化石燃料の比較もしていただきまして、木質の木質バイオマスエネルギーで利用して燃料とすることで地球にやさしいというのは御指摘のとおりだと思います。

先ほども申し上げましたとおり、県・国のほうでも木質バイオマスエネルギーの利用ということで今、研究もなされておりますので、そのあたりは我々も、林業関係者も十分そのあたりは情報収集をしたいと思っております。

また、CO₂対策とそれから間伐材の放置による災害対策ということも考えますと、やはり森林の持つ機能は今後も御指摘のとおり重要でありますので、間伐実施事業は管理保護の観点から必要でありますから、搬出をする作業道が現在のところ、先ほどから申し上げますとおりほとんど厳しい状況でありますので、このあたりは県と、またあわせて森林組合との協議を行いながら、搬出作業道の設置という観点からもう1回検討をしてみたいと思っております。

以上であります。

○土木課長（深港 渉）議員の2回目の側溝整備のごとでございますけれども、いわゆる通常的には公的で事業を計画しますときに、よく言われますのが2戸以上の対象であるとか、そういう文言がよく使われております。

しかしながら、本市の状況を考えますると、高齢者の増加でありますとか、あるいは議員のおっしゃる環境面、ノリが生えますことによりますあるいはそういう環境面や歩行者の安全ということを考えましても、逆論的にも申しましても、ある一種の公平性といえますか、公共性も当然ありますので、できましたらそういうところを最大限に考慮しまして整備の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○社会教育課長（橋口正徳）2回目の御質問にお答えいたします。

公認を受けなかった場合、影響が出るのは、これまでの実績から小学校の陸上記録会であろうと思います。もし記録が出た場合、公認記録とならず参考記録となるわけですので、これをどのようにするかという問題が出てくると思います。

また、4種公認を受けるためには、これまでほとんど利用のない砲丸投げなどの整備も義務づけられますし、先ほど申しましたとおり多額の整備費用を必要とします。社会教育課といたしましても、トラックの状態の悪さは十分把握いたしておりましたので、公認という問題にこだわらず、21年度予算要求としてトラック内の土の入れかえ、ラインの敷設がえの経費などを要求いたしました。利用度や費用対効果、市の財政状況等により今回の予算措置は難しい状況でございました。

先ほど質問がございましたトラックの公認だけは受けられないかというような質問には、トラックだけでは公認は受けられないというよう

なことになると思います。

今後は、運動公園全体の整備計画あるいは社会教育課内の施設整備計画の優先順位等もございいますので、これらの点を十分説明しながら、体育協会、陸上競技連盟、小・中学校の体育連盟などと協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○北方貞明議員 3回目は要望ということですが、

要望というよりも、私はけさ、偶然に新聞記事で21世紀の、これはきのう発行された新聞だったらしいけど、21世紀の農業、悪臭対策という記事を見つけまして、これは悪臭解消に乳酸菌を使えばいいという記事を見たわけなんですけれども、これは韓国の济州島の記事だったんですけれども、畜産が盛んな济州島では悪臭に対して、この記事ですが、鼻が曲がるほどのすごいにおいだったと。しかし、研究の結果、乳酸菌を散布したら、その悪臭現場に散布したら悪臭が見事に解消したということが載っていました。

こういうことで、これからもそういうのを皆さん方と協議しまして、できるだけ垂水の生活が、においというか、香りという言葉でですね、においも香りも一緒なんですけど、香りという言葉は物すごくやさしいような気がして、いい香りが発生するような垂水市でありたいと思います。

それからこれはもう市長、お伺いいたしますけれども、今、環境問題で合併槽とか、そういうので川あるいは海の汚染防止で合併槽があるわけなんですけれども、それに対して補助金制度もあるわけなんですけれども、私はこの木質燃料で、昔はよく五右衛門ぶろと言いましたけれども、今、あれは直火でしたけれども、今は直火でなくてもボイラー式で焼いて循環してもできる装置もあります。そういうようなことから燃料化に、そういうふうな森林を育てる、いろん

な産業を育てる意味でも、そういう制度を使って、ふろの補助金等も今後、考えていただけないだろうか、一言。それで終わりますけど、3回目の質問は。

○市長（水迫順一） 議員おっしゃるとおり環境問題、これから本当に避けて通れない大きな問題だというふうに思っておりますし、本市が80%近い森林を持っておるわけですから、これの有効活用、それと森を育てるということは、垂水の場合はやはり水産業もございいます。「森は海の恋人」と言われますように、水産業を活性化させるためにもやはり森づくりをしていかなければいけない。森づくりをするためにはやはり間伐をしっかりとて森を育てていかなければいけない。それを後世に残さなければいけない。そういうことだろうと思います。

非常に大事な意見だというふうに思っておりますし、それからエネルギー問題として取り上げて、議員おっしゃるとおり化石燃料、もう本当に有限なんです。ですから、有限の、有限である化石燃料を現役時代の我々がほとんど使っているのかという問題もございまして、化石燃料に対するCO₂問題もございまして、

化石燃料は本当に中東その他で掘って揚げたものを船で運ぶわけですから、輸送費もCO₂を使って、また掘るのにも電気を使っている。そういう意味では、単価15円とおっしゃいましたが、うなずける数字だろうとそういうふうに思うんですね。ですから、そういう意味でも、今、本当に放置して捨てているそういう有効なエネルギーの活用というのは、今後やはりしっかりと使っていかなければいけない、そういうふうに思います。

ただ、農林課長が言いましたように、山に林道をつくること自体に非常に大きなやはり金が必要でございまして、簡単に林道が、作業道としての林道をどんどんつくれば簡単なんですけど、その辺が非常にネックなんです。この辺、

国のほうにも、やはり森林を国全体で育てなければいけませんから、国のほうにもそういうふうな要望というのは今後していかなければいけないだろう、そういうふうに思っておるところです。（「補助は」と呼ぶ者あり）

おふろは、住宅事情が昔みたいに、懐かしいんですね、あの五右衛門ぶろにゆっくり入ってする時代、我々は触れていますから、議員もその辺の感覚があったんだろうと思いますが、感傷的には非常にいい雰囲気だったんですが、今は住宅事情も違ってきておりますから、ただ、バイオマスの有効利用というのは、チップにしたりいろんなことにして燃料に使っていますから、そういう住宅事情そういうものも勘案しながらやっていかなければいけないというふうに思いますし、この辺はまだもうちょっと研究しないと、「いや、補助をしますよ」ということは今の時点では申し上げられません。（北方貞明議員「わかりました。どうもありがとうございます」と呼ぶ）

○議長（葛迫 猛）次に、1番感王寺耕造議員の質問を許可します。

〔感王寺耕造議員登壇〕

○感王寺耕造議員 議長の許可をいただきましたので、早速通告に従いまして質問をさせていただきます。市長及び関係課長の明確な答弁をお願いいたします。

まず、新城麓から大都間の鉄道跡地の市道への移管について農林課長に伺います。

この問題につきましては、平成19年第4回定例会12月議会の一般質問でも取り上げました。このときの農林課長の答弁では、「指摘の農道については、国の補助事業で農道整備された区画で、法的規制はないかと県に問い合わせをいたしましたところ、県より市へ土地改良財産として管理委託されたもので、道路として用途が変わらない限り所管がえをすることについては問題ないとのことですので、早々土木課と協議

いたしていきたいと思っております」とのことでありました。1年半を経過したわけですが、まだ所管がえは行われておりません。関係各課との協議の進捗状況はどうか、また、あの答弁時と比べて何らかの特別な事情が生じたのか、農林課長の明確な答弁をお願いいたします。

次に、農業機械事故対策について伺います。

農業の機械化、農業者の高齢化など、農業・農村を取り巻く状況が変化している中で、農作業における農業機械使用時の死亡・負傷事故が多発しております。県内では、本年4月中に7件もの死亡事故が発生しており、本市でも残念なことに本年4月24日午前10時ごろ水之上的場地区で市道から約2.8メートル下の水田にトラクターが転落する死亡事故が発生しております。

農業機械事故防止につきましては、農業機械の特殊性と危険性の認識、また運転取り扱いについての習熟がまず第一であると考えられます。農作業安全対策講習会の今までの実施状況と今後の対策、対応について農林課長に伺います。

次に、農作業事故救急救命措置の対応について消防長に伺います。

トラクター、運搬機材等の転落事故につきましては、救急救命車両が事故現場に横づけできない水田、河川、溪谷等への転落等が考えられるわけですが、例えばトラクターの転落事故が起これば、運転者がトラクターに押しつぶされたといったします。15～25馬力程度のトラクターの自重は1トンから1.5トン程度と現在ではコンパクトになっておりまして、数名の人力でトラクターを取り省くということは可能であると思われます。

しかし、60から70馬力超のトラクターにつきましては自重が2トンから3トンにもなり、人力では動かせません。救急車両も事故現場に近づけないとしますと、この大型のトラクターを除去する可搬式の消防機材等は十分に配備されているのか。また、このような事故を想定した

救助訓練は行われているのか伺います。

次に、ガードレール等事故防止対策について土木課長、農林課長に伺います。

的場地区での死亡事故現場を私も見せていただきました。土木課、農林課耕地係の職員の皆さんも忙しい中、同行していただきましたので、あの箇所危険性を十分に認識していただけたと思います。市道から転落された水田までの高さは約2.8メートルでありました。市道には途中までガードレールが設置されておりましたが、約17メートルの区間につきましてはガードレールは設置されておりました。あと17メートルガードレールが設置していただければ、死亡事故にはつながらなかった事故だと思われまます。残念でなりません。早急にガードレールの設置が必要な地点であると考えますが、土木課長の見解を伺います。

あわせて、この事故を受けて、転落の危険性のある市内の危険箇所の点検はなされたのか伺います。

また、この箇所につきましては、市道から田への入り込みの農道がございます。一番高いところで4メートルもありました。この地点にもガードレールは設置されておられません。

数年前、軽トラックの転落事故が起きており、このときは幸い大事には至らなかったとのことでございます。実際、現場で転落された男性のお話を伺うことができました。ガードレールを設置してもらいたいとの御意見を賜りました。農林課長、この箇所についてのガードレールの設置についての見解と、あわせて、この死亡事故を受けて、転落の危険性のある箇所の点検はなされたのか伺います。

次に、塩入川護岸道路につきましては、工事の方向性と展開は理解できましたので割愛させていただきます。

ただ、工事が長期にわたって着工できない場合は、土木課、財政課と協議いただき、市単独

の事業も考えていただきたいと思います。要望にとどめておきます。

次に、農地情報整備促進事業について伺います。

農地情報の共有化につきましては、地域農業の現状把握や農地の有効利用を図る上で基礎的かつ必要な手段として、農林水産省は農地情報の共有化の推進について平成20年3月31日に通知するとともに、農地情報整備促進事業を整備し、その推進を図っているところであります。昨年12月3日に農林水産省が公表した農地改革プランにおいて、改めて農地情報の共有化が打ち出されております。

これを受けて、本市の農林課、農業委員会も本年2月23日、2月27日に鹿児島県水土里情報推進協議会に加入しております。事業の概要と財政出動はいかほどか、また将来メンテナンス代とかは発生しないのか、農林課長に伺います。

また、当該事業を活用した関係各課の取り組みはどのように考えておられるのか、関係課長に伺います。

また、税務課長につきましては、農家の所得の捕捉率は現在いかほどのものかあわせて伺います。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。

○農林課長（山口親志） まず、新城鉄道跡地の農道の市道への移管についての進捗状況はどうなっているかということでお答えいたします。

市道への移管についての進捗状況であります。現在のところ、市道管理課の土木課のほうへ移管についての協議は行っておりませんが、事業の関係上、先ほども指摘のとおり、県の移管についての考え方は市町村の考えでいいとの見解でありましたが、安易な市道への移管がなされているとの新聞報道があり、農林水産省は基本的には農道は農道として管理してほしいと呼びかけておりますことから、移管についての協

議が慎重になっていたところであります。

ただし、指摘の小谷川から根本原線までの区間についての市道の移管についてですが、指摘のとおり圃場整備に伴う農道整備の関係、それから旧宇住庵集落の狭くなっているS字クランクの関係、それからトンネル等の問題もありますことから、まだまだ検討する余地はありますが、そういった進捗状況の中で指摘の市道への編入はもう1回土木課のほうと早急に協議をしてまいりたいと思います。

続きまして、農作業機械事故対策についての今後の実施状況と今までの対応ということで、考え方についての質問にお答えします。

議員指摘のとおり、平成21年4月24日午前10時ころ、新御堂内ノ野2号線の市道から3メートル下の農道へ、農業用トラクター運転中、ガードレールが途切れた場所から転落され、83歳の高齢者の方が死亡されました。県内での農業機械事故のほとんどが高齢者であるようであります。

このような状況の中で本市の取り組みとしましては、県主催の農作業安全対策推進研修会への呼びかけ、それから防災無線による広報、各種会合での啓発チラシ等による安全対策研修を行っておりますが、実情はなかなか講習会に参加していただけない状況にあります。市独自の講習会は実施しておりませんが、本年度は県経営技術課の主催で8月27日に新城地区で農作業事故防止研修会を開催しますので、回覧等で市内の方々へ呼びかけをいたしてまいりたいと思います。

また、講習会等で参加の状況も悪い中で、垂水市に農業機械士会がありませんので、このあたりの設立に向けても、県の協力をいただきながら設立に向けてちょっと頑張りたいと思います。

続きまして、ガードレールの件ですが、ガードレールについては、入り込みの農道のところ

のガードレールについてはすぐ対応をしまして、ガードレール措置を行う予定であります。

また、危険箇所についての検討をしたかということですが、先ほども申し上げましたとおり、危険箇所のチェックもですが、やはり安全講習会という講習会に参加させることが一番大事じゃないかと思ひまして、例えば危険箇所が人によって、利用者によっていろいろ違いますので、やはり農業機械の安全講習会にいかん、特に高齢者の方ですが、いかに参加させるかが重要な課題であると思ひますので、そこあたりはもう1回課の中で8月のその研修会等もあわせまして十分に協議をしてみたいと思ひます。

続きまして、農地情報整備促進事業についてであります。ちょっと内容について御説明をさせていただきますと思ひます。

まず、農地情報の共有化についてであります。この事業は、農業従事者の減少、それから高齢化、耕作放棄地の増加等が進む中で、今後の農地利用を考え、有効活用を図る方策等を検討することが重要になってきておりますことから、こうした取り組みを効率的に推進していくために、地図上で視覚的に把握できるような共通のデータベースを整備・活用することを目的としまして、全国において地域担い手協議会で取り組んでまいっている事業であります。

またあわせまして、先ほど指摘のありましたとおり、全国の土改連の中で水土里情報推進協議会を立ち上げまして、市町村の農地の税務情報、国土調査事業整備情報等の提供をいただきまして、昨年度よりこの事業の推進のためのもとなります基図作成を土改連の水土里情報推進協議会の中で、国100%事業で行っております。もちろん整備のためにこの中では航空写真等の整備も行っていくようであります。

この事業の、予算の絡みもありますので進捗状況を少しお伝えしたいと思ひます。

情報整理は県内ほとんど終わりました、本年

度中に写真撮影も終わりました、最終年度の22年度の利用方法のために各市町村へデモ等を行うための推進をしていくようであります。

基本としましては、この事業は農地情報の共有による地域農政推進であることから、垂水市としましては、担い手育成総合支援協議会を窓口に取り組みたいと思っております。

担い手育成総合支援協議会の中で、国の直轄事業の促進のための推進費を本年度も要求しておりますが、現在のところまだ確定を見ておりません。

それから、23年度以降のメンテナンス等の経費はどのような動きかということですが、現在、この水土里情報推進協議会への加入率が45市町村のうち39市町でありまして、87%の加入率があります。それから、どのようなまで情報を持っていくかということもあることから、23年度以降の担い手協議会で持つのか、それとも市の単独で経費等も持つのか、そこあたりはまだ22年度中に決定をするかと思っておりますので、経営面についてはまだ確定をしておらないところであります。

以上で終わります。

○土木課長（深港 渉） それでは、議員の新城鉄道跡地の農道の市道への移管についてをまずお答えいたします。

先ほど農林課長のほうからお答えがありましたとおり、諸関連機関との協議の中で整合を図りながら、要請がありますれば諸事務手続などの推進を図ってまいります。

それから、次の農業機械事故の対策についての中で、的場地区のガードレール設置のことがありましたけれども、これについてお答えいたします。

通常市道におけるガードレール設置につきましては、道路構造令や防護柵設置要綱等によりまして、改良工事以外は主に交通安全対策事業として設置しておるところでございます。限ら

れた予算で執行しますことから、振興会や住民からの要望箇所あるいは交通事故等発生箇所などを重点に実施しているところでございます。

しかしながら、御指摘の的場地区は設置要綱等にも合致する箇所でもありますけれども、確かに延長17メートルにつきましては設置しておりませんでした。通常の危険度は、一般的には車道の通行量を主体に判定しておりますが、御指摘の的場地区におきましては、土木課といたしましても緊急的な点検を行いまして、圃場への乗り入れ道路の市道取り付け部の段差がございましたので、段差解消の補修は実施しておりますけれども、ガードレール設置につきましても検討を図りたいと考えております。

以上でございます。

○消防長（関 修三郎） 感王寺議員の農業機械事故対策についての農作業事故救急救命措置の対応はとの質問にお答えいたします。

農業の機械化、農業者の高齢化などにより、農業作業における農業機械使用時の死亡・負傷事故が後を絶たない状況にあります。トラクター、運搬機等での横転事故で負傷者が下敷きになっている場合の対応でございますが、人力で不可能な場合は、空気ポンプを使い、エアバッグ12トン膨らませ、トラクターを持ち上げて負傷者を救助しております。

以前にパワーショベルの下敷きになっていた事故がありましたが、このときは重機を使い救出しております。また、谷及びびげ下等の転落事故で負傷者を引き上げる救助資機材を今年度購入して対応したいと考えております。

以上でございます。

○税務課長（川井田志郎） 感王寺議員の4番目の農地情報整備促進事業について、2番目の事業を活用した関係課の取り組みは、あと3番目の農地情報提供システムを徴税率アップに利用する考えは、捕捉率をどう高めていくかについて答弁させていただきます。

農地情報システムにつきましては、土改連水土里ネットから昨年、システムを将来オプション追加で宅地部分まで拡大できるとの説明を受けております。税務課の利用方法としまして、固定資産税関係の課税物件の確認、新築住宅の確認、住宅の取り壊し等の確認による誤賦課等を防ぐために利用いたしたいと考えております。あと市民税関係では、農作物の作付情報等の課税資料の収集・活用方法が考えられます。今後、費用対効果等を考慮しまして、活用できるような状況になれば活用いたしたいと考えております。

以上です。（「農家の捕捉率は、所得の捕捉率は」と呼ぶ者あり）所得の捕捉率ですか。（「売上げの捕捉率」と呼ぶ者あり）ちょっと意味が、売上げの捕捉率。（「農家売上げを把握していますかということ」と呼ぶ者あり）所得把握の不公平の問題でしょう。（「後でいいです」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（葛迫 猛）ここで、暫時休憩します。

次は、午後1時15分から再開します。

午後0時2分休憩

午後1時15分開議

○議長（葛迫 猛）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどは失礼しました。まだ1回目の答弁が終わっていないようでございますので、引き続き答弁のほうをお願いしたいと思います。

○税務課長（川井田志郎）先ほどに続きまして、感王寺議員の質問に対してお答えいたします。

園芸農家等の所得把握につきましては、現在、申告制度が自主申告を推進しています関係から、地方税法第20条の11官公庁等への協力要請により、税務署への協力依頼を行っております。結果、転送業者分につきましても、税務署より申

告資料につきましてはいただいているところでございます。

現在のところ、申告期間終了後、申告の疑いのあるものについては、資料箋により税務署に調査依頼を行っているところでございます。今後も税務署と連絡を密にして平等な賦課業務を目指してまいりたいと思います。

先ほどの農地情報提供システムの利用につきましても、市民税の課税資料等の確認という部分で今後利用が拡大していくと思われれます。

以上です。

○議長（葛迫 猛）答弁漏れはないですかね。

（「農地情報提供システムは総務課とか使わんのですか、活用せんのですか」と呼ぶ者あり）

○感王寺耕造議員 まず冒頭、通告書に漢字の間違いがありましたので、訂正しておわびいたします。

捕捉率の分に衣へんを書いているんですけども、これは手へんの誤りですので、訂正しておわび申し上げます。よろしく願いいたします。

それでは、早速2回目に入らせていただきます。

まず、鉄道跡地の問題ですけれども、農林課長、明確に協議はしていないというような答弁でございました。特別な事情があったということは私も理解しております。補助金適化法との絡み、また県通達の絡みですね、その部分で差し控えたということだろうと思うんですけども、ただ、農林課長の答弁にも少し出ていると思うんですけども、この道路につきましては交通事故が多発しておりまして、大変問題のある道路でございます。

古江バイパスが開通いたしましてから、交通量自体は確かに少なくなっておるんですけども、まず垂水から行きまして塩入川から50メートルほど行きますとクランク状になっております。あそこの部分でも、急に道路がとまってい

るものですから迂回しなければいけないということで、今まで4台ほどの車が近くの水田、畑に転落・横転しております。また、それからまた行きますと鉄道公園のところですね、ここの部分も先が見通せない状態でございます、ちょっと見づらいのかもしれないですけども、写真を撮ってまいりました。こういう形状でございます。

垂水側からも鹿屋側からも対向車は見えないんですよ、全く対向車が見えない状態です。ここの部分につきましても、これが3月28日でしたか、ちょうど車が見えております、転落している状態でございます。この事故につきましては、幸い命には別状なかったんですけども、フロントガラスで頭を打っておられまして、今現在車いすで闘病生活中ということでございます。

また、その先にも変則の五差路があります。ちょうど国道から感王寺のため池に入って行く方向で、あすこも鉄道公園の、鼻が出ているものですから、どっち側から見通せないという状況で、ここもいつ接触事故、大事故になるんじゃないかという危惧を抱いております。

また、それからまた先、鹿屋側に進みますと、旧鉄道のトンネルがございます。この部分につきましても1車線しかすれ違いができない幅なんです、この改良工事は金がかかるから無理だという部分はわかっているんですが、ただ、ここでも3度ほど接触事故が起きておまして、そういう観点からいたしますと、道路形状の改良とその部分が非常に、線形改良が必要な地形でないかとは考えております。

予算に限りがあるのはわかっておりますけれども、実際事故が多発しているという事実がございますので、鉄道公園の部分をカットしたりということで年次計画を立てて対処していただきたいと思っております。

この点についてまた土木課長、農林課長、見

解を伺います。

また道路標識につきまして、これも平成19年第4回定例会で前市民相談サービス課長の谷口課長から詳しい答弁をいただいております。ちょっと読み上げさせていただきますけれども、「大都から麓までの間は道路標識も少ないようでございます。道路標識には本標識と補助標識がありまして、本標識には規制・指示・警戒・案内標識に区分されております。規制標識は公安委員会の設置となります。警戒・案内標識と規制標識の一部は道路管理者の設置となります。必要な標識の設置の要望等は、公安委員会または道路管理者に申請してもらうようお願いいたします」。

また、改めてこの答弁を読み返しておりますと、何か人のことやったろうかいという感じなんですよね。私の前回の質問時と比べて、課長はかわっておられるわけですけども、私の質問時点から、この市民相談サービス課で道路標識の点検とか危険箇所の把握とか、そういう部分を実際現場に行かれて見られたのか、この部分を詳しい答弁をお願いいたします。

つけ加えますと、一応トンネルの地点につきましては、垂水市ということで両サイドのほうに、鹿屋側、垂水側ですね、徐行という部分と、「徐行 垂水市」と、そしてまた反射板もつけてあります。ただ、トンネルの上は雑草が生い茂っておりましていつも暗いと、見えにくいという部分もございますし、またじめじめした場所ですので、標識自体もくすんで見えない状態でございます。また、すぐ直前にですね、トンネルのすぐそこにつけても意味ないんですよ、もうちょっと50メートルとか、30メートル前からきちっと標識をつくっていくんだと、そういう部分が必要だと思いますので、その点についてもあわせて答弁いただきたいと思っております。

また、その後、現地調査の部分、安全協会の新城支部、また新城公民館運営協議会と協議な

されたのか、標識云々のことについてですね。その点についてもよろしく願いいたします。

今度は、今の問題に関しまして市長に見解をお伺いいたします。

私は、新城のこの農道につきまして、事故の事前防止、また市民の生命を守る観点から質問させていただきました。当然、市の財政状況が厳しいという部分は十分理解しておりますけれども、市単独事業のみではなく中山間総合整備事業等を活用して、この農道、市道の線形改良工事、ガードレール等の設置、警戒・案内標識、また規制標識の一部の設置等の安全対策、これにつきまして市長の意気込みを聞かせていただきたいと思っております。

続きまして、農業機械事故対策について農林課長に伺いたいと思っております。

8月27日ですか、新城の部分で開催していただくということなんですけれども、この部分が先ほども1回目の質問で申しましたとおり、一番肝心な部分が農業機械の知識の習得、運転の習熟だと思うんですね。またその前提となる部分が、まず免許、ナンバー、この部分だと思います。例えば1,500CC未満の排気量のトラクターにつきましては、普通免許か小型特殊ですね。1,500CC未満、あと速度が15キロメートル未満ですね、この部分につきましては普通免許とあと小型特殊、どちらか持っておれば運転できます。ただし、ナンバーがついていないと公道は走れないという法規制がございます。また、1,500CC以上もしくは15キロメートル以上の1時間当たり速度、時速の出る車両につきましては、これは大型特殊免許の免許が必要でございまして、また牽引についても牽引の免許がまた別に必要ということになってまいります。

そうしますと、まず、免許が必要なんだよという広報がまず第一に必要なんじゃないかという部分がまず第1点ですね、それでまた県への要請も図っていきたいんですけども、細山田試験場

がまだありましたころは、あそこで農耕者限定の大型特殊、牽引免許、またあわせて第2級農業機械士の免許を取得できました。

ただ、県の事業で整理統合されまして、ここでは開かれていない状態でございます。農業委員会でも数年前、県に対しての要望ということで、年1回でもいいから細山田で免許を取らせてくれと、薩摩半島まで大隅から行けんよという部分で要請書を出していたんですけども、何らの回答がなかったのが事実でございます。

この点につきまして、やはり免許を持っていないとこれは無免許運転ですから、ナンバーの件もそうですけれどもですね。そうしますと、いざ公道で相手側が悪くても事故責任、無免許ですから何も言えなくなります。実際そうでも、あわや死亡事故かというような大きな事故をマニュアルプレッダーを引いてやっていたんですけども、最初は向こうも、相手方を「おまえがやりたいが」ということで、加害者だということを決めつけてやっていたんですよ。ところが、いざ調べてみると無免許だと。「何を言っておとな、おまんさあ」とそういう話になりますから、この部分についても免許が必要ですので、農林課サイドからやるのかな、こっちのほうからもですね、ぜひとも県に要請していただきたいと思っております。

また、農林課長の答弁の中で、農業機械士会の立ち上げですね、触れていただきました。この部分につきましては県の考え方としては、農業機械士会を設立していないと行かないよというような実情もございまして、早急に立ち上げて各地区ごとで、1カ所ではなかなか大変です、各地区ごとに開催すべきかと思っております。

それと、いつも私、勉強会に行くんですけども、物の本を読んでも何だか人間、余り興味ないんですね、ビデオ等とか購入いたしまして、認定農業者の会ですね、あと中山間直接支払事

業の直接支払事業制度の会とか、あと何ですか、水土里ネットの会もありますね、それとあと年金の受給者会もあります。年金の皆様も、経営移譲をしたとしても10アール未満の自留地は残りますし、また後継者のためにまだ農業機械に乗るといふ部分もございますので、そういう折をとらえてビデオ等を購入して研修会を開いていただきたい。

また、県の部分の願いをしてもなかなか来ないということであれば、設立した農業機械士会の会であるとか農機具メーカーの方々、これは喜んで来ますよ、ただで。こういう部分の皆様のお力をおかりして、各地区ごとで講習会をぜひとも多く開催していただきたいと思います。

あともう1点、農林課長お伺いいたします。

本年の6月1日だったですね、ついこの間でございます。免許交付の施行規則が改正されました。これはどういうことかといいますと、高齢者の方々、高齢者と言っちゃ悪いのかな、75歳以上の方々でございます。この方々については、運動能力とあわせて知力の部分も検査をしていくんだと、そういう部分で免許返納を強制していくというような施行規則ができました。そうしますと、やっぱり免許を返納しなければいけない方々もいるわけです。

ただ、耕作放棄地の防止の観点からも、高齢者の方々にはやはりその部分できちっと水田を守ってきていただきたい。畑を守っていただきたい。そういう方々の力があって耕作放棄地がまだ広がりが遅くなると思いますので。そうしますと、ここで高齢の方々の機械作業は、受委託組織をきちんと立ち上げて、各地です、その部分で農作業機械の部分には若い人たちがやっていくんだと、オペレーターがやっていくんだと。肝心の管理の部分だけは高齢者の方々が必要だ、管理していただくということをするれば、農業機械の事故というやつも大分減ってきますので、この点についても答弁いただきたい

と思います。

突然振りますけど、税務課長、今ナンバープレートの私、話をしました。市内いろいろ、私も農業が専門でございますので市内を歩きますと、ナンバープレートをつけてないんですね。この部分につきましても農林課と協議して、免許をきちっと、交通規則、交通をきちっと守る観点からも、また税収アップの観点からも税務課長は取り組まないかんとしますので、その部分についてちょっとお願いいたします。

あと消防長ですけれども、一応機械の部分の装備はある程度は万全であると、ただ、溪谷につきましてもこれから整備をしていくということでございますので、訓練等も重ねていただきまして、事故が起こらないことが一番なんですけれども、一たん事故が起きましたら、消防職員の皆さんが最後のとりででございますので、ぜひとも訓練のほう、また機械装備のほうを頑張っていたきたいと思います。また、この点につきましても市長にもぜひとも、機材の部分も必要でございますので、これは要望ですけれども、よろしくお願いいたします。

次に、農地情報整備促進事業についてです。

農林課長から答弁をいただきました。まだ事業自体が始まった段階です、頭出しをした段階で、いろいろ答弁のほうもしにくかったと思うんですが、現在39市町の農政部局、また25の農業委員会、またその他の機関・団体としての加入状況につきましては、土地改良区が108、農協が9、農業共済組合が8、その他団体が2、県団体で5、196組織が加入されております。

私もちょっと勉強をさせていただいたんですが、ありとあらゆる部分で活用方法が出てくるわけですね。ちょっと紹介させていただきますと、まず市町村事務として住民からの問い合わせ対応、この部分も出てまいります。また農振計画の策定支援、この部分。あと耕作放棄地対策としまして、耕作放棄地データの表示、台帳

データの利用。農地の利用集積としまして、貸借状況データの表示、農地集積のシュミレーションですね。あと農地転用事務としまして、届け出受け付け、これは区域確認まで含みます。また申請地番、所有者の確認ですね、こういう部分もできてまいります。

水田畑作経営所得安定対策としまして、農家内経営規模の確認、また耕作者の作付品目の確認、この部分もできますし、また農業共済申告面積の照合事務、こういう部分までできてきます。

一応こういうような、今から詳しい部分がいよいよわかってくるわけですが、ここで確認したい部分が、まず税務課長にお願いしますかね、先ほど税務課長の答弁の中でもちょっとあったんですけれども、耕作者の作付品目の確認ということですね、この部分を活用していきますという答弁をいただいたわけですが、ちょっと問題提起させていただきましても、所得の捕捉率の問題ですね。よく九六四税制とか言われます。サラリーマンの方が9ですね、自営業の方は6、農家の場合は4よというような部分でよく言われておりました。

農家経営の部分も分析してみますと、畜産経営につきましても100%市場を通じて販売しております。そうしますと、所得といったらもう丸々わかるわけですね。畜産の場合は黒毛和牛の飼育の場合に関しましては、時限立法の部分で100万円未満の個体につきましても所得税は減免というような特例措置がございます。所得税は発生しないんですけれども、ただ、税の部分、所得の部分、売り上げの部分、100%捕捉されておりますので、地方消費税の1%の部分、この部分は必ずかかってまいりますし、また市民税の部分、あと一番大きい部分が国保の部分ですかね、この部分も100%納めているのが実情だと思います。

比べまして園芸農家の場合、別に園芸農家を

私、いじめるわけじゃないんですよ、いじめるわけじゃないんですけれども、なかなか捕捉率が低いんじゃないかと考えております。それはなぜかといいますと、税務署さんも市場関係ですね、市場、公設市場の関係、あとは農協とかそういう部分は100%数字を持っているんですよ。ただ、垂水の場合は特殊事情がございまして、転送業者の方が多いということになかなか表に出ないと。

これはよく園芸農家の方からも言われるんですけれども、実際話を聞いたですけれども、「おいはよ、100%申告しつおったんだん、あの人は5反も6反も降灰対策事業でハウスをつくっちゃったんだん、1反部分ばっかいしか申告しつおわれんごねがよ」と、「おいも来年なごまかすっかいね」と話も聞きます。そうしますと、確かに税務課長の答弁の中で申告のあり方が変わってきたと、昔は各市町の部分で品目ごとに課税標準額を決めまして、その部分に面積を掛けて出してきたわけですね。ただ、今、税務署の部分で指導をなさっているというのはそれはそのとおりです。

ただ、申告期間中、税務課の部分では申告指導するわけですから、また農林課もハウスがどこか、どこにどうあるという部分はわかっているはずなんですよ、わかっているはずなんですよ。そこは意見をちゃんと共有して、情報を共有して、1円でも税収が上がるようにしましょうよ、前向きに。そういう意味から含めて、このシステムで耕作者、その作付品目の確認、この部分を税収が上がるためにどうやって活用していくのか、その決意のほどをお願いいたします。

あとこの問題につきましても、総務課さんとも関係があるはずなんですよ。航空写真もただで撮りがなっとですから、答弁いただけませんでしたけど、残念ですな。航空写真を防災システムの部分で使えるでしょう、使おうとしている

でしょう。そこを活用できますがね、このシステムは。

ちょっと興奮してきましたけれどもね。農林課とか農業委員会、土木課、総務課、税務課、市民相談サービス課、企画課、財政課もこれは入ってくるんじゃないですかね。事業自体がまだ出発ただけですから、一番ここでお願いしたいのは、事業の中身の部分とそこの部分を各課、関係各課集まっていたら、どういう形まで取り組んでいくのかという部分を早急に協議していただきたい。その部分はお願ひしておきます。

また最終的な判断は、市長、この事業の活用の最終的な判断は首長のやっぱり意思、その部分が大きくかかわってくるとお思いますので、この点について、今現在の部分でいいですので、どういう部分の思いを持っておられるのかお願ひしたいと思います。

以上で、2回目を終わります。

○農林課長（山口親志） たくさんでしたので、まず順番の項目に沿って1つずつ各課長、回答させていただきます。

まず、新城鉄道跡地の農道の事故の関係ですが、このあたりは今指摘されましたとおりS字クランク、それから鉄道記念公園のところのちょっと出っ張ったところのカーブの部分、それからトンネルの部分、そこあたりも含めまして、先ほども申し上げましたとおり、市道へ編入する際はそのあたりも大分検討していかないといけないという部分もありますので、そのあたりはまた市道編入の際に土木課と協議をしながら、どの部分をどれだけするという回答は多分できないでしょうが、市道編入の際にそこあたりは十分検討しながら、農道から市道への移管を行っていきたいと思います。

○土木課長（深港 渉） ただいまのクランク箇所について、土木課より考えをお答えいたします。

御指摘のクランクでございますけれども、確かに安全な通行路としての形態ではないと言えます。これが市道に移管後でありましても、当然直進するような格好の道路の整備に向けて、いわゆる地権者の同意に向けて推進してまいりたいと考えております。

それと、鉄道公園下の見通しの悪い部分の改良ということがございましたけれども、ここにつきましては、一部公園の隣接します地番のいわゆる不整合箇所が判明しておりまして、これを現在調整中であり、復活次第、公園関係の法規等の整合や現場点検を行った上で、その要因が鉄道公園の土手が阻害していると考えられますので、公園の土手を削るとか、このような方向で推進していきたいと思っております。

以上でございます。

○市民相談サービス課長（児島典生） 新城の農免道路の件ですが、6月1日に交通安全指導員と一緒に現地のほうを見てまいりました。その足で垂水地区の交通安全協会のほうに行きまして、標識の件につきましては相談をしてまいりました。そして日曜日にちょうど交通安全協会の総会がございましたので、新城分会長さんのほうに一応、私ちょっと認識がトンネルの前の部分だけの点しか話をしていなかったものですから、その点についてお話をしております。今先ほどございました鉄道公園部分とあとクランク部分の手前の標識ですね、それにつきましてもまた新城分会長さんを通じましてお願ひしていきたいと思います。

以上です。

○税務課長（川井田志郎） 農業機械事故対策につきましても、ナンバーの取りつけていないトラクター等がいるというような御発言があったんですが、うちのほうとしてはできるだけ把握しているつもりなんです、そのような方々がおられる可能性はありますので、今後、広報等で対応していきたいと思います。

それから農地情報システムにつきまして、農作物の課税資料等に活用方法はないかということなのですが、このことにつきまして今後将来的に、この事業自体がどのような関係、方向が進んでいくかまだ見通しが見えない状況でありまして、今後、もしそのようなところに利用できれば、できるような体制がとれれば、それは今後利用していきたいと思っております。

以上です。

○農林課長（山口親志） 農業機械事故対策についてたくさん出ております。今、記入したところで漏れないように答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、新城地区での講習会は8月27日でございます。県の経営技術課のほうから来ていただきまして、新城地区で農業機械の事故防止研修会を実施する予定で、これは肝属地区に偶然、ことし事故があった関係でもなくて、持ち回りです。本年度が垂水地区の研修会場に指定されておりましたので、これは当初から決まっておったことです。

ただ、先ほどもいろいろ言われましたけど、垂水市に農業機械士会が設立していない観点から呼びかけが、確かに防災無線やら技連会等の呼びかけをしているんですが、実情は先ほども申し上げましたとおり参加が少ない状況であります。8月27日に向けて、こういった大事な、県のほうからも来ていただきますので、大事な命にかかわることですので、どうにか呼びかけを頑張りたいと思っております。

それと、農業機械士会を設立することで、県のほうから協力をいただきまして、県の力もいただきながら講習会ができると思っておりますので、この部分は設立に向けて頑張りたいと思っております。

続きまして、県農業開発センター大隅支場での前、講習会があった件ですが、このことは県のほうにも、市長の会があるたびに県のほうに

は要請をしております。ただ結果としまして、県のほうも返事ができない部分ですが、これはもう3年、4年続けてずっと大隅支場で講習会をしてくれ、それから大型機械の農業機械化の研修、あわせて先ほど言いました免許の取得ですね、そこあたりも実施していただければそのような制度を持ってきてくれると思うんですが、いかんせん要望はしておりますが、今のところ県のほうが実施の段階になっていないところではありますが、要望としてはずっと続けて要望をしているところです。

それから小型特殊の関係で、大型やらそれからいろんな関係で免許を持っていないで無免許状態で乗っているんじゃないかということですが、このあたりは技連会等のたよりできちっとそこあたりは、そういった免許が必要だということをやまず啓発をしてみたいです。そうした中で、それがそこまでしてもなかなか進まないようでしたら、あとはやはり交通対策の警察のほうの問題になってくるかと思いますが、できるだけそういった形じゃなくてもう1回、再度そこあたりのどういった免許でどの程度が乗れるんだという啓発はもう1回させていただきたいと思っております。

それと、75歳以上の事故防止のために農作業受託組織の設立ということですが、実情は、各家庭まではいきませんが、機械化率が進んでいる中で、農家の方々が機械を持っていらっしゃる方が十分多くて、その中でトラクターなんかにしても乗れるまでは自分たちで乗ろうという意識があるもんですから、なかなかそれに対しての、それとあわせて研修会等もなかなか参加してくれない状況の中で、おのずと事故も起こってくるんだとは思いますが、今言われましたそのあたりもあわせてもう1回、課の中でもみまして、どのような形で啓発をすればそういった認識を持っていただけるかを再度協議をしながら、できるだけ啓発に努めてま

いりたいと思います。

続きまして、農地情報共有化の関係であります。議員指摘のとおり、このシステムが運用できれば相当な事務量も、相当な情報もこの中で整理ができるんじゃないかと思いますが、ただし、この事業はあくまでも現在のところ農水省の事業でありまして、農業、農地情報システムのための整備で現在のところあります。

そうした中で、先ほども言われました私が答えていいのかわかりませんが、総務課が運用する、税務課が運用する、それから土木課が運用する、そういったこともあるかと思いますが、その段階で、今、担い手協議会を持ってあります農林課が所管でありますので、そのあたりは議員が指摘のそういった情報をできるだけ使えるかどうか、私が窓口になりまして水土里情報協議会のほうとも詰めていきまして、各課と連絡をとりながら、すばらしい情報の中ですばらしい成果が出るような形で、私、窓口になりまして皆さんと協議をしてまいりたいと思っております。

○市長（水迫順一） 感王寺議員が私に振られたのが2点だったと思いますが、まず、新城地区を中心にした農道、それから市道、それから国道へのアクセスに絡んで、事故もある箇所ではもう三、四件起こるとよと、安全対策に対しても問題があるんじゃないかというようなお話でございました。

確かに垂水市の交通体系というのは、国道220号を1本、幹線として、あとは本当に迂回路がないんですね、迂回路を市道、農道が果たしていると。その安全性というのは迂回路がないだけにやはり率先してやっていかなければいけない、そのことは私も同感でございます。

ただ、古江バイパスができて一部解消されているという話は私も別のほうからも聞いておりまして、古江バイパスが今、途中まででございますけど、あとこれから2年後に全線開通しま

す。そうなった場合の垂水の交通に与える影響、さらにどう変わっていくのか、その辺も検証しなければいけませんし、ただ、交通の多い場所に対しては、もちろん言われるとおり本当にガードレールをつけて、それでまた本当にしっかりした立て看板で喚起をすることは非常に大事だと、そういうふうに思っております。

当面は、やはり改良に向けての設計となりますと、部分的なことはちょこちょこできることはやっていっていいと思うんですが、大きな改良となりますとかなりなお金がかかりますし、その辺を古江バイパスの状況やいろんなものを勘案してからやっていかなければいけない。その間には、今言いましたような交通安全対策、施せるものを施していった対応していきたい、そのように思っております。

それから農業情報の提供システムですね、これは私も実のところ今回初めて聞いたんです。ですから、議員も言われるとおり、今、頭出しだと言われました。確かにそうなんです。ただ、農業サイドで航空写真を撮って、この航空写真が、せっかく撮ったんだから、ほかのほうにいろいろ使えるんじゃないかと、あるいは水道課も使えるんじゃないかと、あるいは税務課もさっきから言われるように、この畑に何をつくっておるから収入があったはずだというようなお考えの質問だろうと思うんですが、いずれにしてもすばらしい方法だと思います。今までも航空写真を撮ろうといたらかなりなお金を出さなければなりません。それも、これはしょっちゅう、例えば農業にとってはだれだれさんの畑というのは固定できますから、そこに何をつくっておったというのは確かにわかると思うんですね。

だけど、その航空写真がやはり農業の場合は、1つの作物に平均3カ月ぐらいの期間あるわけですから、それをどんどん切りかえて写真を撮れるのかという問題と、そうすると、

あるいはこの人はインゲンをつくったよと、隣の畑の人とは作付の状況が全然違うよというところまで把握できるのかというような問題、まだいろいろあると思うんですね。それとまた個人情報の問題があります。だから、そういうので撮ったやつを公があるいは我々自治体が個人情報として使っているのかという、そういう問題も絡んでいる。

ですから、しっかりと農業サイドでスタート、水土里の協議会でスタートするわけですから、これは今後、うちだけじゃなくてどこも必要、欲しがると思うんですね、事務の合理化を考えても。ですから、今後1つ1つつぶしていかなければならない、そういう問題だと思いますので。

うちもこの水土里の協議会に入ったのはほかの市町村より早かったと聞いておりますし、それでやる気が出ておるわけですから、ぜひその辺は余りかっかしないで、もうちょっと時間をいただいて協議していただいたほうがいいかなと。

○感王寺構造議員 済みませんですね、かっかはしてないんですけれどもね。

道路改良につきましては、鉄道跡地の部分、農道ですね、また市道も一部ございます。市長のおっしゃるとおり財政出動の部分、バイパスの部分、関連ございます。

ただ、事故自体は、そこで転落事故が起こっているわけですから、すぐにすべて線形改良工事をせよとは申しません。ただ、1点1点ずつ解決、計画的に解決していただきたいということです、これを市長初め農林課長、土木課長をお願いいたしておきます。

また、市民相談サービス課長も地元と一体となって安全標識等は立てていくんだという部分がございますので、よろしく願いいたします。

もう時間がございませんので、最後、情報共有化システムですね。私が最後、質問をしよう

としていたんですけれども、市長のほうで言うていただきました。個人情報保護との絡みです。

一応うちの垂水市の個人情報保護条例で、第9条で公益上の理由による裁量的開示という部分がございます。また、この部分ですべてクリアできるのかという部分の問題もございますし、また水土里ネットのほうに関しましてもこの問題は大きい問題でございますので、1つ1つ解決していくと思います。

ただ、一番肝心な部分ですから総務課長も協議の上、ここの部分をしっかりと勉強していただきたいと思います。要望とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（葛迫 猛）次に、8番池山節夫議員の質問を許可します。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、さきの通告順に従って質問をしてみたいです。市長並びに関係課長の御答弁をよろしく願いいたします。

昨日、福岡のほうでまた16人、新型インフルエンザの感染者が出たようでありますが、ちょっと数字的に、この質問はもうおととい書いたもんですから、数字は足して考えてください。

新型インフルエンザは、世界で約1万9,000人、国内でも390人以上が感染をいたしました。患者の多くは症状が軽く、安堵感も広がっておりますが、過去に流行した新型インフルエンザは、第二波、第三波の襲来の際に膨大な死者を出しております。過去の新型インフルエンザの中でも特に大きな被害をもたらしたのは、1918年から20年に世界を席卷したスペイン風邪です。スペイン風邪も1918年の春の第一波は症状が軽く、死者もわずかで、7月下旬には小康状態になりました。

しかし、8月になると凶暴化したスペイン風邪の第二波、第三波の流行が1920年の春まで世界を駆けめぐり、最終的には当時の世界の人口

20億人の約3分の1が感染をし、第一次世界大戦の戦死者の4倍に当たる4,000万人以上が死亡しました。

日本でも、1918年10月中旬から再び流行が広がり、11月には1カ月で13万人以上が死亡し、結局国民の約4割が感染し、大体であります、38万人から45万人が死亡をいたしました。

スペイン風邪は世界に広がるのにほぼ1年かかりましたが、現代は飛行機の発達で世界との距離が近くなり、今回の新型インフルエンザは最初の報告から数週間で各国に広がりました。春に流行が始まった点など、今回の新型はスペイン風邪の再来ではと危惧をされますが、これまでの対応と第二波に備えるための新型インフルエンザ対策行動計画の策定状況について教えてください。

職員の健康管理について。

まず、たばこ喫煙と健康あるいは健康被害についてお示しください。

また、本市職員の公務上の災害防止と健康保持増進を図るために定められた垂水市職員安全衛生規則について、その意図するところを教えてください。

市役所内禁煙について、保健福祉課長の見解を伺います。

子育て支援について。

栃木県鹿沼市は全国で初めて児童育成手当として父子家庭援助をした自治体として知られています。ひとり親家庭でありながら母子家庭には児童扶養手当があるのに父子家庭にないのは、同じ境遇の児童が不平等に扱われているということで、男女共同参画社会の推進の観点からも制度化すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

あわせて、本市の児童扶養手当の状況を教えてください。

経済対策について。

鹿児島市と鹿児島市の商工8団体は、10%の

プレミアムつき商品券を今年20日に発売する予定です。総額11億円で、割り増し分1億円は鹿児島市が補助します。志布志市でも地域経済活性化に役立てる目的でプレミアムがついた「ひまわり商品券」を市が発行しています。県市町村課によると、全45市町村のうち31市町村でプレミアム商品券が発売をされています。10%の上乗せが主流で、この分は各市町村が負担しているケースがほとんどです。市内経済の活性化のためにプレミアムつき商品券の発行について、市長と財政課長に伺います。

ごみ分別について。

3月議会で北方議員は、今、赤袋を中俣の清掃センターで分別して、どうしても資源物とならないものは燃えるごみに入れているが、最初から燃えるごみとして品目の変更をしたらどうかという質問をされました。それに対する市長の答弁は、「今後は燃やせるごみとして品目の変更をするよう主管課に指示したいと考えている」ということでしたが、指示はあったのか。3月議会以降既に2カ月以上経過しているが、対応はされているのか、生活環境課長に伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○総務課長（今井文弘）池山議員の御質問にお答えいたします。

市内での豚インフルエンザ感染についてありますが、今回のこの新型インフルエンザへの本市の対応であります、県内発生がない中での対応でありましたので、昨年11月に策定しました垂水市新型インフルエンザ対応マニュアルに沿って、保健福祉課を中心とした新型インフルエンザ情報収集体制を設置し、各関係課で協議しまして、防災無線による広報やチラシ配布を行うなど、市民への不安を持たせないために新しく正確な情報の伝達を行ってきたところであります。

今後の対応につきましても、先ほどありまし

たとおり第二波に備えても、国の基本的対処方針により医療機関、事業者、関係団体と協力しまして、地域に応じた柔軟な対応を行っていく必要があると考えております。

次に、新型インフルエンザ対策行動計画の策定についてでございますが、本市におきましては、県が策定した新型インフルエンザ対応ガイドラインを踏まえまして、市といたしまして、今後の対応をしていくために「垂水新型インフルエンザ対応マニュアル」の作成を行っております。このマニュアルでございますが、新型インフルエンザの感染拡大の防止と市民等の健康被害、社会機能への影響を最小限にとどめるために必要な対策を実施するためのものがございます。

また、流行規模によって職員へのまた感染というの考えられますし、そのような事態になった場合、少ない職員でも業務に当たらなければならないことから、現在、各課において、そのような事態になった場合の優先する事業の確認を行ってまいりまして、課ごとの業務継続の計画、これを策定をお願いをしているところでございます。

そういうようなことで今後、新型インフルエンザの対策につきましては、先ほども申し上げましたが、国の基本的対処方針、それから県の指導を仰ぎ、策定済みのこの本市のマニュアルに合わせまして職員も行動を行い、対応をしていくこととしております。

以上でございます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）池山議員のまず職員の健康管理について、その中の1番と3番についてお答えしたいと思います。

このことについては、保健福祉課の保健師が健康指導等を行うときに言っていますことを述べたいと思います。

たばこに含まれているニコチンは、麻薬と同じような薬物依存の症状を引き起こすことです。

ニコチンは、人間の脳の快楽中枢を刺激し、一度体内に取り込まれるとやめられなくなります。たばこを吸ってストレス解消になるというのは、実はニコチンによる錯覚であると報告されております。ニコチンのほかにも一酸化炭素、ホルムアルデヒド等の有害物質が200種類、ほかに70種類の発がん物質が含まれていると言われております。

たばここと肺がんの因果関係は深く、たばこを30年吸うと、吸わない人と比較すると、肺がんは男性で4.5倍、女性で4.2倍の発症率が確認されております。また、喫煙習慣のある男性の心筋梗塞発症率は3.6倍、男性のクモ膜下出血のリスクも3.6倍であるようでございます。さらに、慢性呼吸器疾患の肺気腫、慢性気管支炎などの呼吸器不全で年間1万5,000人が死亡しており、その9割はたばこによるものと報告されております。ほかに、妊婦の流産・早産は1.5倍、未熟児は2倍、乳幼児突然死症候群は、吸わない親の4.7倍になっております。

このように、自分の健康も受動喫煙など周囲の人の健康にも害があります。たばこは百害あって一利なしと言いますが、まさにそのとおりだと感じております。

続きまして、次に市役所内喫煙についてありますが、まず現状といたしまして、喫煙場所でございますが、庁舎内では、1階にはありませんが、2階は農林課の奥に1カ所、3階は議場前に1カ所設置されてまいりまして、庁舎外では、職員会館前と生活環境課前に2カ所設置してございます。また、教育委員会のあります市民館、市内の地区公民館、学校敷地内では既に全面禁煙としております。

職員の健康診断時の調査結果で報告いたしますと、臨時職員も含んだ健康診断の全受診者265人のうち88人、33%が喫煙者でございます。世の中の健康志向の傾向から、職員の自覚も見られ、喫煙者の数も昔からすると大分減少してき

ておるようでございます。

なお、本市を除く県内17市の庁舎内での喫煙場所の設置状況であります。9市が庁舎内を全面禁煙としております。ただし、その場合、9市とも庁舎外に喫煙場所を設置しているところでもあります。市役所内の喫煙者については今後も徐々に減っていくことが予想され、他市においてもさらに庁舎内全面禁煙がふえていくものと考えております。

ただ、たばこは嗜好品であり、一部の職員にとっては休憩時に気持ちを落ち着かせるなどの効果もあると思われ、強制的に禁煙させることはできないものと考えております。

今後も、これまでどおり安全衛生委員会において、職員の健康確保のため禁煙に向けた継続的な協議が必要であり、その結果として庁舎内の喫煙場所の廃止を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（今井文弘） 職員の健康管理についての御質問にお答えいたします。

2番目の垂水市職員安全衛生規則についてありますが、本規則は、本市職員の公務上の災害防止と健康保持増進を図るため、職場における労働安全と衛生管理について必要な事項を定めることを目的としたものでございます。

具体的には、市長の諮問機関としまして安全衛生委員会が設置してあり、総括安全衛生管理者である副市長と安全管理者7人、衛生管理者1人、職員労働組合の推薦者8人、計17人の委員で構成されております。

安全衛生委員会の具体的な業務内容としましては、職場点検の実施による各職場の安全管理や職員の健康診断等に基づく報告、改善等の協議を定期的に行っているものでございます。

以上でございます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 池山議員の3番目の子育て支援について、児童扶養手当につ

いて御質問にお答えいたします。

児童扶養手当制度が今日の形態となりましたのは、昭和37年の児童扶養手当法が施行されてからでありまして、それ以前は、死別母子世帯に対してのみ母子福祉年金という形で社会保障の措置をしておりました。当時から、女性が1人で子供を育てながら働き、子供とともに生活するために必要な収入を得ることは非常に大変なことであったわけでございます。今日でも、母子2人世帯の収入は、子供2人の夫婦共働き世帯の平均実収入に比べ3分の1程度と言われております。

児童扶養手当制度は、このような母子家庭の生活の安定と自立を促進するために設けられた制度でございまして、国は、現行制度におきましては、父子家庭がいかにも困窮していようとも児童扶養手当を受給することはできないとしております。

続きまして、子育て支援について、父子手当についてお答えいたします。

先ほどの児童扶養手当とも関連いたしますが、父子世帯の国等の助成制度がないことから、本市におきましては、市単独の支援措置といたしまして、垂水市父子手当支給要綱の規定によりまして、児童1人につき年額2万4,000円、児童が2人以上の場合は3万6,000円を父子手当として5月に支給しております。

ちなみに、平成21年度は対象者28人に対して73万2,000円支出しております。

以上でございます。

○財政課長（三浦敬志） 池山議員のプレミアムつき商品券についてのお尋ねにお答えいたします。

3月議会におきましてもこのことに関しまして池山議員のお尋ねがあり、市長のほうで答弁があったかと思っております。答弁内容を要約しますと、「商工会のほうも努力していただきたい」との答弁であったかと思っております。

私もこの質問をいただいてからいろいろ調べてみました。総務省定額給付金室の調べによると、4月20現在、全国1,800市区町村のうちプレミアムつき商品券を発行するのは半数を超えます974市区町村あるそうです。プレミアムつき商品券を発行する市町村は、ほとんどが商工会とタイアップし、プレミアム部分を補助する形で行われ、主となるのは商工会のようです。垂水市においても、商工会がまとまり、市商工全体のプレミアム商品券となるような実施計画を提示いただければ、関係課及び上司とも協議しながら検討してみたいと思います。

○生活環境課長（迫田裕司） ごみ分別についてお答えします。

ごみ分別の一部変更については、3月議会終了後、市長の指示を受けております。

平成14年11月に作成したごみ分別ポスターは、作成後6年半経過し、ごみ分別の一部見直しや、また高峠最終処分場の休止や肝属一般廃棄物処理場の稼働に伴い、ごみ分別や持ち込み場所の変更が生じております。

そのため、新しいごみ分別ポスターを作成し、市民へ配布し、周知を図る予定としていました。しかしながら、ポスター作成には多額の費用を要するため、近日中に変更のあった品目については、自前でA4判によるチラシを作成し、全戸配布する予定でございます。

さらに、今後、市広報紙や出前講座などを通じ、ごみ分別の変更についてお知らせしていく予定でございます。

以上でございます。

○池山節夫議員 まず、新型インフルエンザなんですけど、行動計画とちょっとマニュアルは違うんですよね。私が行動計画と聞いたのは、さっきの答弁の中にちょっとは含まれるんですけど、新型インフルエンザが発生してからどう対応していくかというのがマニュアルで、行動計画というのは、例えば高齢者世帯、障害者世帯

などの要支援世帯をどう把握して、その方々をどうするか、インフルエンザが蔓延してきたときにですね。

それと、住民が混乱しないような情報提供体制の整備をどうしていくか。これは情報をといたのは振り回されればパニックになりますから、それを上手に活用して注意を呼びかけるようなそういう体制の整備というんですかね、それが2つ目。

それと、感染した住民がいらっしゃったそういう世帯に、例えば隔離するというか、そこにいてほしいということですから、そこへでも食料なり食べ物なりが届かないと餓死しますからね、だからそういうふうには、どうして食べ物、飲み物をどういうふうにはだれが届けるか、そういうことを行動計画として盛り込まなきゃいけないのではないかという質問なんですけど、その辺のことについてももう1回、ある程度でもいいです、今後。

これは何で質問したかということ、垂水市は県下の四十幾つの市町村の中でまだ策定中となっていたんですよ、新聞に載っていたのが。策定しているところは丸で、策定中が幾つかあって、垂水市はまだ策定中ということだったもんだから質問したんです。マニュアルはできていると、感染、蔓延したときのマニュアル、そのマニュアルはできているけど、そういう今、私が言ったような行動計画については策定中ということかなという理解なんですよ。だから、その辺についても一度総務課長に質問をします。

それから、この新型インフルエンザというの理解がよくわからなかったもんだから、ちょっと調べてみたんですよ。何で今までののと違ったのが出てくるんだろうかというところが疑問が出ますよね。何で今、新型が出てくるのかなと思ってちょっと調べると、要するにやっぱり鳥、豚、そういう動物の中で増殖しやすいのが、まず動物の中で、鳥とか豚の中で増殖しやすい

いのが何かの変異で出てくると。それは豚とか鳥の中で増殖はするんだけど、人間には感染しないという状態がしばらく続いているんだけど、そいつが時々、たまに変異して人間にぼんと感染するようなやつが、動物の中で増殖して強くなったやつが人間に感染するものが出てくるみたいなんです。

それでも、今度の第一波みたいに人間に感染はしたけど弱いと、弱毒性というんですかね、そういうのがいて、そのまんまならいいけど、今度はその人間の中でも増殖しないで弱毒性だったのが、また例えばいろんな季節性のインフルエンザとまざり合ったりして、そいつがたまにまた変異して強毒性になる。それがこのスペイン風邪でも起こった第二派、第三波、そういうことらしいんですよ。

だから、今、第一波が終息しているけど、どんな状態で例えば強いのが出てくるかしのれない。それが垂水発になる可能性もないわけではないんですよ。鳥がいる、豚がいるということですから、その辺に対してこういう質問をしているわけです。

ですから、マニュアルというのは一応強毒性を想定してマニュアルをつくっているということだったんですけど、変異してそういう強いものがまずここから出たときとか、そういうことに対応したような行動計画というのをきっちりつくっておかないと、やっぱり危ないんじゃないかなという質問なんです。

持留議員も後で質問されますから、私はその辺のことに關して市民が、新型というのがまずなぜ出るんだろうかというのに対するその疑問と、それに対応して行政というのはどういう対応をしてくれるんだろうかというのがやっぱり不安があると思うんです。だからそこに対して、蔓延するときにはこういう対応をしますよ、それで住民が混乱しないような情報体制はこうしますよ、それで高齢者の方にはこうしますよ、

かかられたら隔離するときは食料の体制はこうしますよと、そういうのを明確にしてほしいということで質問をもう1回しておきます。

それから、2番目の職員の健康管理についてなんですけど、たばことたばこの被害については今るる述べていただきました。たばこのニコチンは麻薬と同じというようなのがあったんですけどね。もう私としては、私も以前は吸っていたんですよ、1箱半ぐらい吸っていたんですけど、子供が生まれると同時にやめたんですけどね。やめて初めて、ああ、たばこというのは余りよくなかったかなというのが実感できるんですよ。

先日、まだ1カ月ぐらい前なんですけど、私のいところがちょっと心筋梗塞で倒れて、それで鹿屋のあれは県病院ですかね、健康センター、あそこに行ったんですけど、そうしたら、何とか助かっていたんですけど、それがお医者さんが言われるには、私はいところが倒れたのは、毎日朝も1時間ぐらい歩いていましたから、健康に気をつけているなどと思ってたんですよ。それが急にそういうことだったんだから、何か糖尿病かなんかあったのかなと思って聞いたんですよ。そうしたらお医者さんが言われるには、「あなたはたばこを吸っていたか」、「10年ぐらい前にやめたけど、それまでは吸っていた」と言ったら、「その10年ぐらい前まで吸っていたたばこが原因だ」というようなことを言われたらしいんですよ。だから、やめてもそういう状態が起こり得ると。私は本当に、今回この質問をしたのは、職員の皆さんのもう本当に健康を考えて質問しているわけです。だから、ぜひ恨まないように。

もう1つは、この前まで、3月まで監査委員をさせていただいておりました。監査委員の議選の席は、あそこに監査委員室があるんですけど、そのたばこのところがよく見えるんですよ。私のところからは一番よく見える。それで

休憩に来た。よく本当に見えるんですよ。10分とかいうのはざらですからね、10分ぐらいは簡単ですよ、たばこを吸うのは。

2年間見ている、どう、どんなものだろうかと思うわけですよ。たばこを吸う人間は、たばこを吸う人間はそれは確かに休憩ですよ。あそこでたばこを一服吸うのは、さっきも言われたように気持ちを落ち着かせるとかいう効果もあるだろうから。だけど、たばこを吸わない人間、例えば市民から見たらどう思うだろうか。阿久根で例えば竹原さんがまた再選されましたけど、職員給与をカットしてそれを給食費に充てるとかいろんなことを言われていますよね。そういう人が阿久根ではまた再選された。そういう町と人口的に似ているこの垂水市を比べたときに、やはり市民の目はだんだん厳しくなるわけです。議会にも厳しくなる、執行部にも厳しくなる、職員にも厳しくなる。

そういうときに、やっぱり外でたばこを吸っている。それでそれが1日1回とは限らんわけですよ。1日1回、いや、本当よ、1日1回10分だったら6回、例えば6本吸ったとする。そうしたら1時間。臨時の職員の方は、私が監査にいるときに臨時の職員の方のこういうのを見て、時間給が幾らか、1日7,000円とか五千幾らだと、それを時間で割ったらやっぱり700円の、800円のというあれなので。職員の方はもっと高い。その辺の意識も持って休憩なりなんなりしてもらわないと、やっぱりこれからは本当に市民の目は厳しくなると思うんですよ。

本人は、たばこを吸う本人は確かに休憩だけど、じゃ吸わない職員の人、市民から見たらこれはもう私に言わせればはっきり言ったらサボりなんですよ。いや、そう見えるんだから。だからその辺のこともよく考えて、たばこのこの質問をしたわけです。

そこで、垂水市職員安全衛生規則というのがここにあるんですけど、その中は先ほどありま

したように、この委員会においては議長を置くと、その議長は副市長をもって充てると。ここで、副市長になられたばかりで本当にあれなんですけど、副市長、議長としてこのたばこの件について所見、これからの職員の健康管理についてどう考えられるか、副市長に質問をいたします。

それから子育て支援、児童扶養手当と父子手当の問題なんですけど、先ほど垂水市でも父子手当があつて5月に支給していると、28人と、1人につき2万4,000円。母子手当というか児童扶養手当は最高額4万円、これは月額ですよ、今言われたのは年額でしたよね。だけど、母、母子家庭のほうには1人4万2,000円、18歳まで支給される。

これは私、1回目の質問でもちょっと言ったんですけど、やはり今、男女平等と言われるんですよ、男女平等も言われる、男女共同参画も言われる。そういう中で、これは国に幾ら要望してもなかなかやってくれないと、国がしてくれないからというので栃木県の鹿沼市は、最初にまずこの手当を児童育成手当という名目で自分のところの単独の財源からやっていると。あといろいろありますね、今、滋賀県の大津市、福井県越前市、これ児童福祉手当とか名目は違うんですけど。

この辺に関してはまず水迫市長に伺います。住んでよかったと思えるまちづくり、それと子育てにやさしいまちとか、そういうことをやっぱり標榜されて、やっぱりそこを目指されているわけですから、これはどこの市町村もこの父子手当をつくっているところは見てみると財源的にすごく豊かではないわけですよ、やっぱり厳しい中をいろんなことをやりながらやっていると。どっかから捻出しなければいけないんですけど、その点に関しては市長にお任せずとして、財源についてはですよ。だから、こういうことはやられたほうがやはり水迫市政のため

にもいいのではないかという提案で、どんな気持ちをお持ちか伺います。

それから経済対策について。

プレミアつきの商品券は3月議会で聞いたんですけど、ちょっと時間切れで、一応商工会のほうに対応して、したらというような答弁はいただいたんですけど、先日商工会の総会がありまして、市長はもう議長と早く、議長はいらっしゃったんですかね、市長はちょっと先に帰られたんですけど、総会の席上で唯一質問が出たのが、定額給付金が垂水に2億円以上落ちたのになぜ垂水商工会は定額給付金のそれを、それだけのお金があるのを、チャンスなのにプレミアつきの商品券を発行しなかったんだと。それが唯一の質問だったんですよ。事務局長はその点に関してはちょっと対応がまずかったかなと、今後努力したいというような答えだったですね。

私はそこでもう一度、3月議会ではそうして私も事務局長にこういうふうに向き答弁をもらったからということでお話ししたんですけど、対応ができなかったもんですから、再度ここでまた市長にもう一度、やってもらえるのか、それを聞いた上で商工会にまた、予算化はもしかしたらしてもらえるかもしれないから商工会は対応できるかということでまた行きたいと思っているんですよ。

そうでないと、やっぱりせつかく、定額給付金ももう使ってしまったという人もいますでしょうけど、やはり経済を活性化するという意味ではどこも、スタンプ会が垂水も1割添付をやったんですけど、ほかの町でもそれはもうそれと、その上に市でそういうことを1割添付をやると、そのスタンプ会のお店で買うと2割添付になりますね。それをそれでもいいんだということでやっているところもありますから、ぜひこれは、今さっき財政課長にも伺いましたけど、もう1回財源的なものを努力していただい

て、商工会とも話して、ぜひ垂水でもプレミアつきの商品券を発行してもらいたいということで、市長にその辺を伺います。

それから、ごみの分別についてなんですけど、これは北方議員が質問されて、指示をするという答弁で、指示もされたと課長の答弁なんです。今回の質問は、遅いということなんです。2カ月あったら、さっき言われたようなA4判なんかできるんじゃないかということなんですよ。

私のところで、これはもうあれなんですけど、生活環境課長は最近やる気がないんじゃないかという話があるんですよ。それは何でか知らん。何かあの人、有能なのに最近全然やる気がない。赤袋なんかやろうと思えば1カ月もあればできるでしょう。それができてないということは何か不満があるのかという話なんです。そういう話があるわけ。

ですから、私がまだ監査委員にいるころ、まだ当時企画課長だったんですけど、まだ改編前の総務委員会。なぜあんなお礼を言われたかわからんけど、「総務委員会の皆さんのおかげで異動になりました。ありがとうございます」と。それは私もお礼を言われるほどのこともないから、「ああそうですか」と言いましたけど、お礼まで言って行かれた割には対応が遅いということで質問をさせてもらっているんですよ。

ですから、ポスターを作成したいけど費用がかかると、それはいいでしょう。ただ、A4判で指示を受けた、その指示を受けたのをA4判で出すぐらいならとくにできているわけだから、その辺のことにどうしても、今まで一生懸命やったけどかかったのか、それとも本当はやれたのか、今までも既に。その辺のことをもう1回聞かせてください。

○総務課長（今井文弘）池山議員の2回目の質問にお答えいたします。

行動計画とマニュアルが出ておりますが、ま

ず私の見解なんです、行動計画につきましては新型インフルエンザに対する基本的な方針、そういうものが規定されている。マニュアルになりますと、新型インフルエンザの対応の詳細、そういうものに規定がしてあるというふうに私は認識をしております。

ちょっと経緯を申し上げますと、この行動計画につきましては、県が新型インフルエンザの行動計画と対応マニュアル、これについて市町村に、平成19年の3月なんですけど通知をしております。鳥インフルエンザの発生が想定される中で、市町村として万一発生がした場合に対応できるから策定をしておいたほうが良いというようなことでの説明も、お願いもございまして、これまで鹿屋保健所も3回ほどそういう研修会も行って、対応マニュアルをつくるような形で皆さんに説明もしてきております。

そして、管内の市町でございまして、ほとんどがもう策定済みと。これはマニュアルと行動計画を別々にそれぞれつくっているということではなくて、どちらかをつくっているというような状況でございまして、垂水市としましては、マニュアルを策定したということでしたが、この中に行動計画の一部、必要な部分、そういうものを盛り込んだ形でマニュアルという中での策定とさせていただいたということでございます。

先ほど言われました感染者が出た場合、外出の自粛とか、あるいは高齢者、障害者、そういう方々への食料の宅配、そういうものをどうしていったらいいのかという問題も出てくるんじゃないかということでありましたが、そのような事態になりますと、当然本市としては対策本部を設置をしております。対策本部を設置しますと、これはマニュアルの中にも規定しておりますが、災害対策本部規定によりまして各いろいろな対策部ができておりますが、その中で行動するように、その中でもうたわれておりますの

で、当然そういう食料についての搬送する対策班、そういうところはそういうところで動いていくというようなことになろうかと思っております。

今回の新型インフルエンザマニュアルは、先ほども言いましたが、強毒性の鳥インフルエンザを想定しての策定をしているということでございまして。弱毒性の場合は、今回みたいところで弱毒性の場合も対応はできたよということではございまして、やはりいろんなケースが考えられると思いますので、やはり今後、マニュアルにつきましても見直すところは見直しながらしていかなければいけないというふうに考えております。

○副市長（小島憲男） 職員の健康管理についての中で、職員安全衛生委員会の委員長である副市長に、職員の健康管理の面からたばこ喫煙をどう考えるかという御質問にお答え申し上げたいと思います。

たばこ健康との因果関係は、先ほど保健福祉課長が申したとおり既に実証されておまして、また最近受動喫煙も厳しくなり、公共の場では至るところで禁煙が実施されていることは御承知のとおりでございまして、本市でも数年前から職員の勤務時間中の喫煙については喫煙場所を限定して吸ってもらっているところでございまして、それでも、吸わない職員や市役所に来られた一般市民などから、たばこを吸っている職員への非難は年々多くなっていることは事実でございます。

議員も言われたとおり、たばこだけ吸って仕事はしていないとか、1本に5分から10分かけているから1日で何分仕事をしていないとか、それからたばこが体質的に合わない職員からは、喫煙室からたばこの煙が隣の部屋や廊下に流れまして、さらに遠く離れた部屋まで煙やにおいが来るので嫌だという話はもう年じゅう聞いております。

このため、最近たばこを吸う職員は食事会や飲み会などでも年々肩身の狭い思いをしているところがございますが、県内各市の取り組みや、さらには本市の教育施設などの喫煙対策の取り組みからしますと、本庁を初め、本市の公共施設を何らかの一步踏み込んだ喫煙マナーを決めて実施していく必要があるかと思っております。

禁煙が一番健康にはよいとは思っておりますが、強制的に全面禁煙にはできないと思いますので、今後、喫煙マナーにつきまして、職員安全衛生委員会にも諮って職員代表の意見も聞き、さらには産業医などの意見も聞きながら決める必要があると考えております。

第1のステップといたしまして、健康増進法という法律にも規定されていますよう、吸わない人のために、またたばこの受動喫煙防止策をより一歩進める方策といたしまして、今までの限定してあるけれども、庁舎内での喫煙は全面禁止に、それから一方、吸う人には、たばこの煙が吸わない人へ届かない、そして流れない場所であつ市民からも理解の得られる場所へ移動してもらうことを前提にしながら、適当な場所はないか十分協議、検討してまいりたいと考えております。

○市長（水迫順一）池山議員が私に振られました母子家庭手当とプレミアム商品券、これについてお答えをしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、母子家庭の手当、それと父子家庭の手当、かなりの差があるということは私も以前からちょっと気になっておったところがございます。

子育て支援をこの4月、21年度の4月からできる範囲で前向きに検討していこうということでスタートさせてもらいました。ですから、中学生までの医療費の問題とか、今一生懸命また取り組んでおるのが、子育てグループの相談とか、そういうグループの育児相談などを伴った

5つサークルがあるんですが、その辺の環境整備をしてあげようという問題とか、それからまだやりたいこといっぱいあるんですね。

ほかの先進地がいっぱいいい例がございます。保育料をもうちょっと軽減せんといかんのじゃないかとかですね、それからまた伊佐市が今度始めました3歳児までの予防接種の無料化とか、いろんなそれぞれ特徴のあることを全国で取り組んでいる先進地はいっぱいございます。ただ、財政との勘案もやりながら、何をそれじゃ優先すればいいのか、この辺はやっていきたいというふうに思うわけです。

ですから、父子家庭は、実は持留議員のほうからも、父子家庭の育児環境も問題があるというような提言もいただいております、この辺もひっくるめて母子家庭との非常にそういうようなギャップを何らかの形で埋めていかなければいけないということも、あわせて考えていかなければいけないと思っておりますので、現在、父子家庭がどのような環境にあるのか、それで何人いるのか、本当に需要があるのか、その辺を今後研究していって、全体の中の子育て支援の中の優先順位の中で、その辺をはめていかなければいけない、そういうふうに思っておりますので御了解をいただきたいと、そのように思います。

それからプレミアム商品券の件につきましては、3月議会でも議員質問されたとおりなんです。私自身も商店街、商業、工業をひっくるめてこれへの支援というのがなかなか少ないんですね、ほかの産業に比べまして。そういう意味では、やはり商店街がだんだんだんだん疲弊していく中で、これはやはり手当でできる分をしていかなければいけないということで、議員の皆さんにもこの間から入っていただいて、3回のボーナス時の支援とか、これは200万円から300万円ぐらい市の職員、それから議員の皆さんあわせて支援をしておりますので、このことは

ほかの市町村に比べますと職員も先進的に取り組んで協力してくれておる例だろうと、そういうふうに思っております。

ただ、スタンプ会の場合は、きょう現在で参加店舗が62店舗しかないんですね。この間までは55～56だったと思うんですが、非常に我々は職員としてこれだけ買っておりますので、今後とも買っていきますので、もうちょっと幅を広げていただきたい、そういう要望は常にしておるんですが、なかなか広がってこないという実情がございます。

それと、このプレミアムについても、実は3月議会から議会でお答えもしたかったんですね、これもやりたかったんですが、どうもそういう商工会が中心になって、やはり店舗を広げた形の中で牛根境から新城までやはりフォローできるような体制を組んでいただかないと、中央の一部だけというのでは市のやる事業として問題があるんじゃないかと、そこには商工会がやはり先導してそういうような仕事をしていただかなきゃいけませんし、商工会会員自体がここところ毎年減ってきておるんですね、ですから、減っていく体制を何とか減らさない方向へするのにも、そういう努力がやはり結果として実るんじゃないかというふうに思いますので、商工会のやる気さえあれば、ちゃんとやっていただけるのであれば、私どもは今後考えていきたい、そのように思います。

ただですね、ただし量販店、鹿児島市に本社を置くとか、市外に本社を置く量販店についてまでフォローすべきなのか、これはやはり地元で金を落とす、地元の商店が生き延びるための対策とすれば、やはり地元の商店街を中心にした使い方ができるような方法はできないのか、そういうようなことは私個人的にはそういうことも考えております。ですから、生活にかかわるいろんなことをできるような商品券であればいいと。

だから、3月議会でこのことができなかったために、かねて300万円利子補給をしておるのを100万円上乗せして400万円に4月からやっておるわけでございますので、改めてプレミアムについては商工会との協議の中で、向こうのほうでしっかりやっていただくということであれば前向きに取り組んでいきたい気持ちは持っております。

○生活環境課長（迫田裕司） 厳しい御指摘ありがとうございます。

確かに、指示を受けたということと4月1日のとき聞きました。ただし、事情がありまして、まず生活環境課には6名のスタッフがおるんですけど、今回私が異動になったんですが、課長、課長補佐が抜けました。そのかわりに、主査から新しい係長と新人ですね、業務がぐるっとみんな変わっちゃったんですね、職員のですね。私だけは課長の仕事を引き継いでいるんですけど、まず1つ、業務が変わったというのが1つです。

それからポスターについては、3月の当初予算で4月に、14年11月につくったポスターがもうかなり変更が出てくるので予算要求しています。だから、例えば燃やせるごみ、持ち込みごみは高峠にと書いてあるんですね、下のほうに。だけど、あれももう荒崎の清掃センターに書きかえなければならぬと。それから、パソコンなどもその当時はよかったんですけど、パソコンも持ち込めずと書いてあります。燃やせるごみ、燃やせないごみだけじゃなくて、ポスターの変更をしたいということで予算要求しましたが、通りませんでした。6月の補正がありましたので今回もお願いしたんですけど、それも通らなかつたんですね。

それではチラシを出そうやということで、今、職員の、うちの担当職員のほうで一生懸命頑張って、もうきょうできております。できれば、そのチラシを出すんじゃなくて、6年半経過し

た新しいポスターを出したかったんですけど、予算がつかなければどうしようもありません。

それともう1つは、清掃センターに300トンから400トンの赤袋のごみと持ち込みごみがありました。それを5月の中旬だったか、5日間にかけて高峠のほうに搬入しました。トラックで40台、パッカー車で40台だからかなりの量、私も4トン車を運転して1日5回走りました。だから、そういう事情がありましてかなり遅くなったことをおわびいたします。

以上です。

○池山節夫議員 インフルエンザについてはわかりました。

それから、たばこなんですけど、先ほど副市長のほうから、目につかないところで。ぜひそうしていただきたい。本当に阿久根の市長みたいな革命的な人があらわれると、類似の市というのはやっぱりそれなりに注目されるわけで、それがたばこを吸っていたりするとやっぱり批判の対象になりますから、ぜひ見えないところでということですので今回はお願いします。

私としてはもう敷地内禁煙にしてほしいと思うぐらいなんです。そうすると、敷地内で吸えなければ、しょうがないからやめざるを得ないかなということになるんじゃないかと思うんです。

先日南日本新聞に、今度副知事に4月1日付でなられた山田副知事のちょっと談話が載っていたんですけど、「県職の中でも愛煙家は本当に少なくなった」と、「ただ、1日1本そういう場所でたばこを吸うのが何よりの楽しみだ」というような談話があったんですけど、その程度の楽しみとしてたばこを吸われるのは非常にほほ笑ましいかなという気がせんでもないわけです。

ぜひ、家に帰って例えばホテル族みたいにたばこを吸うそれも結構ですけど、もうこの際、市役所敷地内で吸えなくなったらやめてしまう

と、そうしたら奥さんにも喜ばれる、子供にも喜ばれるということで、その敷地内のほうも検討していただきたい。今回は先ほどの回答でよしといたします。

それから父子手当なんですけど、非常に不合理で、日本みたいな先進国で、女性の母子家庭は女性の経済力がないから手当が出る、男性のほうは経済力があると、それはもう国の勝手な決めつけなんですけど、それで出ないと。今の世の中、女性のほうが高給をとったりするんですけどね。それは国の考えだから市議会のレベルではいかんともしがたいんですけど、それを補う意味であちこちで児童育成手当という名目でやっているわけです。

ぜひ、先ほど市長からも今後優先順位を決めて検討していくというようなことがありましたけど、これは中学校までの医療費の助成を決断されたのも新聞に載りましたね、垂水市はということで。やはり、今2期目の真ん中を過ぎましたけど、これはアピール度としては父子手当をされたらすごいですよ、市長。ですからぜひ、これは喜ばれると思うし、やっぱりこのぐらいのことをすると、やっぱり男女平等の意識、逆の面でも、女性を大事にするという意味でも垂水市というのが評価されるんじゃないかと思います。ぜひ前向きに検討してください。

たばこというのはですね、さっき言い忘れましたけど、さっき1日1本、1本に10分かかるとい話をしたんですけど、先日日曜日に「ガイアの夜明け」というのがあるんですよ、それを見ていたら自動車産業をやっていたけど、工場の中で、ここに立つか、ここに立つか、ここからここへ来てこうやるか、それともここに立ってこうやるかで1秒違うと、その1秒を100人が違うと100秒と、それを8時間、それを24時間3回交代でやるとどれだけ違うかという、それほど熾烈なことをやっていたね。

ですから、そういうことも考えて、たばこを

吸われる方、まずたばこを吸わない職員の目がどんな目で見ているのか、自分を。そして市民からどんな目で見られているのかということも考えながら、たばこを一服していただきたい。ちょっと戻りましたけど。

プレミアム商品券についても、ぜひ商工会のほうにもまたお願いにいきたいと思いますけど、さっき市長が言われた例えば大型店ですね、私はその点だけがちょっと市長と意見が違うんですけど、大型店も総会に行くとやっぱり商工会の会員としてなられていて、そこの店長さんが来られているんですよ。それで商工会の総会の席上でもそういう何で対応しなかったのかと行って、事務局長の答えがあったら、あの議長をされた方が「大型店へ流れてしまうんじゃないかと、それを考えてやめられたみたいですよ」というようなことを言われたんですよ。

私は、まちの活性化というのはそういうことを考えていたんでは始まらないと思うんですよ。ですから、例えば300万円予算をつけてもらって1割だと3,300万円、前回言ったみたいですね。その3,300万円のうちの例えば1,000万円が、1,500万円がその大型店へ流れても、それは市民はそれを1割で例えば食料品なりを大型店で買ってそれなりに還元を受けるわけですから、残りの1,500万円とか2,000万円が、1,800万円がそのほかへ回ると、私はそのことでも十分なんじゃないかと思うんですよ。

そうでないと、じゃ商工会からその大型店はまず抜けてくださいというところから始めないとおかしくなるもんですから。商工会としてその大型店の方にも入っていただいて、それで商工会活動をやっている以上は、何ら差別することなく商品券のそういう発売に考慮をしないようにして、ぜひ商工会としても対応してもらいたいと思うんですよ。そういうことも含めて私も言いに行きたいと思いますので、ぜひ検討して、前向きによりしくお願いします。

赤袋のごみについては、先ほども言いましたように、いろんなことがあるでしょう。ただ、ぜひ有能と評価しているだけにもっと早く、紙A4を出すぐらいなら、要するにポスターの予算がつかないと判断した時点ですぐ出せたはずですから、余り理由にはならないと思うんですよ。ポスターの予算がどうのこうのは2カ月かかった理由にはですね。ああ、これは予算がつかなかったな、6月補正でまたお願いしようかなと思っても、その間に指示をして、A4でぱんと出せるわけですから、その辺のことはささいなことは言わないで、ちゃっちゃやるということでやっていただきたいと思います。

私の3回目の質問は答弁は要りません。ありがとうございました。

○議長（葛迫 猛）ここで、暫時休憩します。次は、3時5分から始めたいと思います。

午後2時52分休憩

午後3時2分開議

○議長（葛迫 猛）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番川畑三郎議員の質問を許可します。

〔川畑三郎議員登壇〕

○川畑三郎議員 先月27日、海上強風警報が出されていた中で、新城の国立大隅青少年自然の家「新城海の家」沖合で体験学習中の小・中学生の生徒と教員の乗ったいかだ、カヌーが強風で次々と沖合に流され、転覆も相次ぎ、一時カヌーが行方不明になったので海上に子供らの悲鳴が飛び交ったと聞きます。幸いにも全員が救助され、最悪の事態は免れましたが、非常識な判断であったのではないかと思います。災害はいつ起こるかわかりません。日ごろから万全な体制が必要かと考えます。

垂水市は、平成17年から3年続きで台風・豪雨災害を受け、とうとい人命も失っております。近づく場合や今後の台風にも一層の注意が必要

です。

そういった中、5月24日、垂水市総合防災訓練が牛根二川地区を中心に実施されました。垂水市消防本部、鹿屋・国分各自衛隊、鹿屋警察署など多くの団体や小・中学生、保護者など一般市民から多数が参加されました。天候に恵まれ、実りある訓練であったかと考えます。この訓練の成果を生かして、人災ゼロを目指さなければなりません。防災対策については万全の対策が必要であります。今年度の取り組みについてお知らせください。

中学校統合まで10カ月、それぞれの学校では統合に向け着々と準備が進んでいると聞きます。来年3月の閉校記念日事業を迎えるに当たり、それぞれの学校の実行委員会も、残された月日等計算されながら予算や事業計画を立て、取り組みを進められていると考えます。これまでの協議事項及び統合後の施設整備計画についてお知らせください。

これで、1回目の質問を終わります。

○総務課長（今井文弘） 川畑議員の梅雨・台風シーズンに備えての対策についての御質問にお答えいたします。

まず、ことしのこれまでの梅雨・台風シーズンに備えての市の取り組みでございますが、去る4月21日に市長以下各課長と消防、警察の方々一緒に、現在県が工事を行っているところを含めまして、市内の土砂災害等の危険箇所につきまして巡回点検を実施し、確認を行ったところでございます。

また、5月23、24日には、ただいま議員のほうからもありましたが、市の総合防災訓練を牛根二川地区におきまして実施したところであります。

3月議会の一般質問でもお答えしましたとおり、今回は場所を中央地区から変更しての実施でありまして、これまで同様の規模で防災関係機関が連携し、情報連絡、伝達、救出、救護、

避難誘導等、災害応急対策が迅速適切に行われるための訓練が実施されたところであります。また、今回の訓練によりまして、住民の皆さんはさらに防災意識の高揚が図れたのではないかと考えております。

なお、ことしは、16の関係機関・関係団体、一般住民合わせまして約800人の参加があったところであります。

これからいよいよ梅雨・台風シーズンとなりますが、行政といたしましては、事前に災害に備えてのさまざまな情報発信をしていかなければならないと考えております。そのようなことで市報6月号では、避難所の確認や日ごろからの心構えということで、市民が避難する際の心得等を掲載し、市内全世帯の皆様にご周知を図ったところでございます。

行政の務めとしましては、大雨や台風時に市民の皆様にご正確な情報を迅速に伝えて、早目の避難をしてもらうことであります。

市民の方々につきましても、そのような際は情報の把握に十分努めていただくことが大事であろうかと考えております。

それと、新たな災害情報伝達手段といたしまして、たるみずコミュニティエフエムのことを3月議会の場で申し上げましたが、大雨や台風時には防災無線での音声聞き取りにくくなりますことから、今回開局しましたFM放送を聞いて正確な情報を得ていただきたいというふうに考えております。それにはFM放送を聞いていただくために市報等を通して、FM放送の周波数、内容等について、今後継続的に市民への啓発をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○消防長（関 修三郎） 川畑議員の梅雨・台風シーズンに備えての対策についての御質問にお答えいたします。

まず、これまでの梅雨・台風シーズンに備え

ての消防本部の取り組みでございますが、去る4月21日に市長部局と消防、警察と一緒に、市内の急傾斜地、土砂災害箇所等の危険箇所についての点検調査を実施し、確認したところであります。

また、市内の河川調査及び水防資材の保有状況等を調査し、災害に備えております。

去る5月23、24日には市の総合防災訓練を牛根二川地区におきまして、消防職員、消防団員によりまして、河川の越水防止あるいはのり面保護等の水防訓練を実施し、災害に対する工法を習得したところであります。今回の訓練は、情報連絡、伝達、救出、救護、避難誘導等、災害に対して迅速的確に訓練が実施されたところであります。

また、今回の訓練により、消防職・団員への災害に対する認識、対応が図られ、住民の皆様にも防災意識の高揚が図られたのではないかと思います。

これからいよいよ梅雨・台風シーズンになりますが、大雨情報、台風情報等を的確に収集し、災害に備えて車両等の出動体制の確立を図るとともに、消防団についても情報を的確に伝達し、配備・警戒体制の確立を図っていきたいと考えております。

また、市民の皆様にも災害に備えてさまざまな情報を伝達して、大雨時につきましては早目の避難に努めていただくことが、人災ゼロを目指した安心・安全につながると考えております。

以上でございます。

○教委総務課長（北迫睦男） 中学校統合についての御質問にお答えします。

平成19年12月議会におきまして、皆様から市内4中学校統合の議決をいただきましてから、平成22年4月の統合中学校の円滑な開校を進めるための準備に取り組んでまいりました。

統合準備委員会の5つの各部会で多くの調査検討事項を協議してまいりました。その内容を

説明申し上げますと、公募いたしました校名、校章を初め、既に現1年生から着用しています制服、かばん、シューズ、体育服など身の回り品の選定については、既に終了しております。

その他、校訓、校歌は部会の段階では決定しており、現在、最終調整中でございます。PTA関係、通学関係等一部協議中のものもございしますが、早い段階で決定できると思っておりますし、総体的にはほぼ順調に進捗していると考えております。

そのほかには、小学校の交流学习や4中学校の集団宿泊学習等を昨年から実施しており、他校の児童生徒との触れ合いや友情を深め、児童生徒の統合への不安の解消に努めているところでございます。

それから、各中学校では、閉校記念事業を行うために、校区民の代表の方々を含めた閉校記念事業実行委員会を組織し、予算や事業計画を立てて、来年3月の閉校記念事業に向けて取り組みを進めているところでございます。

次に、統合後の施設整備の概要について申し上げますと、統合後に使用します現垂水中学校の施設につきましては、大規模改造事業による整備計画を3月議会の全員協議会で説明申し上げ、一般質問でもお答えしました。その後、本年4月に耐震診断委託業務を発注いたしました。8月ころには大規模改造工事の実施設計業務委託を発注する予定でございますので、耐震診断の結果によりますが、補強が必要な場合は補強工事を含めた大規模改造工事を平成22年度から進めていく計画でございます。

なお、3月議会の北方議員の御質問で、仮設校舎の建設を平成21年度に行う計画を説明しておりましたが、補助採択年度の関係で仮設校舎の建設は大規模改造工事と同年度の平成22年度に変更となりましたので、御理解いただきますようお願いいたします。

校舎、体育館の大規模改造事業は、事業費の

上限額の制限があり、現計画の総事業費では単年度で完了できないことから、3年間かけての整備となり、生徒、学校関係者、保護者等に御迷惑をおかけすることを大変申しわけなく思っているところでございますが、外構工事や運動場整備等も検討し、統合中学校にふさわしい環境づくりに努力し、安全・安心な施設整備を進めてまいりたいと考えております。

○川畑三郎議員 防災対策についてですけれども、今、総務課長と、消防長のほうで説明があったわけですが、先ほど私がお話ししましたように、5月23日でしたっけ、二川地区で防災の総合訓練をしたわけでございます。災害というのはいつ起こるかわからないわけでありまして、その対応がはっきりできていないところもあると思います。そういったことがいつ起こるかわかりませんので、かねてから備えを十分にしていくということが大事かと思っております。

3年続きで大きな災害をこうむった垂水市ですので、その教訓を生かして、今年度も人災ゼロ、災害がない年であるように希望するわけでございます。関係する課もそれに邁進して頑張っていたいただきたいということを、これはもうお願いしていききたいと思います。

それと、中学校の統合についてですけれども、今、総務課長のほうからお話がありました。

議会のほうでも大規模改造工事に決定したわけですが、22年度から始めると、実施設計の委託の発注がことしの8月からということになりますけれども、3年間をかけて22年度から行うということですが、実際であれば、せっかく統合するわけですので、新しい校舎で全生徒が学習するのが本当は望ましいわけですが、それはなかなかでしょうけれども、一刻も早く、今、統合する子供たちが一番苦勞するわけだと思うんですよ。ですから、そういう子供たちのためにも一刻も早い、いい校舎で勉強をさせてやるというのが本当ではないかと

私は考えます。

仮設校舎も今年度の21年度でということだったわけですが、今お話を聞きますと、22年度に仮設校舎も建設ということのようです。補助事業の関係で1年おくれるということになりますけれども、これも本当であれば早急にこれは建設して、早い段階で進めなければ私はないのではないかと思っているところです。22年度にやるというようなお話ですが、もしも22年度に仮設校舎を建設して、どれぐらい建設の時期があるのか、そしてまた建設が終わった時点で生徒をすぐその仮設校舎に入らせることができるのか、そこら辺をお知らせいただきたいと思っております。

そういうことでなければ大規模改造のほうも進まないと思っております。1点だけそこら辺をお聞きいたしたいと思っております。

○教委総務課長（北迫睦男） 仮設校舎の御質問にお答えします。

国の交付金事業につきましては、前もって計画について県と協議は行っておりますけれども、通常4月に施設整備計画を提出いたしまして、6月ごろ文科省より内定がございます。今回の計画の仮設校舎建設は二月程度を予定しておりまして、内定を受けてからの発注になりますことから、7月、8月を工期と考えております。8月の終わりごろに完成いたしますので、2学期の初めに仮設校舎へ生徒を移転してもらうこととなります。その後、大規模改造工事へ取りかかる予定でございます。大規模改造は4月から5カ月ぐらいを予定しております。

当初21年度と申し上げておりましたけれども、大規模改造工事が4～5カ月で終わります関係で、仮設校舎の建設も同年度にしないという県の指示がございまして、そのような変更になったものでございます。御理解をよろしく願います。

○川畑三郎議員 中学校の統合については、来

年度で統合ということでもう進んでおっ
てですね、着々と各校区でも学校でも
実行委員会を組んで、閉校記念行事
に向かっていているところです。

今さらどうのこうのと言うことじゃ
もうございません。ですから、開校に
向けて、閉校と一緒に開校に向けて
しっかりとした体制をもって、立派
な新しい中学校にさせていただき
たいと、私はそこを要望するところ
です。

関係する教育委員会が主力でしょう
けれども、市長も一緒になって、市
長が柱ですけれども、どうかいい
垂水中央中学校ができるように御
期待を申し上げまして、私の質問
を終わります。

○議長（葛迫 猛）次に、9番森正勝議員の質問を許可します。

[森 正勝議員登壇]

○森 正勝議員 皆さん、お疲れさ
まです。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）
ありがとうございます。頑張ります。

先月23日、24日、牛根中を中心
に垂水市総合防災訓練が行われまし
た。16関係団体462名の参加者と
一般の方々を合わせて、総勢約800
名が参加されました。先ほど川畑
議員のところでも出ましたけれど、
重複しておりますが、お許しくだ
さい。

垂水市執行部、職員の皆さん、そ
して参加された関係機関の皆様
に心からお礼を申し上げます。地
元といたしましては、人災ゼロを
目指して教訓といたしたいと思
います。地域の方々にとりまして
も、防災に対するモチベーション
が高まったのではないだろうか
というふうに思っております。御
協力ありがとうございました。

早速質問に入ります。

まず、バイオマスフィールドテスト
事業についてでございますけれど
も、バイオガスの精製・圧縮・充
てんなど、当初の目的はある程度
達成されたと思いますが、NEDO
あるいは民間会社との契約はど
うなっているのか、金銭

面もできたら含めて御説明を
お願いいたします。

次に、平成21年度第1次補正
予算についてでございますけれど
も、平成21年度第1次補正
予算が4月27日国会に提出され
、5月29日に成立しました。そ
の中で地域活性化・経済危機
対策臨時交付金として鹿児島
県で99億円、その説明書の中
に88億円となっております
が、99億円に訂正していただ
きたいと思っております。鹿児
島県で99億円、垂水市で2億
3,000万円が限度額として計
上されておりますが、垂水市と
してはどのように取り組まれる
のかお聞かせください。

3点目は、コミュニティエフエム
についてでございますけれど
も、梅雨・台風シーズンを迎
える中で、この放送をどのよう
に活用されるのかお聞かせくだ
さい。

これで、1回目の質問を終わ
ります。

○商工観光課長（倉岡孝昌）バイ
オマスフィールドテスト事業につ
いての御質問にお答えしま
す。

地域バイオマスフィールドテスト
事業については、地域の実情に
応じた新エネルギーに係る実
証フィールドテスト事業として、
平成18年度から3カ年にわた
って、メタンガスの発生工程、
精製工程、圧縮・充てん工程、
運搬・使用工程の4つの工程
における実証実験を行ってまい
りました。

事業の目的は、廉価なバイオガ
スの精製・圧縮・充てんを
実現させること。LPG配送ル
ートなどの既存のインフラを
活用できることを明らかにす
る。通常のカンガエンジンで
の利用を行うためのシステム
を構築すること。これら一連
のシステムを実証し、バイオ
ガス燃料の供給促進を図り、
バイオマス熱利用を促進す
ることの4つでありました。

成果に関しましては、毎年度
鹿児島大学の松元教授を委員
長とする評価委員会が開催
され、成果報告が行われてま
いりました。

個別の評価に関しましては、
3月議会でも御

報告いたしておりますので省略させていただきますが、3月6日に開催された最終の評価委員会におきましても、それぞれについて十分な評価を受けているところでございます。

実証実験終了後の実験装置に関しましては、これまでも説明してきましたとおり、譲渡される場合、NEDOの持ち分に関しましては、自治体に譲渡される場合は無償で譲渡され、民間分に関しての譲渡につきましては、条件を付して、その時点の簿価による有償譲渡ということになっておりました。また、申請者が譲渡を受けない場合は、施設を廃棄されることになっておりました。

なお、この事業における本市の役割は、設置場所の検討、調整や、高圧ガス法によるガスの精製等を行うことから、それらに関しての申請書類の作成、申請行為、メタンガスを道の駅で使用する際の連絡調整等が主な業務でございました。

○財政課長（三浦敬志） 森議員の国の第1次補正予算への取り組みに関するお尋ねにお答えいたします。

国は、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じた地域生活に資する事業が実施できるよう、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を交付することといたしました。この交付金は、本市の平成20年度一般会計補正予算（第4号）により取り入れられた地域活性化・生活対策臨時交付金と同様の仕組みであります。

交付金の対象は、本市で策定する地域活性化・経済危機対策実施計画に掲載する事業で、地方単独事業の所要経費と、若干条件がつきますが、国庫補助事業の地方負担分の合計であります。各地方公共団体の申請に基づき、垂水市の場合、森議員も言われましたが、2億3,000万円の交付限度額を上限として交付額が決定されます。

ただ、交付金の性格上さまざまなケースが予

想されるので、少々オーバーした実施計画を作成するよう指導を受けております。

このようなことに配慮しながら実施計画を作成するわけですが、国の対策を考慮しつつ、財政規律を乱さない範囲で活用できる事業をリストアップし、また当初予算編成後に出てきた問題、従来財源不足でなかなか対応できなかった事業、次年度以降予定している事業で前倒しが可能な事業に迅速かつ的確に対応するため、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し取り組んでまいります。

○総務課長（今井文弘） 森議員のコミュニティエフエムについての御質問にお答えいたします。

ことしの3月1日にFMたるみず局が開局し、大隅地域のコミュニティFM局が4局となり、おおすみFMネットワークとして今後、本市を初め大隅地域の防災、観光、地域振興等の推進について連携を図っていくことになりました。

このような中で、台風や大雨等の災害に関し、FMたるみず局を通じて市民への防災情報の伝達のために、去る4月1日に本市と特定非営利活動法人「たるみずまちづくり放送」との間で災害時の放送に関する協定書を取り交わしたところでございます。

この協定書による災害時の情報伝達の流れでございますが、本市が災害による被害を防止し、また応急対策を実施する上で、放送による通信・伝達が有効な手段と考える場合に、放送文を作成し、FMたるみず局に放送依頼をしますと、依頼に対し、FMたるみず局が内容を確認し、放送することになっております。

また、災害時の情報について大隅地域全体に放送を依頼する場合も、同様にFMかのや局に放送依頼して放送を実施していくことになっております。

さらに、このFM放送では、避難の呼びかけなど緊急を要する場合、電話等で放送中に割り

込み放送ができることにもなっております。

以上のような形での情報発信ができますことから、今後は防災無線とあわせまして、市民への情報伝達のために活用してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○森 正勝議員 再質問をいたします。

バイオマスについては、NEDOの持ち分に関しては無償で譲渡されて、民間分に関しては条件を付して有償譲渡ということのようでございます。

先日の全員協議会で、今後の取り組みとして、焼酎かすの取り込みあるいは液肥の利用など新たな展開をするようなことを申されましたけど、この計画は、今の話からいきますと入っていないとは思いますが、この計画も最初の計画の中に入っていたのかどうか教えていただきたいと思っております。

そして、この施設を引き継ぐ場合、コストはどのくらいなのか、教えていただきたいというふうに思います。

補正予算についてでございますけれども、20年度での補正で、雇用対策としてふるさと雇用創出特別交付金で7名、緊急雇用創出事業交付金で13名の雇用が一時的に計画されているようでございますけれども、今回の21年度の補正予算でやっていただけないか、今から提案いたしますので、1つつお答えをいただきたいというふうに思います。

まず、垂水市が管理している河川も23ぐらいあるそうですが、河床の掘り下げまたは土手の草刈り、牛根で言えば境川、橋の付近は非常に土砂が堆積しております。それから深港川、これはもう土砂が堆積して、大雨の場合は橋を乗り越えるんじゃないかというような心配がございます。それから牛根麓の川、これは先日住民の皆さんが草刈りはされましたけれども、土砂が堆積しております。この土砂の除去もお願い

したいというふうに思います。

牛根地区のことだけ申しましたけれども、ほかの地区も同様なところが多いんじゃないかと思っておりますので、御検討をよろしくお願いいたします。

それから2つ目は、市道高野線がございましてけれども、その1カ所だけ大型が上っていくのに、二、三回切り返しをしないと大型が上れないという場所がございまして。そこを何とかできないか。

それから3つ目、岳野集落の集会道路の補修、これはもう議会でも2回申し上げております。今回で3回目でございます。何とか手をつけていただきたいというふうに思います。

4つ目、市内の休耕地、田んぼ、畑の休耕地ですね、これの雑草を除去して農地としてよみがえらせる事業はできないのか。今だったら、手を入れれば、農家の皆さんでは重機がないと大変でしょうけれども、重機を入れて掘り返しをすれば、今だったら幾らでも耕作をしてくださる方はいらっしゃると思いますので、そこらに手をつける考えはないか。

それから、老朽化して住民に危険を及ぼす可能性のある空き家の解体や撤去費用に補助を出して、解体を進める考えはないか。

それから、松くい虫駆除で伐採した松の撤去作業、これは辺田の辺田川あたりが前の大水害のときに橋が詰まったのはですね、これが流れ出してしまっていて、それが橋のたもとに詰まって、そして土砂があふれたというような状況がございまして、ぜひこのあたりをやっていただければというふうに思います。

以上、6つの点をお願いしたいと思っております。1つつお答えをいただきたいというふうに思っております。

3つ目でございますがコミュニティエフエムでございますけれども、今、このFMを聞いていますと、牛根あたり、境までも入るようで

ございます。途中、牛根辺田と中浜の間あたりがちよっと、それと桜島口ですか、あの辺は聞き取りにくいんですけども、あとは大体聞こえるようでございます。垂水市全体の難聴の地域は把握されているのか。

それから、大雨や台風のときには今の状況のような聞こえ方をするのか、その辺のところを質問いたします。

これで、再質問を終わります。

○商工観光課長（倉岡孝昌） バイオマスフィールドテスト事業についての2回目の御質問にお答えします。

まず、バイオガス施設を活用した焼酎かすの飼料化につきましては、これまで一緒に事業を行ってまいりました日本総研やコーンズ、前澤工業の関係者の助言等を受けながら、御質問のあった焼酎かすを原料としたバイオマス飼料化についての検討を行っております。

また、今年度策定する予定のバイオマスタウン構想の中でも、この飼料化施設の熱源供給施設としてのバイオガス施設の活用方法や採算性についての検討をする計画でありますが、これにつきましてはあくまで現時点で検討を進めているものでありまして、これまで行ってきたフィールドテスト事業で行った実証実験の範囲内に入っておりません。

なお、液肥の活用につきましては、具体的な実験までは至っておりませんが、これまで情報の収集や先進地の研修などしてきたところでございます。

次に、施設の譲渡を受けることに関しましては、条件であった施設の購入が過疎債の対象となること、年間の維持管理費がバイオガスを売買して得た収益で賄えることといった条件が整った場合に限り、有償で譲渡を受けることにしております。しかしながら、現在のところこの条件が整っておりません。整いませ以上、施設の有償での譲渡はあり得ず、施設の廃棄と

いうことも選択肢の1つであります。

ただ、この施設は、実験結果から施設としての評価が高く、NEDOを初め、関係者の間からも何とか施設を有効に活用できないものかという声も強く、本市としても、せつかくの施設ですので有効に活用したいという思いがございます。

このようなことから、当初有償で譲渡される予定でありました民間分に関しましても無償での本市への譲渡を含めた検討を民間会社が行っているところであります。

また、これまでの実証実験結果から、施設全体をフル活動させた場合の維持管理費は、施設整備費や機器の更新費用を含めて、平均して年間約1,000万円程度であります。これに対し、バイオガスを燃料として供給した場合の売買額は、1リットル80円の軽油に換算した場合で年間約600万円程度と想定されますことから、現在の状況ですべてのものを稼働させた場合のコストは年間400万円程度の維持管理費の持ち出しが想定されます。ただし、維持管理費コストの大部分は精製や圧縮・充てん、運搬に係るコストであります。なお、これには副産物である液肥の売買や堆肥の売れたとした場合の算定額は算入されておられません。

以上でございます。

○土木課長（深港 渉） 再質問の国の21年度補正予算について、土木課所管につきましてお答えいたします。

今般交付されようとしております平成21年度の経済危機対策臨時交付金につきましては、その使途等につきまして、先ほど財政課長が説明したとおりでございますが、これにあわせまして、各課における実施計画箇所の予備調査もあつたところでございます。土木課といたしましては、20年度の生活対策臨時交付金と同様に、残っております道路整備を主体として計上しております。御提案の1点目であります河川の河床整

備や刈り払いは計上しておりませんでした。

と申しますのは、整備すべき河川が多いこと、また整備すべき対象面積や工法が決定していなかったことから、かかる整備費用が算定できなかったためでございます。

しかしながら、河川の整備につきましては相当箇所の要望がありますことから、現在、各河川の調査を行っております、堆積土砂や河川内の雑草、場合によりましては竹やアシ類が生い茂っている箇所もありますが、これらによりあるべき河川断面を阻害していることを確認しております。したがって、緊急度や環境面など、これらによりまず優先順位等を決めまして、単独費の重機借上料や河川維持費で対応してまいりたいと考えております。

なお、境川、佛石川、それから飛岡川につきましては、住宅地や農地への影響を考慮しまして、緊急的に除草作業の発注を行ったところでございます。

2点目の高野線でございますけれども、ここは以前にも整備検討された経緯があるようでございますけれども、その時点では、現地の形状が余りにも急勾配であることや、片側の道路肩が切り立った谷部のために必要な用地確保が困難であったようで、その整備実施については断念された経緯があるようでございます。

本整備につきましても、来る臨時交付金事業には現在のところ計上しておりませんが、御存じのとおり高野地区には養鶏団地がありまして、飼料運搬や出荷などで大型車の往来が頻繁でありますことから、整備に向けて前向きに検討をしてまいりたいと考えております。

それから3点目の岳野集落の一周道路の補修についてでございますが、この道路は市道岳野2号線になっておりまして、20年度の生活対策臨時交付金におきまして、傷みのひどい箇所、重点的に延長200メートルにつきまして舗装を既に発注済みでございます。

以上でございます。

○農林課長（山口親志） 森議員の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の農林課への事業の提案についてお答えいたします。

まず、市内全域の休耕地、いわゆる耕作放棄地の対策であります。現在、周囲からの苦情については受け付けをいたしまして、個人所有の農地でありますことから、本人の管理を基本とし、地権者、管理人を探しまして苦情の報告文書を作成し、除草のお願いをしているところであります。

また、同時に、市外の方もおられますので、文書発送の際、シルバー人材センター等の除草作業の案内もしております。

ただし、市内の耕作放棄地については、現在、国の耕作放棄地解消を目的とした耕作放棄地再生利用緊急交付金の検討を垂水市にもできないかということで現在行っておりますので、その事業導入ができれば、市内の耕作放棄地解消が図れると思っております。内容については、10アール当たり3万円から5万円、重機使用の場合は経費の2分の1の交付金支援であるようであります。

次に、松くい虫の松くい虫対策で駆除・伐採した松の撤去であります。松くい虫対策事業では撤去ではなくその場での薫蒸処理であったため、指摘のとおり伐倒した松はそのままにしております。今回の交付金事業での処理については、予算要求はしておりません。ただし、災害等のおそれがあるようでしたら、今後検討してまいりたいと思っております。

以上で終わります。

○財政課長（三浦敬志） 空き家で老朽化して周囲に危険を及ぼす可能性のある家の解体、撤去に関しては、主管課が決まりませんでしたので財政課のほうでお答えいたします。

このような事業を南さつま市が本年度限りの時限で災害対策の一環として、今回の交付金を

利用して行うようにしているようです。

空き家の解体、撤去となりますと、私有財産との問題が出てまいります。そのためにはしっかりした要綱等の整備や主管課の決定、危険な空き家の特定、広報等が必要になると思われま

す。
以上のことから、今回の交付金を利用しての実施については無理ではないかと考えております。

以上です。

○総務課長（今井文弘） コミュニティエフエムの2回目の御質問にお答えいたします。

市内の難聴地域につきましては、現在確認しているところでは、牛根地域の山陰になっている地域、議員がおっしゃいました辺田、中浜地区と新城地区の一部が難聴地域であります。今後、難聴地域の解消のためにFMたるみず局においてアンテナの調整をしていくとのことでありました。

また、大雨や台風時の放送の聞こえ方ではありますが、雨風による影響はないとは聞いておりますが、始まったばかりでございます。これから梅雨・台風時に検証していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森 正勝議員 再々質問をいたします。

バイオフィールドテスト事業についてでございますけれども、過疎債の対象にならないということと、年間の維持費がバイオガスを販売して得た収益で補えないということになれば、やはり私はもうこれ以上のリスクを負うのは垂水市としては私はどうかというふうに思うんですが、もうこの実証実験あたりでやめておいたほうが良いような気がするんですけれども、市長はどのようにお考えなのか、その辺のところをお聞かせいただきたいというふうに思います。

補正予算につきましては、河川の河床の掘り下げ、二、三カ所やっていただくということで

ございましたけれども、ぜひ深港川につきましては現状を見ていただいて、そして今の段階でも一番海岸に近いところにあるお宅は、大雨のときには排水が川のほうから逆流してくるんですね。そういうような状況でございます。ぜひそういうところを見ていただいて、そういうのを対処するのが役所の仕事じゃないかと思いますので、深港川につきましては何とか事業に取り組んでいただけるようお願いをいたしておきます。防災の面から見てやらなきゃいけないなというところを優先的にやっていただければ、いいのじゃないかなというふうに思っております。

それから岳野の集会道路については了解いたしました。

高野の大型の通りにくいところは、また次の機会にでも対処していただければというふうに思います。

それから休耕地の件なんですけれども、今は現場を見たりしますと、畑が荒れているところを小さな重機でいいと思うんですよね、入れてやれば十分畑として復旧できますし、今だったら復旧した後もつくっていただくと、農業をしていただくというような方が、本人はしなくてもほかの方が、かわりの方がいらっしゃいますので、今の段階だったらまだ間に合うというふうに思います。市長一言、市長はその辺のことをどう考えられるのかちょっとお聞きいたします。

それから老朽化した空き家ですけれども、南さつま市あたりは危険なのが52～53棟ありまして、それについてやっているようでございますけれども、垂水も20～30棟あるんじゃないかというふうに思います。今回できないということでございますけれども、また次の機会にでもやっていただければというふうに思います。

それから、コミュニティエフエムでございますけれども、今この番組を私、最近聞いている

んですけれども、例えば「ダーツに聞いて」というような番組がございます。日本地図にダーツを投げまして、任意に投げて当たったところの市町村に電話して、そこの特産品を聞き出して、それでここの垂水、志布志、鹿屋、肝付町ですか、この4つの放送局の地元の品物と物々交換していただいて、そして相手のほうからの分は聞いていただいている視聴者にその品物はプレゼントするというふうな番組がございます。これなど非常にいい番組だなというふうに私は思っております。

いろんなことにFMたるみずを利用していただいて、そして活用していただければというふうに思いますので、私もこれからNPOの会員になるつもりでおります。皆さんもぜひなっただけのようによろしくお願いたしたいと思っております。

これで、3回目の質問を終わります。

○土木課長（深港 渉） 議員の3回目の質問の中の深港川の河川からの逆流があるような御指摘がございましたけれども、ここの現状につきましては既に確認をしております。防災的見地からも、部分的な掘り下げ等につきましては深港川に限らず対応できるものと考えております。

以上です。

○市長（水迫順一） 森議員にお答えをしたいと思います。

まず、バイオマスフィールド実験事業ですが、18年度から、今、担当課長から説明ありましたように、3カ年の実証実験がこの3月で終わります。そして成果としては一応評価をされたんですが、今後どうするかという問題で、今、説明があったようにいろんな検討をしております。その中で、今の施設自体は実験のための施設ですので、スケールメリットを求めると非常に小さいんですね、そういう意味から、それが1つと。

もう1つは、石油自体が、原油が下がって、去年の7月からどんどん下がってきたもんですから、軽油自体も下がってきました。その関係の評価も非常に下がってきておるといいます。代替エネルギーの評価としての評価が下がってきておるといいます。

ただ、大きい目で見ますと、石油の専門家なんかの話を聞きますと、どうしても去年の7月にバーレル当たり147ドルまで上がった原油が、今後、世界の経済がもとに戻った場合には、どうも200ドルぐらいのところまで上がるよという意見もございます。ですから、原油自体が有限であるということと、それからそういうような世界経済がBRICsを中心にどんどん石油を今まで以上に使い出すから、原油が足りなくなるんだと。そういうことになりますと、どうしてもそういう燃料というのは上がってきますので、今、太陽エネルギー初め、代替エネルギーを一生懸命求めておるわけですが、この実験のバイオマスもやはり代替エネルギーの大きな1つだと、その実験を3年間を通じて結果を、いい結果を出したんだということは我々はしっかりと自覚して、今後これで全く終わらせるのかといいますと、この結果がいいだけに、何かいい方法はないか、それを模索しておるのが現状です。ですから、民間の4社も非常にまた協力的になってきましたし。

今後どういうふうにするかに至っては、バイオマスタウン構想をこの1年ぐらいで垂水市はつくりたいと、そういうふうに思っておりますので、どうしてもこれも核の1つになりますから、ですから、今できること、例えば焼酎かすを飼料化するということに対しては非常に期待ががございます。焼酎かすからつくった、その焼酎かすを乾燥させるのに、今のバイオマスの燃料を圧縮しないで、普通得られる60%の濃度でそれを熱量として使って乾燥させる。ですから、新たな余計な圧縮とかそういうような経費がか

かりません。

それともう1つ、これも全員協議会で言いましたようにですね、垂水、今後ずっと農業が基幹産業で続かなければいけません。そうすると、今でも化学肥料が170%平均上がっておるんですね。そうなりますと、さっきの話に戻りますと、まだ化学肥料は今後も高騰する可能性は将来においてあると。そうであれば、北海道でもう現にこのバイオマスの肥料を有機肥料として使って成功した例が二ところもあるわけですから、そういうところにはやはり設備が、確かに完熟させる設備が必要ですけど、それは今後、国のほうの支援とかいろんな支援をいただきながら、実験事業として垂水の農業の振興のためにはこれはやはり考えていかなければいけない。そういうふうに思っておりますので、そういう方向でぜひ御理解をいただきながら進めていきたい、そういうふうに思っております。（「休耕地」と呼ぶ者あり）

休耕地問題はですね、今の国のほうもいろんな支援に乗り出そうと、休耕地がどんどんふえておりますので、その支援の中で何をうちがやればいいのか、その辺は研究をさせていきたいと、このように思います。

○総務課長（今井文弘） コミュニティエフエムの3回目の御質問にお答えいたします。

現在、垂水市ではFM放送を活用し、行政情報番組としまして、総務課秘書広報係が各課の情報を取りまとめ、月曜日から金曜日まで午前9時20分と午後5時20分に各4分間、1日2回放送を実施しております、これに係る費用の今年度の予算額であります、120万円となっております。

またFMたるみず局が独自に制作した番組が、現在2つ放送中ですが、さらに6月には2つの番組が放送開始の予定となっております。これらの番組づくりには垂水市に在住の方が参加をされているところでございます。FMたるみず

局としましては、独自の制作番組をふやし、その中で今後、垂水のPRに活用していきたいというふうに話をしておられます。

それと、NPO法人の会員が現在正会員は23名でございます。市の直接の運営ではございませんけれども、今後、垂水市のPRをしていく番組づくりをしていくためには、やはり会員をふやして円滑な運営をしていく必要があろうかというふうに考えております。それには市役所も大いにこのことに関しては協力をしていかなければならないというふうに考えております。

以上です。（森 正勝議員「どうもありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（葛迫 猛） 次に、5番池之上誠議員の質問を許可します。

[池之上 誠議員登壇]

○池之上 誠議員 皆さん、お疲れさまでございます。議長も就任最初の一般質問ということで非常にお疲れのことと思っておりますが、最後に私の質問時間を御配慮いただきまして、本当にありがとうございます。あとしばらく御辛抱をお願いしたいと思っておりますが、サイレンが鳴るまでには済ませたいと私も努力いたします。

議長より許可をいただいております。早速通告に従い、順次質問してまいります。

2008年は世界を揺るがす大きな事件・事故の発生した年でした。まず5月12日に中国四川省で死者6万人を数える大地震が発生し、中でも小学校倒壊による子供たちの犠牲がまだ新しく記憶の中に刻まれております。我が国でもこのことを教訓に、安心・安全な学校施設の構築ということで早急に地震防災対策特別措置法の改正案を決議し、耐震化診断・工事を全国一斉に取り組むよう求めており、昨年6月議会の質問でも、市当局も最優先に取り組む姿勢を明言されたことは御承知のとおりでございます。

また、2007年のサブプライムローン問題を発端とする2008年のリーマンブラザーズを初めと

したアメリカ金融界の崩壊、それに伴う世界的な金融不安、経済危機が顕在化し、我が国でも、派遣切りはもとより、倒産、リストラ等の社会情勢が今なお継続中であります。先の見えない閉塞感が世界の金融・経済を覆っているようです。

政局より政策、何より景気対策と言明される麻生総理のもとにさまざまな景気対策が行われてきております。垂水市におきましても、平成20年度4号補正予算の地域活性化・生活対策交付金事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業等が計画され、市のさまざまな方面の経済対策の大変な手助けになっていることは皆さんも御承知のことと思っております。

そのような中、ここ数年来行政財政改革の緊縮予算の中、特に縮減対象になり青息吐息の瀕死の状態にあった建設事業について質問したいと思います。

国の補助事業、経済危機対策の地域活性化・生活対策交付金事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、公立学校耐震化事業について、また平成19年度に事業を変更し、総額12億円強の事業規模で順次施設整備が行われている浄水場改修事業や、20年度に計画変更した中学校大規模改修についても、同様にその進捗状況あるいは事業予定等についてお伺いいたします。この中では重複するものもございますが、よろしくお願いを申し上げます。

また、発注済みの事業に関しては、景気対策、経済危機対策の観点から、市内業者への発注割合、落札率等、また市外業者発注分についての理由、落札率等をお伺いいたします。

経済危機対策の2番目として、15兆円規模の第1次補正予算が5月29日成立し、過去最大の経済危機対策が実施されようとしております。内容的に野党いわく、ばらまきあるいは省庁の無駄遣い等と批判される面もありますが、健康長寿・子育て対策2兆円、低炭素革命対策1兆

5,700億円、その他地方公共団体への臨時交付金2兆3,800億円等を含め、さまざまな方面への対策案が盛り込まれております。

当然垂水市もこの恩恵を受けることとなりますが、今回の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の内容と、垂水市としてどのように利活用していくか、その方向性をお伺いするつもりでございましたが、さきの森議員と重複いたします。別の回答があれば答弁をお願いしたいと思います。

次に、中学校統合準備について質問いたします。

垂水中央中開校に向けては着々と準備は進んでいると理解しております。また、各中学校では閉校行事にもその労力が注がれていると思っております。統合を進める中で一番大切なことは、子供たちへの教育環境づくりだと思います。その観点から、小学校時代からの合同学習、セカンドスクール、また中学校の合同宿泊学習などの交流が行われてきておりますが、現状の把握とその評価、また問題点があるのかどうかお伺いいたします。

また、部活動でも早目の合同活動をと前の議会でも提案いたしました。今、バレー部、サッカー部等でその動きが見られます。現状と今後どのような指導をされていくのかお伺いいたします。

2番目に、閉校記念事業の各校の取り組み状況についてお伺いいたします。

中学校がなくなるということで、各地域を挙げての閉校準備が現在、実行委員会を組織してそれぞれに進んでいると思っております。教育委員会も閉校記念行事へ50万円の補助金を出すことは決定しております。

そこでお伺いいたしますが、各中学校の閉校記念行事の内容及びその予算規模、さらに各中学校の関係者に幾分かの寄附等の負担をお願いされるはずですが、それらについて説明いただ

き、教育委員会として閉校記念行事にどのよう
に関与されていくのか、あわせてお伺いいたし
ます。

3番目に、中学校跡地利活用問題についてお
伺いいたします。

統合を進める上で跡地問題は地域活性化のた
めにも重要であり、準備委員会の中に学校統合
地区別協議会の組織をつくり、今まで取り組ま
れてきていると思います。この跡地利活用問題
については今までも多くの質問がなされてお
りますが、具体的な動きは目に見えてこないよう
です。

そこで質問いたしますが、各地域の地区別協
議会の活動状況についてまずお伺いいたします。

また、南中学校では宮脇公園の整備に伴い、
南中学校を物産館等の観光施設への利用が市の
政策として検討されているようですが、地元へ
の説明や協議などはどのようになされているの
か、教育委員会が設置している学校統合地区別
協議会の中にもまれているのかどうかお伺い
いたします。

中学校問題につきましてもさきの川畑議員と
重複いたしますが、よろしくお願いをいたしま
す。

以上で、1回目の質問を終わります。

○財政課長（三浦敬志）池之上議員の地域活
性化・生活対策交付金事業の進捗状況及び市外
業者発注割合、理由についてと、地域活性化・
経済危機対策臨時交付金の活用方法の2つのお
尋ねについてお答えいたします。

地域活性化・生活対策交付金事業の建設事業
に関しましては、各課にまがりましましたので財
政課で数値を取りまとめましたので、財政課で
お答えいたします。

対象となる事業件数は34件でございます。既
に事業が完了しているものが5件で約15%、入
札済みのものが17件で50%、未発注のものが12
件で約35%になります。

次に、完了及び入札済みの事業の発注状況で
ありますが、対象事業件数22件となりますが、
そのうち市外業者に発注した件数が3件で約13.6
%となっております。

次に、落札率であります、94.9%となつて
おります。

最後に、市外業者への発注に関してでありま
すが、市外業者へ発注した事業は3事業であり
ました。そのうち2件は設計管理等の委託に関
するものであります。もう1件は市民館屋根の
防水工事であります。理由といたしましては、
防水工事をできる市内業者がなかったことによ
ります。

次に、地域活性化・経済危機対策臨時交付金
の活用方法に関するお尋ねにつきましては、先
ほど森議員へ答弁いたしました内容につきまし
ては同じでありますので、よろしくお願いい
たします。

○商工観光課長（倉岡孝昌）経済危機対策、
特に建設事業についての御質問の2点目、農山
漁村活性化プロジェクト支援交付金についてお
答えいたします。

この事業では、平成20年度から22年度にかけ
て実施する予定の5つの事業メニューのうち猿
ヶ城溪谷総合整備事業に関する2つの事業と道
の駅たるみずの整備に関する事業が1つで、計
3つの事業メニューを平成20年度予算を繰り越
して本年度実施いたします。

具体的には、猿ヶ城溪谷総合整備事業に関す
るバンガロー新築工事など新旧両キャンプ場
を結ぶ遊歩道の整備工事の2つの事業メニュ
ーでありまして、現時点で発注を済ませており
ますのは浄化槽設置工事の1件で、この工事の落
札率は95.9%であります。残りの工事につきま
しては、現場の進捗状況等を勘案しながら、7
月下旬ごろからの発注をめどに準備を進めてい
るところでございます。

また、もう一方の道の駅たるみずは、レスト

ランと物販施設の拡張工事でありまして、現在、設計委託業務を発注しており、この委託業務の落札率は94.2%であります。

なお、残る改修工事の発注は、9月以降になるものと考えております。

平成20年度予算における農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業の全体的な執行率は、5月末時点で6%程度でございます。

なお、工事の発注につきましては、現在も市内業者に発注をしておりますが、今後発注を見込んでおります工事についても、市内業者への発注を優先するよう考えております。

○教委総務課長（北迫睦男） 公立学校の耐震化事業についてお答えします。

市内小・中学校の耐震化は平成20年度から取り組んでおりますが、昨年、耐震診断を垂水小学校、境小、協和小、柗原小学校で実施いたしました。

診断の結果、校舎は4校とも、また体育館は境小、協和小が耐震強度が基準値を下回ったために、本年度5月までに耐震補強計画作成を委託しております。

松ヶ崎小、新城小及び牛根小学校につきましては、本年度5月に耐震診断業務を発注いたしました。診断結果によりまして、次の工程を進めてまいります。

統合中学校として現校舎を使用します垂水中学校につきましては、大規模改造工事を行う前に耐震診断が必要なため、生活対策臨時交付金を活用し、本年4月耐震診断委託業務を発注いたしました。診断により強度不足と判定され、補強工事が必要な場合、大規模改造工事と並行して3カ年で実施する予定でございます。

また、市内業者と市外業者の発注割合につきましては、耐震診断や補強計画作成をできる特殊な技術が必要なことから、すべて市外の業者となっております。ただ、今後必要な補強工事につきましては、市内業者で対応できると思っ

ております。

○水道課長（迫田義明） 浄水場改修事業についてお答えいたします。

浄水場改修事業の進捗状況につきましては、昨年度から本格的工事に着手しておりまして、本年度が最終年度になるところでございます。工事の内容につきまして、昨年度は前処理ろ過設備、電気計装設備及びその他附帯工事でありまして、本年度が既設の緩速ろ過池本体の耐震補強、ろ過材の改修及び電気計装設備等でございます。

昨年度の発注業者またその選定に当たっての理由でございますが、大阪市に本社を置き、鹿児島市に南九州支店を置く水処理プラントメーカーでありまして、工事内容が、前処理ろ過設備、その附帯設備及び水処理・電気計装設備が主体となり、これに附帯する土木工事、配管工事等の占める割合は工事費ベースで7%程度と極めて少なかったこと、本工事は、緩速ろ過池方式を採用している本浄水場における前処理ろ過総合プラントの建設工事であり、専門的かつ高度な水処理技術を必要とすること、さらに既設の緩速ろ過池を稼働させながらの工事でもあり、緩速ろ過を含めた総合的かつ安全確実な水処理性能が発揮されなければならなかったこと、また、現浄水施設である緩速ろ過池の運転管理にも精通して、万一不測の事態が発生した場合も対応できる技術力、経験、体制を持った施工業者を選定する必要があったことなどによります。

それと、昨年度における水道課発注工事で市外業者への発注割合でございますが、昨年度におきましては、浄水場改修工事、設計監理及び電気計装設備工事などの専門を除いては、ほぼ管工事組合の皆さんに発注したところであります。20件発注のうち2件が市外の業者さんで、割合にしますと10%でございます。

また、浄水場につきましては、市内の2社の

業者さんが下請受注されているところがございます。

田平議員への答弁と重なってくる部分がありますが、今年度につきましては、浄水場改修工事、設計監理と設計委託の専門的なものを除いては、ほぼ管工事組合の皆さんが中心になっていくのではと考えているところがございます。

そこで、浄水場改修工事でございますが、既設の緩速ろ過池を稼働させながら改修工事を行っていかねばならない工事であり、緩速ろ過池の総合的かつ安全確実な水処理性能が発揮されるとともに、工事スケジュール管理が円滑に行われなければ、最終的な総合試験運転調整工事までを年度内に完成させることは極めて困難になります。また、緩速ろ過池の浄水原理、ろ材の準拠すべき規格、自動運転、水質管理などにも精通していて、万一不測の事態が発生した場合でも対応できる技術力、経験、体制を持った施工業者を選定する必要もあります。

そのようなことから、浄水処理に関する総合的な技術力を有し、施工における十分な人員配置及び施工後のきめ細かな維持管理体制をとることができる水処理プラントメーカー、また緩速ろ過池の専門施工及び専門維持管理業者へ発注することが、この事業を円滑に遂行するために不可欠ではないかと考えているところであります。

そこで、今申しましたような発注ができるようでありますと、本体工事を含めて附帯工事の個々の状況に応じて、本市の業者さん方の参入をお願いするとともに、資材購入に当たっても地元の業者さん方をお使いいただけるようお願いしていくつもりでございます。

以上です。

○学校教育課長（有馬勝広） 現在、市内の4つの中学校は、平成22年4月1日の垂水中央中学校開校に向け取り組みを進めているところがございます。4校の交流活動について池之上議

員の御質問にお答えいたします。

まず、小学校では、市内の6年生児童が垂水小学校に集まり、1日ではありますが、交流学習を行っております。本年度は1月27日水曜日に予定しております。

また、中学校におきましては、昨年度から中学校第1学年生徒を対象に4校合同の集団宿泊学習を行っております。これは、統合後のことを考慮しまして、生徒間の交流と人間関係を深めることをねらいとしております。本年度は5月25日月曜日から27日水曜日の2泊3日の日程で実施し、4校の第1学年164名の生徒が交流を深めました。4校の学校紹介に始まり、学校枠を外した活動グループを編成し、体験活動を行いました。教育委員会も活動の様子を参観しましたが、4校の生徒が協力しながら一生懸命に活動しておりました。学校長からは、生徒の感想として、他の学校の様子がわかった、友達ができて楽しかったなどの報告を受けております。

これらの生徒は4月には垂水中央中学校と一緒に学習することになります。それに向けてよい機会になったのではと考えております。

次に、部活動についてですが、現在、それぞれの中学校で部活動を行っておりますが、中には合同で活動している部活動もございます。例えば女子バレーでは垂水中と垂水南中、また協和中と牛根中が合同で実施し、サッカーでは垂水中と協和中が合同で実施しております。いずれの部活動におきましても練習に頑張っているところです。

そこで、御質問の統合に向けた準備についてでございますが、統合準備委員会の審議計画では、今後、中学校長、そして部活動指導者による審議を深めていく予定でございます。例えば、現在活動している部活動の継続、新たな部活動の検討、指導者の確保などが課題として考えられます。

部活動は、中学生の心身の望ましい成長のた

めに重要な役割を果たしております。垂水中央中学校が開校した後も引き続き部活動の充実を図ることは、新しい中学校の伝統づくりとしてとても大切であると考えますので、今後、十分な審議を行ってまいりたいと考えます。

以上でございます。

○教委総務課長（北迫睦男） 閉校記念事業の各校の取り組み状況についての御質問でございますが、平成22年4月の垂水中央中学校の開校により、垂水中学校を含め市内4中学校は閉校となるわけでございますが、既に4中学校とも閉校記念事業実行委員会を立ち上げ、活動を行っているところでございます。

各実行委員会とも、総会、運営委員会、専門部会の組織があり、それぞれ会合を開いて具体的な活動内容の検討がなされております。学校によりましては、本年度の学校行事はほとんど閉校記念事業として位置づけているところもございます。

教育委員会といたしましては、事業内容の指示は行っておりません。各実行委員会にお任せしているところでございますが、統合先進地を見てみますと、記念碑の建立、記念誌の発行、記念式典の実施等が一般的な閉校記念事業の内容のようでございます。

各学校の実行委員会がどのような事業を行うかによって、予算も違ってまいります。各実行委員会では、補助金を除けば歳入のほとんどに寄附金を見込んでいるようでございますが、大々的に閉校記念事業を行えば当然多くの寄附金も必要になってまいります。各学校が現在計画しています予算を申し上げますと、垂水中学校が450万円、協和中学校が500万円、垂水南中学校が350万円、牛根中学校が300万円となっております。各学校とも、内容につきましては先ほど申し上げましたような事業を計画しているようでございます。

教育委員会では、本年度の当初予算で実行委

員会補助金として1校当たり50万円の予算を計上しており、既に交付申請のあった学校もございます。

次に、跡地利活用についての御質問ですが、垂水中学校以外の3中学校につきましては、平成22年4月以降、学校跡地をいかに有効に活用していくかが非常に重要な検討課題でございます。

教育委員会では、まず地元住民の意見を尊重したいという考えから、地区別の統合協議会に投げかけ、地域で検討、協議していただいておりますが、地区別協議会も最近では閉校記念事業に主体が移っているようでございまして、なかなかこれといった提案がなされていないのが実情でございます。

ただ、垂水南中学校跡地の活用方法につきましては、商工観光課主管で宮脇公園整備検討協議会が数回実施され、地元委員からさまざまな意見が出されており、今後、施設利用の構想が出されると聞いております。

また、学校跡地の問題は全庁的な取り組みが必要なことから、学校跡地有効活用研究ワーキンググループなる庁舎内の組織を立ち上げ、行政から地域へ情報提供するための資料作成を行っているところでございます。

○池之上 誠議員 2回目に入りたいと思いません。

経済危機対策、特に普通建設事業ということで今回質問をしております。御存じのように緊縮財政ということで縮減体制、一番切りやすいのから切っていくまいしょう、我慢まいしょうということで、この普通建設事業を本当に毎年毎年何%かずつダウンをしてきているということは、もう皆さんよく御存じのことだと。

それで、今回こういう経済対策ということで、こういう単独事業に関して今までできなかったことをしなさいよということで、国のほうの補助金等が今、来ております。市長の答弁もずっ

とありますけれども、できなかったこと、やりたかったことに手が出せて一番助かっているというふうに言われております。

その中で、今まで4月の補正の分は結構出ております。その内容を聞きますと、設計委託関係を除いては、あと特殊な関係を除いては市内業者のほうに出している。目的はある程度達成、ある程度じゃなくて、ほぼ100%に近い形で達成されているんだろうとっております。これは市の執行部、市役所の皆さんに本当に感謝を申し上げないといけないとっております。これは本当に評価ができることであろうと私も思っております。

今回また15兆円ということで結構な国全体では大きな予算が、補正が通ったわけですが、この中でまた何と申しますか、垂水市のほうにもやはりそういう単独事業、今までできなかったことをしていいですよというような面で多分予算が配分されているだろうとっておりますが、今までの発注の体制を見ますと、水道課は物すごく特殊性があって高度な水処理の技術を持っていないとできない、それはもう安心・安全のためにはいたし方のないことだろうとっております。

今、ちょこっと閲覧室がそこにありますからのぞいてみますと、もう浄水場の第2期工事が発注済みになっているみたいです。私は今回、その工事にも地元業者をいけんかというような意味合いから質問をしようかと思ったんですけども、水道課長の言われることもそのとおりだろうとっております。

その中で、あと学校関係の耐震化事業、これもいろんな方向性で耐震化の事業はされますけれども、言えば特殊性があるという工事かもしれないけれども、市内の業者でできないことはないだろうというふうに思っております。これは専門性があるからといって、そういう専門

性の業者に任せれば、それは担当の職員の方は任せて楽をするだろうと、それじゃ経済対策という面からしてどうなんだろうかと。任せられないんだったら一緒に市の職員の方が教えてあげて、業者に対して教えてあげて、立派な品物を自分たちでつくっていこうという気構えも必要じゃないかと思っております。

そういうところで、この業者選定というところで、仕事があっただけでもいいんだけど、業者選定ということで、やはり今まで大きい仕事に関してはJVとかあるいはまた分割・分離発注とか、いろんな知恵を各担当課が絞って市内の業者に発注をされてきました。今回もそういうところで、そういう特殊性なのがあるかもしれないけれども、できるところはそういうふうに職員の皆さんが知恵を絞ってやってほしいということをお思っております。

その点について、水道課のほうは管工事組合がその後はするでしょうということです。それで、その点についてはもうそれで結構かなと思えます。

あと耐震化、予算を取るのには教育委員会ですけども、事業の中身を見るのはやっぱり事業課、土木課あたりが中心になるだろうと思えます。農林課にしても大きな工事はないんですけども、市内業者で十分間に合うでしょうけれども、その辺の発注を体制づくりをするために、市の皆さんが本当に担当課の職員さんが業者選定に当たって市内業者をまず考えていただきたいというふうに思っております。

これは今までも十分されておりますので、確認の意味で一言、土木課長でも、そういう指名委員会の中のあり方について、そういう方向性について一言だけでいいですので、よろしくお願ひしたいと思います。

そしてまた財源の利活用、森議員に言われたとおりということで、それで済むのかなと思っておりますけれども、これだけ予算が来れば私

の思いは、単独事業で使うのも結構だろうけれども、もうちょっと補助事業とか、言えばあと起債事業、その辺の負担金というのが出る。それで垂水市の予算を見ると、財源がないからできないということでいろんな事業が中止になっております。

今回の議案第58号も過疎地域自立促進市町村計画変更なんですけれども、これも結構事業費の減で見直しされて、事業が中止になっている。1つ、内ノ野線の道路改良はまた復活しました。これはもう本当にありがたいと思っております。しかし、瀬戸山線ですね、トンネルと宮脇のほうから順次整備されております。それであと500メートルばかりですかね、直線部分があるんですけれども、話に聞きますと、そういうところはもうちょっと財源がないからできないというようなことを聞いております。

そういうところで、そういう補助事業でも起債事業でも、そういう負担金の原資になるようなのにために、そういうのに今回の補正予算の財源を充てられなかったのか、そういう事業はないのか、そこ辺をもうちょっと、単独だけでもいいんだろうけれども、もうちょっと将来展望のある、継続性のある事業を持ってくるような方策はないのかどうか、財政課にちょっと聞きます。

学校交流ですね、交流活動、いい評価がされていると思います。私はいつも言うんですけれども、子供たちは順応性が高い、すぐ友達になる。だから統合に関しては、もう子供のその中では余り問題はないだろうというふうに思っております。しかし、小学校からの交流とか、そういうのは本当にすばらしい取り組みですので、今後もしっかりと取り組んでいってほしいと思っております。

その中で1つ、先ほど川畑議員が冒頭触れられましたけれども、大隅青少年自然の家の海の家ですか、あそこの漂流の問題ですね、あれが

ありました。

何といっても肝属あるいは鹿児島県、大隅青少年自然の家を使うというのは結構多いと思います。活動の拠点だろうと思っております。その中で、カヌー体験でちょっと残念な事件がありましたけれども、今、鹿屋市が危機管理手引作成、これは各小・中学校へ多分つくらせたというふうに出ております。それで新聞紙上でもこういうふうのマニュアルの不足とか、そういうふうなことで新聞紙上にも載っておりますけれども、垂水市の教育委員会として今回の事故を受けて、事故再発防止に向けての取り組み、その辺についてはどう考えられているか、あるいはどういう方策をとられるか、その辺を聞きたいと思っております。

そして閉校記念事業ですね、予算を聞きまして300万円から500万円という中で、結構な金額が出ております。本当に中学校がなくなる地域の方にとっては、本当に一大イベントだろうと、本当に地域の方にとっては感情的にも閉校記念のほうに主眼が行くのはいたし方ないだろうなと思っております。

水之上中学校も、私は一番最後の卒業生なんですが、もうかれこれ40年前の話になりますが、記念碑をつくったのはまだ20年もたないぐらいですかね。その当時と今は全然社会情勢も違うし、我々は後から同窓生が集まってやったんですけれども、本当にそのときもやはり卒業した中学校に対しては、皆さん卒業生あるいは地域の方がそれぞれに感情を抱いていらっしゃる。本当に今回の閉校に関しては、記念事業への取り組みについては、その地域の感情を考慮いたしますとやむを得ないなという面が多々あります。

しかし、教育委員会としてはですね、各実行委員会と連携をとりながら、4校一緒に閉校記念事業をやるわけですから、あっちはすごいことをやったと、うちはこいしかせんやったかというような不公平感というか、それはないだろ

うと、みんなそれぞれその地域で一生懸命やられますからその辺はないんだらうと思いますけれども、教育委員会の関与ということにおいては、それなりにバランスのとれた記念行事がとり行われるようにしていかないといけないんじゃないかと思いますが、その点について一言いただきたいと思います。

最後に、跡地利活用ですか、今、地区別の協議会は閉校記念のほうに主眼が行っているということです。それもいたし方ないだらうということです。南中に関しては、宮脇公園の施設のところで結構話が出ているように思います。その辺もやはり地元への説明が必要じゃないかと、言えば市民への説明、何のために市民に説明するかということ、そういう事業を持ってきてその地域が潤うか、その後には垂水市が潤うか、垂水市民が幸福になるか、その辺が一番の行政を進める中では必要なことだらうと思っております。

そういう中で、古い話になりますけれども、3月議会の1号議案ですね、立地企業の促進条例でしたか、あれを廃案に、廃案というか不採択にしたわけですが、そこも、私は当時委員長だったんですけれども、結局行政財産についての、その移管についての手順が全くなされてなくて、それならこれは何のために出したんだらうかということ、県が出せと言ったから出せというようなことで言われた、説明を受けたんですけれども、県の信頼をどうのこうじゃなくて、やはりさっき言いましたように、そういう市の財産を使うときには、何のために使うのか、根本に返って、市民のためになることが一番だらうと思っております。

その手順がなっておけば私は賛成をしただらうと思っている議案ですので、中学校跡地についても、今、学校の、教育委員会の所管だらうと思いますが、その辺の行政財産の移管の手順あるいはその辺の時期、その辺はどう考えてい

るのかを聞いて、2回目を終わります。

○財政課長（三浦敬志）池之上議員の2回目のお尋ねにお答えいたします。

お尋ねの内容は、国の補正予算に伴い、国がいろいろなところに予算措置した補助金等を利用し、今回の交付金をもっと有効に利用できないかとの趣旨ではないかと思っております。

この件に関しまして、私ども財政を預かる者として、国の対応や指導の遅さに腹立たしい思いしております。当初実施計画を作成し、県の実施事前審査を受ける予定日が6月3日でありました。途中、たしか6月1日であったかと思っておりますが、国からの指導により県が提出期限を延ばしてまいりました。これが何を意味するかであります。国の補正予算と交付金を利用して使える事業について、各自治体へこれらを通知する事業があるので、提出期限を延ばしてきたのではないかと推測しております。

私ども有効利用できる国の予算はないか気をつけておりましたが、なかなか見つけれません。二、三例を挙げてみます。

建設事業ではありませんが、学校の教材備品であります理科教育用の設備を購入するための補助金があります。この補助金の計上がどこにされているかであります。国は今回、補正予算を8項目ほどに分けて示しております。

その1項目に地方公共団体への配慮があります。その中の1つが地域活性化・経済危機対策臨時交付金であります。では、この学校教材である理科教育用の設備の補助金がどこに整理されているかといいますと、底力発揮・21世紀型インフラ整備の項目の中の先端技術開発・人材力強化・中小企業支援の中に整備されているようです。これを探し出すのはなかなか難しいと思われま。また、この理科備品につきましては、6月11日に県の説明会が行われるとのことでもありました。

農道関係の事例であります。この事業も6

月4日にわかった分であります。土地改良区連合会からの補助金と本市の実施計画で作成した分の交付金を充てることにより、2倍の事業ができることがわかりましたので、農林課には準備をお願いしたところであります。

最初から交付金を利用できる事業としてわかっておりましたのは、学校情報通信技術環境整備事業の1件でありました。私どもの情報収集が悪かった点もあるかもしれませんが、もう少し県からの情報が欲しかったところがございます。

以上でございます。

○土木課長（深港 渉） それでは、建設事業等の地元発注について考えを述べさせていただきます。

特に、最近の社会情勢の中、どこの市や町におきましても地元発注やあるいは分離分割の発注が叫ばれております。

垂水市におきましても、当然ながら地元発注につきましても今までも念頭に置いて発注しているところがございます。今後におきましても同様に推進していきますことは、発注要件の第一に考慮すべきことと思っております。

また、御質問にもありました学校等の耐震事業により発注につきましても、土木課のほうで発注や施工監理をしておりますことから、その工事内容を十分把握いたしまして、できる限りの地元発注の検討を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育長（肥後昌幸） 先般の水難事故についての御質問にお答えいたします。

5月27日水曜日に、国立大隅青少年自然の家主催のカヌー体験活動におきまして、鹿屋市内の中学生が沖合に流されるという事故が発生いたしました。非常に心配いたしましたけれども、幸い全員が救助されたと聞きまして安堵したところでございます。

ちょうど本市の中学校1年生もその週は合同集団宿泊学習を大隅青少年自然の家で行っていったんですけれども、ちょうど本市の場合にはこのカヌーの体験学習は予定しておりませんでした。

体験活動というのは、身近な自然を活用した内容も多く、児童生徒の心身のバランスのとれた成長に必要なものでございます。各学校においては特色ある活動を行っております。しかし、実施に当たりますと、緻密な計画とともに児童生徒の安全確保を最重点に考えなければなりません。

今回の事故は、実施、中止の判断基準や監視体制が不十分だったこと、事故発生時のマニュアルの整備など多くの課題が見られます。新聞等の報道によりますと、国立大隅青少年自然の家では安全対策マニュアルを作成したり、緊急時の訓練を実施したりするなどの対応を進めているとのことであります。

教育委員会としましても、現在、独自のマニュアルを作成中でございます。できるだけ早目に、今月中にはこれをつくり上げまして、遅くとも夏休み前までには各学校に、各学校独自のものをもたつくらせるように指導してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○教委総務課長（北迫睦男） 閉校記念事業につきましても、4校で連携をとりながら、余り派手になり過ぎないように助言はしていきたいと思っております。

次に、移管手続等の御質問でございますが、国庫補助を受けて建設されました建物等を学校以外に転用したり売却する場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律によりまして、原則として補助金相当額の納付などにより文部科学大臣の承認を得るための財産処分手続が必要でございましたが、昨年、文科省の方針により大幅に弾力化されました。ほとんどの

ケースで国庫納付金の免除が認められるようになっております。

処分手続も簡素化されておりまして、廃校校舎用地等を有効活用した地域活性化を図るために、閉校後できるだけ早い時期に手続を完了したいと考えております。

○池之上 誠議員 それぞれ答弁ありがとうございました。

持ち時間も少なくなっております。3回目、サイレンが鳴る前に終わりますので、もうしばらく。（発言する者あり）ありがとうございました。

経済危機対策ですね、県のほうの指導がちょっと遅かったということでした。それで、あといろいろな国のこういうのを見ても、その事業はどこにあるかというのを探し出すのは難しいということも言われました。まさにそうだろうと思えますけれども、そこは本当に市役所の職員なわけですから、みんなで知恵を絞って見つけてやってほしいと。本当にこの補助事業とかそういうのは困難かもしれないけれども、そういう事業を取り組んでくることは職員の皆さんの力量であって、努力であろうと。それを市長に上げれば、市長がそこをすいか、せんかは、市長が決断するだろうということで、その辺は全課挙げて取り組んでほしいなというふうに思っております。

それと、あと土木課長ができる場所は地元発注に努力すると、これは今会議の初日、堀添議員がその点について質問されまして、市長が答弁されております。市長も全く一緒のことを答弁されました。そういうところで、そういう発注体制も指名委員会を初めとする市の皆さんの努力で、この経済危機対策が地元経済危機対策になるようにしていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

県政説明会が4月24日県庁でありました。市長も一番前のほうでまじめに聞いていらっしゃ

いました。私もそれは見ております。その辺で伊藤知事の話もあって、この経済危機対策は来ますと、それは公債だ、借金だと、国の借金ですよとちゃんと明言されております。しかし、この地方の自治体の皆さん、市町村の自治体の皆さんは、そういうことはもう国と県というか、知事に任せて、経済対策については思い切った事業をやってくださいというふうに話をされておりました。というふうには私は理解しましたが、市長も一緒の理解かなと、そういうふうに思います。

それで、あと6月1日の定例記者会見ですか、伊藤知事ですね。国の補正予算に対応する県の補正予算について、その中でいろんな分野に基金を、この有効利用についてですよ、15兆円の有効利用についていろんな分野に基金を打った上で、ここ二、三年の間で事業を執行をしろということだろうというふうに言われております。国も最大の補正予算を組んだと、地方も最大の補正予算を6月補正で打つというふうに言われております。そして経済の底上げをするというふうにおっしゃっております。この厳しい財政状況の中で国と地方、最大級の努力を払って需要の創出をやり、経済の安定化に努め、ここ二、三年のうちに経済が次のステージに移行しながら、安定的に成長してくれるのを期待すると。まさしくそのとおりの補正予算だろうと思っておりますので、先ほどから言いますように、職員の皆様の努力を期待したいと思っております。

市長への答弁を求めようと思いましたがけれども、私はサイレンが鳴る前ということで約束をしましたので、もう少し言って終わりたいと。その辺ができる皆さんだろうと思っております。

池山議員が阿久根のことをちょこっと触れられました。竹原市長がですね、仕事の割には銭がたけと、給料が高いというようなことを公言されて選挙戦に臨まれました。市民も実際、じ

やっどというようなことで選挙を勝ち上がられたわけですが、私は、垂水の市役所の皆さんは市長が言われるように一番優秀な人材だという言葉信じております。

竹原市長が言うような人たちではないというふうに思っておりますので、その点で実証するのは、私がさっき言ったように難しい仕事を見つけて、難しい仕事を持ってくる、そういうことを市役所の皆さんには心からお願いと期待をいたしまして、今回の質問を終わります。

5分前ですが、ありがとうございました。

○議長（葛迫 猛）本日は、以上で終了します。

△日程報告

○議長（葛迫 猛）次は、明日午前9時30分から本会議を開き、質問を続行します。

△散 会

○議長（葛迫 猛）本日は、これにて散会します。

午後4時56分散会

平成 21 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 21 年 6 月 10 日

本会議第3号(6月10日)(水曜)

出席議員 15名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	葛 迫 猛
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫		

欠席議員 1名

16番 川 畑 三 郎

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	小 島 憲 男	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	深 港 涉
企 画 課 長	太 崎 勤	会 計 課 長	尾 迫 逸 郎
財 政 課 長	三 浦 敬 志	水 道 課 長	迫 田 義 明
税 務 課 長	川井田 志 郎	監査事務局長	森 下 利 行
市 民 課 長	葛 迫 隆 博	消 防 長	関 修三郎
市 民 相 談		教 育 長	肥 後 昌 幸
サービスク長	島 児 典 生	教委総務課長	北 迫 睦 男
保健福祉課長	城ノ下 剛	学校教育課長	有 馬 勝 広
生活環境課長	迫 田 裕 司	社会教育課長	橋 口 正 徳
農 林 課 長	山 口 親 志		

議会事務局出席者

事 務 局 長	松 浦 俊 秀	書 記	篠 原 輝 義
		書 記	松 尾 智 信

平成21年6月10日午前9時30分開議

△開 議

○議長（葛迫 猛）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、きのうに引き続き一般質問であります。

△一般質問

○議長（葛迫 猛）それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、12番川尻達志議員の質問を許可します。

[川尻達志議員登壇]

○川尻達志議員 おはようございます。

外交とは恫喝の歴史であります。先般、北朝鮮がミサイルさらには核実験、これは恫喝そのものであります。中国も軍備を拡大し、東シナ海のガス田も思ったようにやられ、我が国固有の領土である北方領土、ソ連によって我が国の漁船が拿捕され、日本はおとなし過ぎるんじゃないでしょうか。

6カ国協議でありますけれども、わかったと、じゃ我が国もミサイルと核をとという発言ができるような国家にならないといけないと思うのは、私だけでしょうか。そうすれば一番びびるのは中国であります。力には力を、目には目、ハムラビ法典でそうっております。ぜひそういう議論もしていただきたいというふうに思います。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。

まず、市道脇田市木線の整備についてであります。このような質問をするのは私、2回目ですかね、地元のことです。なぜかと申し上げますと、まず農免農道ができておりますが、これはもともと井川でとまっております。ところが、将来に備えて100メートル延ばしていただいた経緯があります。

今の取りつけ道路、坂道で急カーブで、しかも数年前がけ崩れが起きました。そのときに焼却炉への車両は市木から上がりました。なかなか財政状況が厳しい中ですので私もなかなか言えなかったんですけども、ここに来て1次、2次の特例交付金4億円ぐらいあります。これではほとんどの市民の要望は吸収されたんじゃないかというふうにも思います。

私のところの小園商店の前の国道は、右折対応で3車線とれるようになっております。将来、塵芥処理場跡地の解体もしなければいけません。そうしたときに今の道路は大型は通りません。今からそういう備えもしていかなければならないというふうに思います。

本来あそこは、10年ぐらい前ですか、堆肥センターができるときにあそこが一番の候補地でありました、脇田原が。そのときに用地交渉に私も走り回った記憶がございます。事情は申し上げませんが、役所の事情で上野に行ったという経緯があります。そのときできておればこの問題はなかったということもつけ加えさせていただきます。

市長、土木課長の御見解をお伺いをしたいと思います。

環境問題ですけれども、1年前の6月、9月にこの質問をしております。なぜしたかと申し上げますと、執行部で垂水市地球温暖化対策実行計画なるものをつくっております。19年の7月なんだろうと思います。そういう計画を策定されてどうするんですかという質問を去年2回しました。

そこで、そのとき答弁を求めた課の皆さん方に、できる範囲でいい、してなきゃしてないでいい、答弁をお願いをして、1回目の質問を終わります。

○市長（水迫順一）おはようございます。

川尻議員にお答えをしたいと思います。脇田市木線の整備についての御質問でございます。

今、事情を説明されました。そのことは全くそのとおりだというふうに思っておりまして、あそこの場合は国道から清掃センターまでの間が非常に厳しいということはもう十分承知しております。清掃センターの今後のあり方。それとあそこの解体等をひっくるめて、やはり今の道路ではなかなか問題があり過ぎるというふうに思っておりまして、時期を見てこのことは解決をしなければいけないと思っておったんですが、つい先日このことを土木課長に指示をしたところでございました。

いずれにしましても、リサイクル分別の場所としての利用、市の環境施設の重要な部分でございますので、ここの今後の有効利用も当然考えていかなければいけませんし、それから先ほど申しましたように、さらにあそこの場合は煙突を初め、旧施設が老朽化してきておりますので、これの解体にもやはり大型車を使った車両の出入りというのが大事でございます。

それと、あの清掃センターから東側に広がりますやはり農地が、本市の基幹産業であります園芸のほうのキヌサヤインゲンの主要な産地でありますし、最近またビワ等もふえてきておるようでございますが、農業基地としての役割も今後続くわけでございますから、その辺ひっくるめた中で整備に向けてどういう事業を取り入れられるのか、そういうのを今後考えていきたい、そのように思います。

○土木課長（深港 渉） 議員の市道脇田市木線の整備計画についてお答えいたします。

御指摘がありましたとおり、本路線の上り口の区間につきましては急勾配でしかも急カーブが連続する道路でございます。市長のほうからもありましたとおり、現在この路線の整備に向けての調査の指示を受けているところでございます。

御承知のとおり、整備計画につきましては、約20年以上前にも調査計画した経緯がございま

して、そのときは、国道の小園酒店から入る脇田1と脇田2の境界にあります集落道を拡幅し、旧大隅線付近を経由して中俣台地上へ上る路線計画でございました。

この計画の実施断念につきましては、特に集落道の拡幅箇所において、住宅地であることから交通量がふえることへの懸念、あるいは家屋そのものの切り取りなどの補償が発生するために、特に地区住民の同意が得られなかったと承知しております。

所管課としましても、市長答弁のとおり、整備必要な重点路線ととらえており、過疎計画にも表題の表記は掲上しているところでございます。

また、旧大隅線の整備につきましては、御指摘のとおり、脇田地区まで農免農道として既に整備されておりますけれども、いまだ国道や中俣台地へのアクセスができない非常に不便な道路であると言えます。

以上のことから、地権者はもとより地区住民や利用者の御同意をいただければ、新しい路線計画も含めまして、関連機関や関係課との協議を行い、整備に向けた検討を図りたいと考えております。

なお、円滑な立案計画を推進するためにも、来る来年度からの新過疎法といえますか、この制定がされましたら、引き続き本路線の整備計画を掲上したいと考えは持っております。

なお、来る21年度の経済危機対策の臨時交付金事業におきましても、国道から約500メートル近くの路面の傷みについては、オーバーレイ等で補修するというところで計上をしているところでございます。

以上でございます。

○生活環境課長（迫田裕司） おはようございます。

環境問題について、平成20年度生活環境課が取り組んだ具体的な取り組み状況について御説

明いたします。

昨年5月に、各課所管施設実行計画の範囲を拡大するため垂水市地球温暖化対策実行計画改訂版を策定し、各課に配布いたしております。各課への通知の中で、市の事務事業においては温室効果ガスの排出量は電気が突出しており、全体の約7割であることから、電気使用量の削減を最重点とすることをお願いいたしております。

その庁舎内電気使用量削減の一環として、昨年4月に事務室窓際の照明灯の消灯用簡易型のスイッチ60基、同じく7月に28基を設置いたしております。さらに、8月に推進本部会議を開催し、その中で、本市庁舎内のエコ運動取り組みについて協議し、その取り組みが決定されました。

その内容でございますが、窓際照明の消灯、昼休み時の消灯及び事務機器の節電、エアコンの適正運転、各事務室の給湯ポットの廃止、マイボトル持参運動でございます。以上4つのことをポスターに掲載し、各事務室や廊下等に掲示し、職員や来庁された市民の皆様に啓発を図ってまいりました。

地球温暖化防止対策の市民への啓発活動といたしましては、昨年7月に北海道洞爺湖でG8サミットが開催され、環境問題が大きなテーマとなったことを契機に、本市広報紙において昨年8月号から本年2月号まで7回にわたり、環境をテーマにした連載をスタートし、垂水市のエコの取り組みやエコ情報を発信しております。

さらに、本市ホームページにおいて、垂水市地球温暖化対策実行計画改訂版と、垂水市地球温暖化対策実行計画の推進に関する要綱を掲載し、市民への啓発を図っております。

以上でございます。

○社会教育課長（橋口正徳） 垂水地区公民館の生活学校が中心となりまして進めております、レジ袋の削減運動の「レジ袋減らし隊」の昨年

の実績は、7,016枚の削減効果があったようです。

この運動の総括といたしまして、運動に協力する方は非常に積極的であるが、一部の方に限られているというようなことございました。しかしながら、マイバッグの持参が大変多くなったように思われる。これは、いろいろな報道による周知とともに、市内の大手スーパー二、三社が、マイバッグの持参者にポイントを与えまして積極的に取り組んでいることもあり、相当の削減効果があるのではないかとというようなことございました。

なお、21年度の活動についても、これまでと同様に積極的に取り組んでいくというような計画でございます。

以上です。

○川尻達志議員 ほかがないようですので。ということはやっぱり私、去年6月に質問した以上のことはない、6月に質問をした以上のことはされていないと言ってもいいのかなというふうに思います。

きのう北方議員が間伐材を使ってどうかという質問をされましたけれども、北方議員だけでなく、みんな環境問題には、頭にはあるんだけど、なかなか執行部が動いてくれないというのが現状だろうと思います。

ちなみに、私は、ふろはまきでたいしております。灰は畑にまいております。生ごみはいけております。もともとクーラーが嫌いですから、去年うちでは1回もクーラーは使っておりません。去年ああいう質問をして、それから私は自転車で動くように努力をしています。

こういう奇特な方には、北方議員おっしゃいましたけれども、税制の優遇措置とか補助金を出すとか、こういうことをすれば県下の人たちが注目します。垂水はすごいということになってくるんだろうと思いますが、市長の見解をお伺いをしたいと思います。

きのう北方議員の質問の中で市長が触れられ

ましたけども、化石燃料の件です。前も言いました、原油は40年、ウランが70年、天然ガスが80年、石炭が150年、今のまま使い続けると枯渇するそうであります。市長も自分たちの世代だけでいいのかということをおっしゃいましたが、全くそのとおりであります。ぜひ執行部、真剣に取り組みをしていただきたいと思います。

先ほども触れましたけれども、臨時交付金ですか、今回の、2億3,000万円。プラス、その前もありました。4億数千万円になるんだろーと思ひます。そういう中で環境問題にほとんど使われていないような気がします。ばらまきに終わりそうな気配で非常に残念であります。

何でかと申しますと、すべてが赤字国債であります。赤字国債は将来必ず国民に税金としてはね返ってきます。喜んでいいんでしょうか。次の世代の子供たちにツケを残します。これを生かして使うのが行政なんだろーと思ひます。生かして使う。すなわち垂水に職場をつくることです。

例えば環境問題で言いますと、国が太陽光発電の家には補助金を出します。これにまたこの給付金で補助をして家をつくっていただく。20倍、30倍の効果が出るはずであります。やはりそういった知恵を出していただきたい。市民からの要望にこたえる。あえて申し上げます。おもねるだけじゃなく将来に備えるために、ぜひそこいらについて市長の見解をお伺いしたいと思います。

それから、話は変わりますが、土木課長、国道のクロガネモチの剪定を見たときに私はぞっとします。ことしの夏はあの周辺の方々は暑いんだろーな、西日が、朝日が。ヒートアイランド現象。これは国交省が市に相談なくやったんだろーと思ひます、地域住民にも。やはりこういったところにも行政が全く無関心である。しかも、住民の意向はどうなのか。そういったことについて土木課長の見解をお伺いしたいと

思ひます。

それから総務課長、行革講演会の中で環境問題についての講演会があったと聞いておりますが、どのような内容であったのかということをお伺いしたいと思います。

○市長（水迫順一）まず、川尻議員が私に振られた分からお話を、見解を述べさせていただきます。

エコ対策というのはもう本当に、きのうも北方議員初め、いろいろ取り上げていただきました。議員の皆さんの関心が高いのは、本当にそういう時代になった、本当に環境問題を避けて通れないという現状からだろーというふうにして、市のほうとしましてもいろいろな取り組みをしておるわけです。

ですから、このことは行政主導、もちろん必要でございますが、みんなが一般の普通の生活の中で自分ができること、そういうことから始めなければ一向に進まない、ということだろーと思ひます。ですから、自分ができる努力をみんながやってくれと、市民挙げてこのことは取り組んでいかなければいけない。

その中で、行政がそういう方向へ誘導することももちろん大事だし、行政は行政として去年からいろいろな取り組みをしておるのを紹介しましたし、窓際の消灯だけで1年間にわずかですけど、20万円弱ぐらいの効果があるわけですね。

それとまた、我々が3年間、きのうも話出ましたバイオマスにしましても、CO₂対策とすれば非常に大きな効果があるわけで、これは今後続けていくことでそれはまた非常に市としてのバイオマスタウン構想の中の位置づけとして大きく評価されるだろーと、そういうふうにして思ひます。

CO₂の削減が売買対象までなって、国際間ではどんどん対象になっておった中で、国内版に火がついてきたということから、垂水市がCO₂の排出権を本当に売れるぐらいの

そういうまちならなければいけない、そういうところをやはり目指していかなければいけないと、そういうふうに思います。

ですから、バイオマス実験にしても、農業振興やいろんな副産物がありますけど、要は大きな目的はやはりCO₂削減にかなり大きな貢献があるということをやりに考えていかなければいけない。

今度の累次の経済対策の中で、ばらまきじゃないかと、エコには使っていないじゃないかというふうなお話がございました。この後、持留議員も質問されると伺っておりますが、決して今回が、1次の生活対策の緊急交付金につきましても1億8,500万円だったわけですね、それを上乗せして2億1,000万円やりましたが、その後の今度、経済危機対策については2億3,000万円ですが、これに対して1億8,000万円、2億1,000万円の1次の分を除いて、その後、各課が必要なものを緊急に出させたわけですね。それで6億8,000万円を超す要求が、抑えてそれだけ出ているわけですね。いかにハード面だけでもかねて非常にできなかったかということだろうと思えます。

今回の場合は緊急ですので、地域の活性化につなげる緊急対策ですから、本当に時間をかけて調査をする分にはなかなか適用しがたいところがございます。ですから、雇用創出その他経済危機対策を伴う地域活性化ですので、その辺を踏まえてやっておるわけでございます。

ですから、エコ対策については緊急にスポットでぱっとやれるような問題じゃございません。今後、持続して、できる方策を皆さんとともに考えていかなければならない、そのように思っております。

○土木課長（深港 渉） 国道におきます緑地帯の高木伐採についてお答えいたします。

この高木は、御指摘のとおりクロガネモチでございますけれども、確かに国交省によります

維持管理の一環として、裸状態に刈り込まれておりました現状はあったようでございます。多分に樹勢の強い木でありますことから、交通安全上の確保や維持管理費等のコスト削減のための手段だと思われまます。

しかしながら、御指摘のとおり、強く刈り込まれました直後は、景観的な問題でありますとか、特に歩行者への木陰の減少が生ずることや、ひいては温暖化の要因の1つになることは否定できないと言えます。

今後は、市民等からの問い合わせ等への回答のためにも、強く刈り込まれました根拠や目的等を把握し、景観や歩行者への配慮並びに環境問題など総合的に判断し実施されますよう要望してまいりたいとは考えております。

しかしながら、一方では、海潟地区でありますとか中央地区、あるいは終原地区におきましては、高木にかえまして花類等を植える、いわゆるボランティアサポートプログラム等によりまして、市民協働での道路景観の維持を図っておられることもございます。このことは、観光の面でも大きく寄与していることはもちろんでございますけれども、重要な施策でもあります市民参画という市民主体で行われていることとございますので、このような事業は今後も推進していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○総務課長（今井文弘） 川尻議員の御質問にお答えいたします。

職員の意識改革を目的にしまして、本市ではいろいろな分野での専門家あるいは経営者をお願いしまして、行革講演会ということで行ってきております。4月の講演会では環境のトータルアドバイザーの川畑先生を呼んで、職員の皆さんに環境についてお話をさせていただいたところでございます。

その中で先生が強く言われたのは、これからの環境問題についての取り組みは、行政、企業、

そして市民一体となったものでなければならぬというようなことで、そしてまたこれから取り組んでいくコスト意識を持った職員をそれぞれの場で、職場で育てていくと、人材育成が必要ではないかということ強く言っておられたような気がいたします。

また、講演会の後も、先生が垂水市の出身だということもあったのかもしれませんが、垂水市のためにいろいろと私はボランティアでもやりたいと、頑張りたいというようなことで、私のような者を大いにまた使っていただきたいという非常にありがたい言葉もいただいたところでございます。そういうことでも、職員の方々がいいお話を聞いたのかなという意味では、意義ある講演会だったのではないかと考えております。

以上です。

○川尻達志議員 ありがとうございます。

1点だけ市長に反論をさせてください。急いだから今回できなかったとおっしゃるが、私が冒頭申し上げたように、19年に垂水市地球温暖化対策実行計画なるものができております。その間何をしておったのかということ私を今回の質問では言いたいのであります。あえて反論させていただきます。

それから脇田市木線ですけれども、前向きな回答をいただいたように思います。私は実際申し上げますと、行きがけのお駄賃にオーバーレイをお願いしようと思っておったんですが、課長から非常にありがたい答弁をいただきました。早速地元の皆さん方にも、言わなくてもしてくれたというふうに報告をしておきたいと思えます。さすがに新しい土木課長は違うということで報告をしておきたいと思えます。

それから環境問題にもう1回返りますけれども、このトップは副市長であるようであります。就任されて間もないようでありますけれども、今、総務課長から地元の方で今後とも使ってい

ただきたいというふうな発言もあったというふうにお聞きをしました。そういったこともひっくるめて、要するに外部の知恵をいただく。皆さん方も本当に自分の仕事だけで忙しいんだろうと思います。そのためにはやはり外部の方の意見をしっかりと参考にしていくのも1つの方法だろうと思います。ぜひそこいらもひっくるめて、副市長の見解をお伺いをしたいと思えます。

それからもう1つ、厳しいことを申し上げさせていただきます。

補助事業を持つてくるのが優秀な職員だというふうに思っている方がいらっしゃる。いないとは思いますが、老婆心ながら。補助金というのは必ずひもつきであります。日本全国、北海道から沖縄まで建物は全部同じであります。行政のやっていることはほとんど同じであります。これは補助金に頼っているからそうなるので、独自性を出さなきゃいけない。そのために今回の臨時交付金を使っていただきましたかった。職員の知恵の結集。横並び、多分どこも一緒だと思います。自分たちの知恵で自分たちのまちを、垂水をよくしていくんだ、そのためには日々そういったことを考えていただきたい。

なぜならば、先ほど太陽光発電の話もしましたけれども、どこにもない、これはひもつきじゃないんです、はっきり申し上げるけど。ひもつきじゃない金を自由に使う、このことが大事だと思います。ここでないと独自色は出せないんですよ、垂水の。縦割り行政の中にどっぷりと浸っていらっしゃる。この2億3,000万円を使う気になればどのようにでも使えたはずであります。あえて厳しいことを申し上げますけれども、今後に生かしていただければありがたいと思えます。また私たちも、議会、全市民もひっくるめて執行部にそういう提案をどんどんしていきたいと思えます。

きのう北方議員の提案もありましたけれども、

市長、あの答弁がまだ聞いておりませんので、ぜひ市長の見解をお伺いしてみたいと思います。

○市長（水迫順一）まず、反論された件からちょっと申しますと、誤解があるといけませんので。

今回は1次補正、2次補正ずっと累次の補正が続いたわけですが、この2億3,000万円の経済危機対策も最初、どこまで、どのようなところまで使えるんだというのがなかなかはっきりしなかったんです、直前まで。国のほうがどんどん発表しておる中で県のほうも、細かいことを県に尋ねてもなかなかできなかった。ですから、各課長も非常に困ったという事実があることは御承知おきをいただきたい。

ですから、エコ対策とかいろんな対策、もちろんやりたいんですけど、スポットで今回だけやって、終わって、エコ対策はいいのかという問題もございます。だから、持続性の問題があるやつについては、やはり今回、1次の1億8,500万円、2億1,000万円になったわけですが、プラスして。それと2億3,000万円、これを合わせた分が、今後使うであろうハード事業を前取りしたような形の分も結構あるわけですから、後また浮いてくるわけですね、その分。そういうものでもってやはり埋めていかなければいけない。そういう要素もあるということもあわせて御理解をいただきたい。決してやる気がなくて右へ倣えでやっているわけじゃございませんし、うちの職員、一生懸命いろんなことを目くじら立ててやってくれておるんです。ですから、その辺はもうぜひ御理解をいただきたいと思います。

エコ対策について、いろいろきのうからも本当にお話をいただいておりますので、この件はもう本当に重要性を感じております。いろんな御指摘を今後とも皆さんからいただいて、より進んだまちにしていきたいとそのように思います。

○副市長（小島憲男）川尻議員の地球温暖化

のところ、3回目の質問でございましたが、外部の専門家等の意見も聞いて本市の地球温暖化対策を推進していく気はないかということでございましたが、本市ではこれまで、生活環境課を中心にいたしまして実行計画をつくり、そして推進本部を立ち上げ、そこで本市のエコ対策をこれまで実施してきているところでございますが、議員御指摘の専門家、例えば環境アドバイザー等の意見も聞いて一歩踏み込んだ本市のエコ対策を推進していくことも、今後非常に必要になってくるんじゃないかと思っておりますので、今後、生活環境課にもこの辺のことを十分申して、そして推進本部等でも協議してまいりたいと思っております。（川尻達志議員「よろしく願いをいたします。終わります」と呼ぶ）

○議長（葛迫 猛）次に、10番持留良一議員の質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。

それでは、質問に入ります。

今、金融危機、景気悪化の余波から市民生活を守り、地域再生にどう取り組むかが政治の基本姿勢として最も重要なことと考えます。そのために行政も市民も懸命な努力をしています。

これらの問題を克服していくためには、市民生活を守る緊急の手だてをとりながら、地域内資源、物的なもの、歴史的・文化的なもの、市民の皆さんの能力を発揮し、そして皆さんの知恵と工夫を生かし、地域内経済活動の促進を図っていくことが、今、政治に求められている最大の責任です。今回は、より具体化を図る方向を議論し、確かな努力の方向を求めていきたいというふうに思います。

最初の質問は、失業・経済対策と生活支援対策にどう取り組むかをたずねます。

政府は、景気の判断を悪化のテンポが緩やかになっていると修正しました。しかし、地域経

済と雇用環境の深刻さは増してきているのが現状ではないでしょうか。鹿児島県内の有効求人率も一段と厳しくなっている状況が報告をされています。垂水市内でも整理解雇や事業所等で休職に追い込まれる人たちもあり、雇用・生活問題は深刻になってきています。このようなことから生活支援対策や雇用対策は喫緊の課題であり、垂水市でもさらなる対策が求められています。

雇用対策や生活支援対策の取り組みは、生活の不安の緩和から安定に貢献し、消費活動を活発化させ、内需拡大へ転換させる力になるのは周知の事実です。私はさきの3月議会で、雇用対策や生活支援対策では、市の直接雇用の取り組みやマンパワー事業での雇用の増大が見込まれる福祉や生活密着型への取り組み、そしてこれらが恒常的な事業として展開でき、安定した雇用につながられるように対策が必要だと求めました。また、子育て支援や高齢者・障害者対策としての生活支援も求められていることも訴えました。

先般、政府の09年度の補正予算が成立し、追加経済対策も明らかになりました。その中に地方公共団体への配慮など地方への雇用や暮らしの対策も示され、これらは本市でも活用できる内容も含まれることから、取り組むことが大切と考えます。特に、臨時交付金はハード事業だけではなくソフト事業にも引き続き交付されることから、生活支援にも相当な力を入れるべきです。

そこでまず、これまでの雇用対策事業での問題点はないか。新たな交付金対策への考え方について伺います。

また、これまでの取り組みはハード事業が中心だったと考えます。そこで、今回の対策の重点を雇用の創出の確保や経済効果という目標からも、生活支援対策へ重点を置くべきだと考えますが、見解をお聞かせください。

重点対策としての提案も質問通告書や申し入れ等で示していますので、総括的な見解をお聞かせください。

次に、学校給食民間委託問題についてたずねます。

3月議会では教育長への質問で、経費問題や委託方式で基本的な問題についての認識をたずねました。明らかになった点は、民間委託の最大の目標である経費削減は絶対的な根拠にはならないということでした。また、行政は、法律や条例に基づき、それを守る立場で運営することが求められています。それを逸脱すると罰せられ、行政は責任をとらなければなりません。

先般の質問で、委託方式で請負であろうが派遣方式であろうが法的な問題を抱え、偽装請負の懸念や職務内容での矛盾など、学校給食への疑念を抱かせることが明らかになったと考えます。偽装請負等が社会的な問題になる中、学校給食の民間委託にも法的な問題点や矛盾が指摘され、見直しが始まっています。

そこで伺います。民間委託方式は絶対的な経費削減の効果があるとまだお考えなのか、見解をお聞かせください。

委託方式はどのような方法を検討されているか、請負であるならば職業安定法規則第4号の要件を満たす必要があります。要は、業務上の独立性と労務管理上の独立性が保てるかという点です。この点での理解や認識について伺います。

私は、学校給食にはこのような矛盾や違法との隣り合わせの方式はなじむものではないし、市民にも説明がつかないと考えます。私は、学校給食は直営でしか学校給食法の目的を達することはできないと考えます。見解を求めます。

次に、臨時職員等の雇用改善を求め、質問します。

総務省の資料で、市町村の非常勤職員の時給は900円、臨時職員は800円、月収は14万円から

15万円で年収は200万円以下、いわゆるワーキングプアでまともな生活ができる賃金でないことが指摘をされています。また、労働条件も、通勤手当や期末手当もなく、正規職員との格差も今日大きな問題になってきています。しかし、仕事内容は正規職員と同等の業務に従事し、住民サービスに貢献をされています。

そんな中、同一労働・同一賃金を求める改正パート労働法やILOの国際労働基準を踏まえ、昨年、人事院より非常勤職員に対する給与指針が示されました。その内容は、給与決定に際しての職務内容や職務経験等の考慮、一時金や通勤手当の支給、所定内労働時間の短縮に伴う実質単価引き上げ等です。国家公務員準拠原則の立場から、本市の臨時を含む非正規職員への適用が図られるべきです。

そこで伺いますが、本市での非正規率や時給・月給の実態、年収200万円未満の実態をお聞かせください。

さらに、雇用保険加入の実態と、3カ月未満での契約更新が圧倒的だと思いますが、加入対策は問題ないのかお聞かせください。

人事院の指針を踏まえ、臨時職員を含む非正規職員の雇用条件の改善が必要と考えますが、他自治体の動向と本市での改善の具体化方針をお聞かせください。

次に、バイオマスフィールド事業の結果からの方向性についてたゞします。

実証実験は、一定の成果はありましたが、補助事業目的である導入の普及や今後の展望のフルスケール化などについては課題があると考えます。懸案の精製技術や運搬方法は引き続きの課題として残っていて、各地の実験・実証の資料等からも、畜産系バイオエネルギーの課題でもあるようです。本市ではどうだったのかお聞かせください。

また、事業としての採算性も研究機構等の資料からも、初期投資を回収するのに課題も多い

ようですが、どのような判断なのかお聞かせください。

私の見解として、技術面からも事業面からも克服する課題が多く、事業の見直しが必要と考えます。今回の結果を踏まえるなら、新たな事業の展開への取り組みは、不確定要素もあり、検査能力も乏しい点を考慮するなら、また当初の実証実験の目的や市民との説明からも逸脱するものであり、中止すべきです。

私は、教訓と結果を、地域レベルの取り組みと市民との連携で地域資源を有効に活用し、自然エネルギーを生かしたまちづくりに、またバイオマスタウン構想に生かすことが肝要と考えます。見解をお聞かせください。

最後に、新型インフルエンザ対策と保健衛生問題についてたゞします。

1点目は、新型インフルエンザ問題への今後の対応です。

薬剤や機材が全く足りない、入院が必要な患者を受け入れる病床がないなど、命を守る体制が不十分だったという報告も新聞に掲載されました。これらのことから、市民の不安や命を守る体制を整えるためにも、次にもっと毒性の強いインフルエンザが広がることも想定し、対策を強めることが重要だと考えます。

県や保健所など含めて、対策の検討はされているようですが、市民の不安を取り除くためにも、保健体制や診察及び医療体制、また危機管理上の行政組織体制のあり方を教訓や課題としてどうとらえ、どう検討されているのかお聞かせください。

2点目は、保健衛生について。1つは、肺炎球菌ワクチンの公費助成についてです。

病院でもワクチンの接種を促すポスターを見かけます。全国的にも重症肺炎予防等や医療費の削減の点から公費助成が取り組まれています。

そこで、医療費削減の効果はあるのか。実施自治体の数はどれくらいなのか。公費助成の方

向と課題、具体化は図れないか伺います。

次に、ヒブワクチン問題について伺います。

鼻やのどにいる菌で、せきや接触で感染し、抵抗力の弱いゼロ歳児がかかりやすいと言われていています。かかると脳髄炎等を引き起こし、割合としては5%が死亡、25%が後遺症になる確率があると報告をされています。接種も任意であり、3万円前後の高額です。本来国が対応すべき内容とは考えますが、県内でも子供を守ろうと助成が広がり始めています。

そこで伺いますが、ヒブワクチンの費用と効果はどうか。本市でも助成が必要と考えますが、可能性についてお聞かせください。

不十分な点や納得のいかない点については、再質問をいたします。

○市長（水迫順一） 持留議員のまず2点、失業対策と生活救済対策、それから学校給食の民間委託について、私のほうからお答えをさせていただきます。

持留議員の緊急要望書につきましては読ませていただきました。内容としては、ハード事業からの脱却によりますソフト事業での失業対策、生活救済対策の整備の検討をお願いしたいということであったと思います。

御承知のとおりとは思いますが、今回の国の補正予算額は14兆7,000億円のうち地方公共団体へ配分されるのは、「地方公共団体への配慮」との表現で2兆3,000億円、このうち地域活性化・経済危機対策交付金として1兆円が主となります。そのうち本市への交付の限度額は2億3,000万円であります。これらをもとに各課が実態の把握に努め、提出された予算要求の合計額が6億8,500万円でございます。

この要求の中身を見てもみますと、従来の一般財源ではなかなかできなかったハード事業に関する部分が主な予算要求でございます。このことから、今回の交付金の予算措置としましては、おくらしているハード部分の事業が主となら

ざるを得ないと考えておるところでございます。

次に、学校給食民間委託についてお答えをします。

給食センターの調理業務等の委託につきましては、行財政改革を組織を挙げて推進し、聖域なき改革を実施している中、避けて通ることのできない問題であると考えております。おいしくて安心・安全な給食の提供という本来の趣旨を踏み外すことのないように、安全性の確保についての協議等を十分重ねながら、委託、請負の問題につきましても、業務管理上や事業経営上の独立性を担保しつつ、スムーズな運営が行われるよう努力していく考えでございます。

経費削減の面からも、10年程度のスパンでの効果は試算されており、民間委託によるメリットは十分にあると考えております。

○総務課長（今井文弘） 持留議員の御質問にお答えいたします。

まず、臨時職員等の実態についてでございますが、垂水市の職員は平成21年4月1日現在257名、市長部局の臨時職員等75人を含めると、全部で332人でございます。非正規職員の占める割合は22.6%で、臨時職員の雇用期間は3カ月、非常勤職員の雇用期間は1年であり、現課の必要性に応じて更新をしております。

賃金としましては、一般の事務補助員が日額5,700円、清掃作業員や道路維持補修作業員等が日額7,000円で、そのほか月額報酬の非常勤職員の方が10人おりました、年収200万円を超える方は、臨時職員等75人のうち4人でございます。また、一般事務補助の臨時職員の平均年収は約123万1,000円でございます。

次に、雇用保険の加入状況でございますが、市長部局で、臨時職員で75人中59人が加入しており、率にして約80%の方が雇用保険の加入者でございます。

雇用保険の加入基準ですが、雇用保険法の改正によりまして、本年4月1日から短時間就労

者、派遣労働者の方の雇用保険の適用基準が改正になり、これまで1年以上の雇用見込みがあることが資格取得の要件となっておりましたが、これが今後は、6月以上の雇用の見込みがあれば雇用保険の資格取得ができるということになっております。

なお、雇用保険資格取得の対象外となる方々は、短期間の雇用の方、また1週間当たりの所定労働時間が20時間未満の方であります。

今後においても、臨時職員等の身分に関することですので、雇用保険法の適用基準を遵守し、手続を厳格に行っていきたいと考えております。

次に、改正パート労働法及び人事院勧告の指針についてでございますが、平成20年4月1日から改正パート労働法が施行され、パート労働者の雇用に当たって、労働条件の明示や通常の労働者との均衡のとれた待遇のため、努力項目等が規定されました。

また、平成20年の人事院勧告では、非常勤職員の任用形態や勤務形態のあり方についても改善の必要があることが示され、それを受け、地方公務員の短時間勤務のあり方に関する研究会から本年1月に報告書が出され、本年4月24日付で総務省から、臨時・非常勤職員及び任期付短時間勤務職員の任用等についての指針が出されております。

現在、その方針等が示されたことでありますが、具体的な施策はないことから、今後においてその動向に注視してまいりたいと考えております。

勤務実態に照らした改善の具体化と方針ということですが、臨時職員等の今後のあり方については、行財政改革に基づき、職員削減や経費削減を厳格に推進している現状との整合性を図りながら、また国や県の具体的施策や他市の動向を踏まえまして、改善すべき点等を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 4点目のバイオマスフィールドテスト事業の実証結果と方向についての御質問にお答えいたします。

まず、地域バイオマスフィールドテスト事業の評価に関しましては、さきの森議員の御質問にお答えいたしましたので省かせていただきますが、議員御指摘のとおり、幾つかの工程において課題が残ったのは事実でございます。精製技術に関しましては、最高で98%の純度まで高めることができ、目標値であった95%を大きく上回りました。

しかし、液化しにくいメタンガスを運搬するためには依然として高圧による充てんしかなく、そのための容器も非常に重いものとなっております。これの改造に取り組んでおりましたが、現在のところ、FRP容器での軽量化は可能と考えられるものの、依然として高圧による充てんであり、低圧による実験は今回はできませんでした。事業の採算性に関しましても、この点に課題がございます。

御指摘のあった技術面に関しましては、先ほど述べましたとおり、発酵工程、精製工程、圧縮・充てん工程、運搬・使用工程とそれぞれに関して小さなトラブルはありましたが、実験終了までには解決いたしております。

しかしながら、事業としての採算性は、この大きさのプラントではスケールメリットが図れないことや、使用する施設の拡充が図れない現状では、この施設すべてのシステムを現状で稼働させて収支のバランスを保つことは厳しい状況であると思っております。

次に、事業の見直しに関しましては、森議員の御質問にもお答えしましたとおり、本市が有するバイオマスを活用した焼酎かすを原料とするバイオマス飼料化施設へのこのバイオガス施設の活用に関して、事前調査、検討を進めているところでございます。このことに関しましては、実験終了後の有効な活用方法の1つとして

検討しているものでございますので、御理解いただきたいと思います。

また、現在、経済産業省の100%の補助事業である未利用バイオマス利活用調査事業の申請を行っており、現在、申請中でございますが、これが採択されれば、バイオマスタウン構想の策定と、これまで述べてまいりましたバイオマスの飼料化に関する細部までの調査をすることが可能となり、これを今後策定するバイオマスタウン構想に反映させることにより、構想の実現度が高まるものになると考えております。

以上でございます。

○総務課長（今井文弘） 持留議員の新型インフルエンザ問題の保健体制や診察及び医療体制と行政組織体制についての御質問にお答えいたします。

本市におきましては、県が策定した新型インフルエンザ対応ガイドラインを踏まえまして、市といたしましての今後の対応をしていくために、昨年の11月に垂水市新型インフルエンザ対応マニュアルの作成を行っております。このマニュアルは、新型インフルエンザの感染拡大の防止と市民等の健康被害、社会機能への影響を最小限にとどめるために必要な対策を実施することとしております。

今回の新型インフルエンザの発生に伴う本市の対応であります。県内発生がないということでの対応でございましたので、作成しておりますマニュアルに沿って、保健福祉課を中心とした新型インフルエンザ情報収集体制を設置し、各関係課で協議をしてまいりました。その結果をもとに、防災無線による広報やチラシ配布など、市民への不安を持たせないために情報の伝達を行ってきたところでございます。

また、診察及び医療体制ということで、今回の県の依頼を受けて、5月28日から垂水中央病院のほうで発熱外来を受けるようになったところであります。

本マニュアルでは、流行規模によって対策本部を設置することになっておりまして、設置されますと、災害対策本部規定同様に、各対策本部ごとに役割分担されて職員も行動することになっております。

また、職員への感染も考えられますことから、このような事態になった場合、少ない職員でも業務に当たらなければならないことから、現在、各課において、そのような場合に優先する業務の確認を行ってもらいまして、課で行う業務継続計画の策定をお願いしているところでございます。

それと、市役所職員もインフルエンザの発生や蔓延防止に努めなければならない中で、必要なマスクや防護服等が必要となりますことから、この分につきましても予算措置を行い、備蓄をすることとしております。

そのようなことで、今後、新型インフルエンザの対策につきましましては、国の基本的対処方針や指導を仰ぐとともに、本市のマニュアルに従いまして、市民への迅速な情報伝達と医療関係機関との連携を密にして取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 持留議員の御質問にお答えいたします。

まず、肺炎球菌ワクチンの公費助成についてでございますが、肺炎の病原体には肺炎球菌が最も多くて重症化しやすく、しかもインフルエンザ流行期には肺炎球菌性肺炎が増加する傾向にあり、抗菌薬で肺炎球菌性肺炎を治療することも大事ですが、予防としてワクチンを接種することは、肺炎球菌性肺炎にさせないあるいはかかっても重症化させないことなど、極めて効果的な手段とされています。このことが医療費の節減にも大きな切り札ともされているようであります。

予防接種が進んでいるアメリカでは、65歳以

上の高齢者、慢性肺疾患や心疾患の患者などが肺炎球菌ワクチンの接種対象であり、これらの方々の60%以上が予防接種を行っています。海外の先進国では公的補助を行っている国が多いため、接種率も極めて高くなっている状況でございます。

全国での肺炎球菌ワクチンの公費助成を行っている自治体は、2009年当初の数で109市町村が助成を行っているようでございます。全国で初めて公費助成をした北海道檜山郡瀬棚町、現在の久遠郡せたな町では、国民健康保健老人医療費の1人当たりの療養諸費用額が半減するなど劇的な減少が確認されており、予防医学の実践が効果を生んだ顕著な例として報告されております。

公費助成については、その効果を検証しつつ、医療費の抑制など、関係機関との連携を図りながら前向きな調査検討を行っていきたいと考えております。

次に、ヒブワクチンの接種費用と公費助成についてお答えいたします。

インフルエンザ菌B型による細菌性髄膜炎、これがヒブと言いますが、髄膜炎は、他の原因による細菌性髄膜炎に比べて重い後遺症を残します。ヒブ感染での発症例が多い細菌性髄膜炎は初期に風邪との区別がつきにくいいため診断が難しく、乳幼児がかかった場合5%が死亡、20%に麻痺や聴力障害など重い後遺症が残るとされています。日本では年間500人から600人の子供が細菌性髄膜炎にかかっております。

諸外国では10年以上前からヒブワクチンの接種が行われ、効果があると報告されています。このワクチンは、昨年12月国内で発売されて間もないワクチンであり、費用は1人当たり3万円前後かかるようでございます。

このヒブワクチンの定期予防接種化の見通しについて厚生労働省結核感染症課は、来年度以降になるとして、この1年間、国内でのヒブワ

クチンを接種した子供のデータを集め、安全性や費用効果など分析する必要があるとしております。現状として、ヒブワクチンは国内で販売はされておりますが、1社のみで需要高により供給不足、来年まで薬品がないということのようでございます。

この公費助成につきましても、関係機関と連携を図りながら、状況を調査し、検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 それでは、不十分な点について再質問をさせていただきたいと思っております。

その前に、議長に対しては資料の配付の許可をお願いしたいと思います。1つは、雇用対策と公共事業のあり方の件と、この中にちょっとミスがありまして、「更新」というのが歩く「行進」になっております。これは、更なる、進めるというところでの更新ですので、訂正をお願いしたいというふうに思います。それともう1つは厚生白書、08年度の厚生白書の資料、2つを配付の許可をお願いしたいと思います。

許可をいただきましたので、再質問に入っていきたいと思います。

1つは、前後しますけれども、新型インフルエンザと保健衛生体制の問題についてなんですが、これについては先ほど、垂水市内、県内で起きなかったという問題等もあるということで、基本的にはきのうの池山議員との議論でもわかったんですけれども、私が指摘したいのは、他の地域で起きた問題の中で、それぞれやはり教訓、課題、例えば先ほど言いましたとおり、病床数が足りない問題やそれから薬が足りない問題も含めていろいろあったかというふうに思います。

そういうためにはどうするかということ、さまざまその地域が、それぞれ自治体が教訓として今後に生かすために、今後さらに強い毒性を持ったインフルエンザ対策ということで取り

組みをしていると思うんですが、この前、ちょっと私も中央病院のほうに行きまして、発熱相談センター、そしてまた控室等、それからまたいろんな行政等の要望も聞かせてもらったわけなんですけれども、やはりとにかく先ほど指摘されたとおり、情報を徹底してほしいということ強く言われていました。

そういう中で、やはり行政が果たす役割が本当に求められていると、こういうときに行政が中心となっているような形でそういう情報を把握し、体制を整えていくことが、市民の皆さんにとってそういう安心感を与えるという重要な役割なんだと、そういうのが医療機関からも求められていたと。

保健所を中心としながら、県の方針等を受けながら、体制は取り組んでいらっしゃるというふうに思いますけれども、やはりそういうところをどうやっていくのかというのが、やはり非常に今後の大きな課題だというふうに思うんですね。

そういう中でも一方では経済問題や、それからお母さんたちが働けない保育所の問題も出てまいりました。そういうことも含めて、やはりさまざまな想定されることをしっかりと対策をとっていただきたいというふうに思います。

この点についてはもう議論することはありませんが、保健衛生の問題についてもぜひこれは、市長が最近特に言われているのは医療費をどう削減していくのかということで、保健・福祉・医療の活動、一体的な活動でこれを抑制していくんだと、その結果が医療費の削減になるんだと強く委員会でも言われ、今後それに取り組んでいくんだと言われましたけれども、そういう意味での早期発見・早期治療という意味でも、この2つの点は非常に重要な観点を実績的にも生んでいると思うんですね。

そういう意味では、そういう立場に立っていただいて、改めてこの点についてきちっと対策

をとっていただきたいと。先ほど前向きに検討していきたいというような回答もありましたので、早急にこれを実現できるように、市長のほうとしてもぜひ取り組みをしていただきたいというふうに思います。

最初の問題からいきますけれども、雇用の問題なんですけど、先ほど市長は、ハードを中心に、ほとんどがハードだということを言われましたけれども、今回のこの事業は生活支援対策という部分も含まれているんですね。市長もこれはもう御存じだと思いますし、先ほどの回答でもそのことは言われましたけれども、しかし、やっぱりハード事業を中心にやっていくんだというふうに言われました。

しかし、やはり実態としては、そういうことを求めていらっしゃる高齢者、障害者の方々も多いと。特に、きのう田平議員の中でも、高齢者の求めていらっしゃる要望等が非常にあるんだということも言われていましたし、国の施策の中でも、そのことのいろんな事業の項目もいろいろつまびらかに提案していると思います。

そういうときになって、やっぱり何が本当に重要として考えなきゃならないのかということがあると思うんですね。そういう意味ではやっぱり生活の安定をどう図っていくのか。当然、雇用をつくり出すのも重要な取り組みです。しかしもう1つ大事なものは、そういう方々を、大変な方々をバックアップしていく生活支援、これも本当に重要な取り組みだというふうに思うんですね。

市長にも申し入れのときに、2つの資料を提起をさせていただきました。当然私もソフトだけということではないんですね。いかにやっぱり多くの、マンパワー事業として多くの雇用をつくり出していくかということで、1つの資料として旧建設省の年報からの資料を出してきまして、いかに小規模のほうが多く雇を生み出すかということをこれで御理解していただ

いたと思います。

もう1つは、社会保障の関係で、社会保障と経済との関係で、「社会保障制度については、経済成長にとってマイナス効果を与える懸念があるが、これにより国民の安心を確保することは、暮らしを支えるセーフティーネットという社会保障の本来の目的に沿うだけでなく、個人消費を支え、有効需要や雇用機会の創出と相まって」というふうにまとめていらっしゃるんですね。これは初めて国がこういう形でまとめた内容です。

それだけこの生活支援の中でのそういう福祉関係の対策、生活支援していく対策というの重要性というのは、単にその人たちを支援するだけでなく、そのことにより生活の安定や個人消費、そして何よりも雇用の機会をつくる、このことがあるというふうに考えるんですけども、市長、改めてこういう資料等を見ていただいて、また国のほうも、また前回、08年度の政策もそうでしたけれども、厚生労働省は最初に介護関係を取り上げて、こういう事業を展開してほしいというようなことも掲げていたと思うんですが、こういう2つの資料や、またこの事業が生活支援だという観点からも、改めて生活支援の点とこのあたりに重点を置いた施策を入れられないのかどうなのか、見解をお伺いしたいと思います。

次に、学校給食民間委託の問題について伺います。

1つは、財政問題です。

きょうはとにかく基本的な認識を分かち合いたいという点がありますので、民間委託の偽装請負等の関係での問題については、今後おいおい重点的な中身についてはまた議論させていただきたいと思うんですが、まず人件費の問題で、先ほど市長は10年間とは言われましたけれども、この前示したとおり、それはある意味では循環をしていくんだと。そうすると、あるときはい

いけれども、あるときは逆に今度はその効果が逆の面で市民の皆さんに負担をかけるということになる。このことはもう明らかだったと思うんですね。

そこで、財務省が財団法人の社会経済生産性本部にこの問題の調査をさせたんですけども、結論として、学校給食事業では民間委託が必ずしもコスト削減につながるとは限らず、同じ業務・サービス水準で直営の場合とコストがほとんど変わらないと、こういう結果を出しているんですよ。そうすると、まさにもう民間委託そのものが、こういう形で削減だとかいうこと自体で目的を、導入する目的が、根拠が本当になんじゃないか。このことをぜひ認識をしていただきたいというふうに思います。

それと、もう1つ資料を皆さんにお配りしていますけれども、民間委託との関係で職業安定規則法の請負により行われる事業の区分と基準に関する資料ですね。お手元に届いていると思いますけれども、それを見ていただきたい。これに、要するに守られないといわゆる独立性が保障されないと、業務上の独立性、事業上、経営上の独立性が確保されないというふうになっています。

きょうはちょっと2点ただしたいんですけども、1つは、この間本市は学校給食の食材については安心・安全、また地産地消を進めるためにも本市が、教育委員会が取り組んでいくということはこの間の議論でも明記されています。そして言明もされているというふうに思います。

この点について兵庫県丹波市では、この安心・安全の責任を持って市が食材を購入するということがこの規則に違反をするということで、労働局から適正な委託についての指導が来っているんです。これは偽装請負に当たるというような形で来っているんですね。そうすると、国の基準に合わせるとこれは委託を断念しなきゃならないという結果になるわけですよ、自分たちが

ちゃんと安心・安全な食材を提供していくと。

しかし、この規則上からは、それは民間委託に任せただけだから業者がしなきゃなりませんよと。そうすると、安心・安全な地産地消とか含めた食材というのを提供できなくなる。その保障というのはできなくなると、市民にそういう約束をしてきたのにそれもできなくなるとい問題が出てくるんです。

2点目は、これは篠山市の事例ですけれども、こんな指導が行われているんです。就業場所において貴職員と委託会社の労働者が混在をし、貴職員がその会社の労働者に指揮命令を行っている。これは、前からも議論になっていますけれども、直接指導だからできないわけですよ、その部分の事業的な経営、独立性が保てないわけですよ。そうすると、まさにこれは偽装請負になるわけですよ。そのことで、適正な請負に改善するか、適正な労働者派遣に改善するか、または中止しなさいと、こういう厳しい指摘がされているんです。要するに独立性が全く保てないわけですよ。

しかし、實際上、やはりいろんな衛生上の問題、それから献立の問題を含めて、検品とかいろんなことを行政はしなきゃならないと。その責任が衛生管理上も指摘されているわけですよ、そういうことをちゃんとしなさいよと。「教育委員会または学校給食調理場において、以下の点に留意して食材を購入すること」ということで、衛生管理基準も明記されているんですよ。

そういうことを考えると、非常にこの民間委託にするにしてもさまざまな問題が出てくると。今まで問題が出てこなかったのは、それが表面化してこなかった。また、社会的な問題として偽装請負がそう大きな問題にならなかった。しかし、06年度の法改正、またその後の社会的なさまざまな偽装請負の問題になって、学校現場ではどうなんだということでこのような形で

んどんどん指導が入ってきたということです。そして労働局も、「社会的な問題になり、今後厳正な取り扱いになっていく方針である」と、こういう姿勢で取り組んでいくということなんですね。

こういうことを考えると、経費の問題そして法的な問題も含めて、行政が本当にやるべき中身なんでしょうか。子供たちに安心・安全な食品を提供し、健全な発達を促していくということが守られるのかどうなのかです。もし事故が起きた場合、これは今の法律から見たら民間委託の責任にはなりません。市民はやはり市長や教育長にその責任を求めてきます。市民は「何でそういう指導を管理者としてやっていなかったんだ」と、「いや、法律上これは管理はできないんですよ」と、「何でじゃそんな民間委託をしたんだ」と、「君たちの責任は何なんだ」ということが問われてくる問題なんです。そこまで本当に教育長は、市長は責任を持ってこの学校民間給食を進めていきますかということが今、問われていると思うんですよ。

だから、経費削減の問題、このような法的な問題を含めてどうなんだということをしっかり検証していただかなきゃならないと思うんですよ。安易な形で、ただ行政改革が決まったからというんじゃないくて、もう一度検証して、こういう経費削減の問題もデータが出ている、そしておまけに法的な問題でもっと今後厳しくなっていく、社会の目も簡単に許さない。そのときにちゃんと責任をとりますかと、そういうことも含めてあると思うんです。この点について市長の見解を求めます。

それから、非正規の雇用の改善の問題について伺います。

私も実態を見て改めてびっくりしているんですけど、勤務時間は当然常勤職員と同じです。ほとんど96%の方々が常勤の方々と同じ勤務です。そして契約期間も6カ月未満で契約さ

れているのに、実際の勤務は、6カ月未満は32名、あとは6カ月以上、1年から3年未満が25人と圧倒的にこういう形が多いんです。実態としてはもう正規の皆さんと変わらないというような勤務条件ではないかなというふうに思います。

そしてまた市長は、この非正規いわゆる臨時職員の皆さんを正規にかわる位置づけとしてこの行革の中でも、正規が減るからその分臨時の皆さんに、非正規の皆さんに頑張ってもらいたいということも言われてきたというふうに思います。そういう位置づけをされてきたと思います。

その中で、これだけ一生懸命働いていらっしゃる。しかし、実態は、手当はほとんどないとおまけに昇級もほとんどない。最高に長い臨時の方は十数年ですよ。この方々は、先ほど言われたとおり百何万円、123万円ですか、これで生活をされていると。それはその職場に選んだのだから仕方がないじゃないかということがあるかもしれませんけれども、しかし、そういうことではやっぱり社会は許さないということで、先ほど言いましたパート改正法でも同一労働・同一賃金のそういうふうにしなさいということ、ILOのそういう勧告もされてきた。そして今度、人勸がそういう立場で改正の指針を出してきた。

そして今、この問題についてどうしていくんだということで、各自治体もいろんな形で今、変えています。現在の中でも私が調べた中では手当等がある自治体もあります。そしてまた単価を引き上げようという自治体もあります。そうでなければやっぱり、市長言われるとおりそういう位置づけをしている中で、パートや非正規の方々も本当に頑張っているというのとはなかなか難しいと思うんですよね。そういうことも含めて、やっぱりそういう保障体制をつくっていくことが非常に重要だというふうに思うん

です。

何よりも私はこの問題というのは、さきごろの臨時議会でも市長は、職員の皆さんの期末手当を、準拠するという立場で見直しをされました。提案されました。であるならば、準拠するというのではこれは一緒だと思うんですよ。人勸の方針、指針が示された中で、それをやっばり準拠していく立場。こっちはするけれどもこっちはしないというのはこれは矛盾すると思うんですね。そうではないでしょうか。

そういうことも考えて、そういう指針も出されています。そして職場の実態も本当に正規と変わらない、そういう実態の中で働いていらっしゃる。ぜひそのあたりはこの指針を受けて、もう少しそのあたりの改善の方向を具体的に図っていくということをしっかり明示していただきたいと思います。この点について市長の回答を求めます。

バイオマスの問題ですけれども、この問題を見ると私は、いちき串木野市の問題に似ている部分があるなと思ったんです。確かに中身は違います。やっている中身は違います。しかし、共通する点が幾らかあるんです。ここに新聞記事等から専門家の方が書いていらっしゃるけれども、共通な点は、いわゆるNEDOや国補助事業との関係でお墨つきをもらっているという問題と実証実験の吟味、いわゆる検証の問題、いわゆる不確定要素が最初から明らかに問題としてある中でそういうことがやられてきたという問題、幾ら実証実験があるとはいえ、そういうことは調べればもう十分今、状況の中で、こういう取り組みをやっている自治体はもう本当に数多くありますので、そういうことも含めて、私はいろいろ問題点があったんじゃないか。そういうことを考えたときにこういう点が指摘されるんです。

そして、この専門家の方が言っているのは、事業は税金なんだと、だから行政の高い倫理観

が求められているんだということを指摘をされているわけなんですけれども、そういうことを全体として考えたときにこれまでの実証実験というのは、私もいろいろ調べてみました。全国各地でこのようなケースは幾らでもやっています。いわゆるメタンガスを発酵させるやつ。その中で、課題ももう前から明らかになっています。消化液の問題、それからガス濃度の問題、脱硫の問題、消化液の利用の問題、結果として基本的には変わらないんですよね。この課題はずっとやっぱり残っているということはおもう明らかだと思えます。そうなってきたときに私は、確かに実験をやること自体は有効だと思えます。しかし、やはり今までのそういう経過から見て、全国の取り組みから見た場合に、果たしてここで本当にやらなきゃならなかった実験なのかどうなのか、そのことが改めて私は問われているというふうに思えます。

もう1点は、この問題できのうも森議員との関係で出ましたけれども、当初の約束、契約にはないんです、新たな事業の展開というのではありません。そのことも市民には説明もしていないわけなんです。先ほどまた新たな事業の中身を言われましたけれども、そのことは逆にまた新たな負担を本市に持ち込み、それに対しては税金が当然かかわる問題でもあると思えます。

そうすると、どうもこの経過から見たら、最初の買い取りとか含めて、事業が担保されていたのじゃないかと、疑わざるを得ないですよ。最初の実験はもうその結果が出たわけなんです。そして結果は、中身はほとんど以前の課題としている中身として変わらなかったと、やはり課題は課題として残ったということだと思えますね。

だから、そういうことを考えると、私は改めてこれはきっちり整理して、先ほど言われましたとおり、新しい自然エネルギーと関係で、それをしっかり今後のバイオマスタウン構想に結

びつけていくということが肝要だと思うんですよ。

そのためにも、これは私は観光課の仕事じゃないと思えますよ。農林課を含めたところの仕事だと思うんです。バイオマスタウン構想ですから、森林、農業、そういうところが中心なわけですから、その点でも改めてこれは見直しを、中止をして、改めてバイオタウン構想の中で検討していくという課題のほうが正しいんじゃないでしょうか。そのことがしっかりと市民にも説明がつくというふうに思います。

以上の点について問題はないのか、市長の見解を求めます。

○市長（水迫順一） 幾つか振られました、まず、食材の件ですね、学校給食の。

学校給食の食育の大切さというのはもう議員いつも言われるとおり、私も認識をしておるつもりでございますし、このことは重要視していかなければいけないということでございます。それとまた垂水市は地産地消のほうも進んでおりますし、そういう取り組みも関係者が大変努力をしてくれた結果が今日出ているということも認識をしておるつもりでございます。

ただ、今後に至っても非常に大事な部分ですので、よく検討をしなければならぬこともわかっておりますが、御案内のとおり、聖域のない行財政改革をやるということに取り組んでおる状況でございますし、その中で、これも民間のいい点、民間でできるいい点は伸ばしていかなければいけない、民間委託できる部分の利点を生かしていこうということでは、そういう民間に委託しますよという方向で検討しておるのも事実でございます。

ただ、いろんな問題が、委託会社とのそういう偽装請負に値するような、評価がされるようないろんな問題が出てきておるといのも、最近、委託を始めてある一定の期間が経過しましたからそういう問題が出てきているということ

もわかっておりますし、民間に丸投げした場合のいろんな問題点というのがあるということももうわかっておるわけですが、ただ、今回やろうとしておるのは、栄養士もあるいは食材も、こちらのほうでそれじゃ栄養士もつけて、調理部門と配送部門を委託をしていこうということでございます。

そういうことによって、今までと変わらない安心・安全なものの提供ができるんじゃないかと、それと、おいしさもひっくるめて、そういうものをしっかりと見ながら、そういう移行する方向で検討しておるわけございまして、いろんな御指摘をいただきましたが、学校給食だけじゃなくて、民間委託に関しては十分検討を今後していかなきゃならない部分は多分にあると思いますが、今のところそういう考え方で原則としてやっていこうと、そういうふう思っております。

それと2番目が、職員が混在するという、独立性が保てないんじゃないかということですね。このこともいろんな問題があると思いますが、その問題点を洗いながら、何が問題なのか検討していかなければならないと、そのように思っております。

臨時職員の件につきましては、総務課長のほうにさせます。

○総務課長（今井文弘） それでは、持留議員の御質問にお答えいたします。

議員指摘のとおり、今の臨時職員の実態というものは言われたとおりでございます。

臨時職員の雇用につきましては、事業の内容や事務量によりまして所管課で対応できない場合、現課の要望によりまして総務課、財政課、そういうところで協議をいたしまして、雇用してきているところでございます。

臨時職員は、職員の補助者ということで雇われ、雇用期間は3カ月という原則として所管課で雇用をして、そしてまたここで継続すべきか

どうかというところは所管課で検討してきているわけでございますが、実態といたしましては、長期にわたっての業務に従事している臨時職員がいるということは、議員が言われるとおりそれは事実でございます。

これも以前からちょっと申ししていることございまして、権限移譲等で仕事が非常にふえまして、また複雑化してきている中で、一方では職員を削減してきており、各課の職員数がぎりぎりの状況でございます。そういうことから、そのため新たな業務や事業量を実施する場合に、臨時職員の雇用によって対応をしてきているというようなのが現状でございます。

臨時職員を新たに雇用するよりも経験のある方を、新たに雇用するよりも経験のある方を雇ったほうが原則として戦力にはなるという、課によってはそういうところもあるわけでございます。そしてまた、新たな職員を入れかえるということで市民サービスの低下ということにもつながることも考えられますし、そういうようなことで同じ職員を継続して使っているという状況もございます。

それで、本市といたしましては、臨時職員の非常勤職員の処遇、この辺に関しましては行革大綱の集中改革プラン等の各種計画推進、そういうのをやっている中で計画との整合性を図りながら、国、県、市そういうような動向を、そういうのを注視しながら検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○商工観光課長（倉岡孝昌） バイオマス事業に関します2回目の御質問にお答えしたいと思います。

まず、このバイオマス事業に関する実験事例がいろいろな形で全国で行われていることは議員御指摘のとおりでございますが、ただ、ケースがいろいろございまして、本市でやっているような事例というのは数が少ない。また、本市の実験は日本でもこの事例1件だけだというふ

うに承知いたしております。

そして、実証実験に関しましては、その実証実験を終わりました後のことに関しましては、これまでも説明してまいりましたように、提示しております大きな2つの条件をクリアできたら、この施設を市が有償で引き取って事業を引き続き展開していきたいというふうな思いで、この事業を続けてきたわけでございますけれども、御説明いたしましたようなことで、条件がクリアできなくなっております。

ただ、この条件に関しましては、ただ現時点で評価をいたしておりますけれども、これが評価時点がまた例えば1年後、2年後と評価時点であった場合に、変わる可能性もございます。

1つには、燃料の価格の問題です。燃料価格は、昨日も市長のほうで森議員の質問にお答えしましたが、燃料が高騰することが見込まれております。そのようなことを考えますと、例えば軽油が1.5倍ぐらいに上がればペイするというような答えも出てこようと思います。

もう1つは、起債の問題に関しましては、当初事前検討の段階ではいけるだろうというふうに踏んでおりましたので、これが1つの、先ほど申しましたいちき串木野市の事例が1つの判断材料になって、非常に厳しい財務省の見解を示されたところで、事業の継続ができなくなったというふうなことでございまして、そのような中で、この施設をどのような形で有効利用できるだろうかということを検討してまいりましたのが、今お話ししましたような焼酎かすの飼料化とかいう問題でございまして。

これも簡単に、これがだめだったからこうしてできたということではなくて、これまで事業をやってきました皆さんにいろいろな知恵をいただきながら、こういう検討方法もあるということで提案いただき、こういう方法でやれないかということで検討しているところでございます。

それと、事業を、商工観光課ではないんじゃないかという御指摘でございますけれども、その点につきましては、御指摘がある意味当たっているんじゃないかというふうに思います。と申しますのは、導入の時点が、このバイオマスを商業的な観点から評価していくということ、またもう1つは、道の駅で使用するということが観点でございましたので商工観光課がやってまいりました。ただ、今後の展開につきましては、また事業展開が変わりますれば、所管課というのもやはり今後、検討していく必要があるんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○議長（葛迫 猛） 答弁よろしいですか。（「市長に、最初の経済対策の関係での生活支援の考え方」と呼ぶ者あり）

○市長（水迫順一） 社会保障に力を入れるということは、議員おっしゃるとおり、結果として経済対策にもなるんだよというのは認識できますし、理解できるんですね。ですから、セーフティーネットを張っていくということは、もう短期間で終わるという事業ではございません。一たん始めるとやはりそれは継続しなければいけないと、そういう継続性が要求されるということであれば、今回なかなか使いづらいという面はそういう点から申し上げておるのでございまして、これはソフト面の充実というのは本当に大事だという認識もあわせて持っております。

ただですね、今回緊急であったということと、先ほども川尻議員にお答えをしましたが、なかなかの事業まで引っ張っていいんだよ、どの事業までしていいんだよということが非常に直近までわかりづらかったという点は御理解をいただきたい、そういうふうに思います。

○持留良一議員 もう時間もないので、訴えだけにさせていただきますけれども、景気対策は市長がそう言われたとおりなんですけれども、

そういうところぜひまた改めて検討していただきたいと思います。

とにかく今回さまざまな問題点も明らかになったと思います。そういう意味では、行政が本当に市民に説明が必要な中身と、また謙虚に問題点に対してちゃんと対応していただいて、例えば学校給食の問題ではいろんな問題があります。この点について本当に行政がその責任を果たすのかという点では、非常に危うい点があります。だから、国も一生懸命その点についての法的な関係も含めて対応してきているわけなんですから、そこに改めて飛び込んでいくというのはいかがなものかということと、経費削減の問題でも明らかになったわけですから、そこには謙虚に目を向けていただいて、本当に子供たちにとって何が大事なのか、そのことも含めてぜひしていただきたいと思います。

それからバイオマス事業についても、これは当初の市民との説明ではもう明らかに説明違反なわけですから、今後やるということに関しては改めて検討して、改めてバイオマスタウン構想の中でその方向を示していくということが正しいと思います。

そのことを主張して、私の質問を終わります。

○議長（葛迫 猛）以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は、全部終了しました。

△日程報告

○議長（葛迫 猛）明11日から17日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、18日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（葛迫 猛）今日は、これにて散会します。

午前11時7分散会

平成 21 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 21 年 6 月 18 日

本会議第4号(6月18日)(木曜)

出席議員 16名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	葛 迫 猛
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	小 島 憲 男	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	深 港 涉
企 画 課 長	太 崎 勤	会 計 課 長	尾 迫 逸 郎
財 政 課 長	三 浦 敬 志	水 道 課 長	迫 田 義 明
税 務 課 長	川井田 志 郎	監 査 事 務 局 長	森 下 利 行
市 民 課 長	葛 迫 隆 博	消 防 長	関 修 三 郎
市 民 相 談		教 育 長	肥 後 昌 幸
サービスク長	島 児 典 生	教 委 総 務 課 長	北 迫 睦 男
保健福祉課長	城ノ下 剛	学 校 教 育 課 長	有 馬 勝 広
生活環境課長	迫 田 裕 司	社 会 教 育 課 長	橋 口 正 徳
農 林 課 長	山 口 親 志		

議会事務局出席者

事 務 局 長	松 浦 俊 秀	書 記	篠 原 輝 義
		書 記	松 尾 智 信

平成21年 6 月18日 午前10時開議

△開 議

○議長（葛迫 猛）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（葛迫 猛）日程第1、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

去る5月27日、東京都の日比谷公会堂において第85回全国市議会議長会定期総会が開催され、本市議会から、私を含め5名の方の議員表彰がありました。北方貞明議員、池山節夫議員及び森正勝議員の3名が議員在職10年以上、川畑三郎議員が議員在職30年以上、私が正・副議長職4年以上の特別表彰を授与されましたので、ここに御報告し、お喜び申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

△議案第56号～議案第59号、議案第61号～議案第65号、陳情第15号～陳情第17号一括上程

○議長（葛迫 猛）日程第2、議案第56号から日程第5、議案第59号まで及び日程第6、議案第61号から日程第10、議案第65号までの議案9件及び日程第11、陳情第15号、日程第12、陳情第16号及び日程第13、陳情第17号の陳情3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第56号 垂水市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

議案第57号 垂水市議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例案

議案第58号 過疎地域自立促進市町村計画の変更について

議案第59号 内ノ野辺地に係る総合整備計画の変更について

議案第61号 平成21年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案

議案第62号 平成21年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第63号 平成21年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第1号）案

議案第64号 平成21年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第65号 平成21年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案

陳情第15号 垂水市運動公園陸上競技場「公認4種」申請について

陳情第16号 錦江湾未来総合戦略推進を求める陳情について

陳情第17号 教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について

○議長（葛迫 猛）ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生副委員長感王寺耕造議員。

[産業厚生副委員長感王寺耕造議員登壇]

○産業厚生副委員長（感王寺耕造）皆さん、おはようございます。

産業厚生委員会委員長が所用ためおくれるということでございますので、副委員長の私のほうから報告させていただきます。

去る5月29日の本会議において産業厚生委員会付託となりました各案件について、6月11日委員会を開き、午前中に現地視察、猿ヶ城活性化施設、鉄山つり橋浄水場、市道内ノ野線を行い、午後より付託案件の審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第61号平成21年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案中の所管費目について

は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号平成21年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第1号）案、議案第64号平成21年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案及び議案第65号平成21年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情第16号錦江湾未来総合戦略推進を求める陳情については、趣旨採択することに決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（葛迫 猛） 次に、総務文教委員長田平輝也議員。

〔総務文教委員長田平輝也議員登壇〕

○総務文教委員長（田平輝也） 去る5月29日の本会議において総務文教委員会に付託となりました各案件について、6月15日委員会を開き、午前中に現地視察を行い、午後より付託案件を審査しましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第56号垂水市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案、議案第57号垂水市議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号過疎地域自立促進市町村計画の変更について及び議案第59号内ノ野辺地に係る総合整備計画の変更については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号平成21年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案中の所管費目、歳入全款については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号平成21年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案については、原案のとおり可決されました。

次に、陳情第17号教育予算の拡充を求める意見書の採択要請については、趣旨採択することに決定しました。

次に、陳情第15号垂水市運動公園陸上競技場

「公認4種」申請については、採択とすることに決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（葛迫 猛） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 陳情第16号錦江湾未来総合戦略推進を求める陳情についてなんですけれども、傍聴はさせていただいたんですけれども、私自身は、この陳情そのものがいわゆる体をなしていない部分もあるのじゃないかなということで考えているんですけれども、というのは、今、私が受け取っているこれに対しては、委員会でも議論になったと思うんですが、振興会長名で提案されているということなんですよ。

そうしますと、やっぱり振興会の総意としてそのことが反映されているというふうに一般的に受けとめて議論しなきゃならない中身なんです、しかし、実際上は個人で、本人に聞いたから個人でさせるというようなことだったので、そうしますと、この部分での議論というのはやっぱり慎重にし、なおかつ本来であればもう1回差し戻すなりして、そのあたりのことを基本的には対応していかなきゃならない性格のものじゃないかなというふうに思うんですが、この点について議論はあったと思うんですけれども、趣旨採択に至った経過とこの点について。

○産業厚生副委員長（感王寺耕造） ただいま持留議員御指摘のとおり、傍聴もなさっていたので事情を理解していただいていると思いますけれども、まず、垂桜振興会長名ですね、この部分も当然、委員会の部分で問題になりました。結果としては、事務局に継続審査とするか、この時点で趣旨採択するかという部分で議論なされたわけですが、垂桜振興会長名を除外する形での陳情ということで受けとめていくと、また、陳情者の部分でもその分の旨をきちっと確認しなさいということで指示を出した次第です。

また、内容につきましても、委員会の中で、

余りにも現実とかけ離れた陳情ではないかという部分で議論は深めてきたつもりでございます。

その中で、ただ1点だけ趣旨採択としたのについて申し上げますと、中身については、私どものインフラであったりとか、生活環境をよくしていくんだと、産業振興を図るんだという部分で、趣旨の部分では採択だということで、そういう部分を当然検討をして、趣旨採択とさせていただきますところでございます。

以上です。

○持留良一議員 ということは、本人には確認していないわけですよ、この結果として。まあまあ結局趣旨採択をしたということになるわけなので、結果としてそのあたりが不透明なまま採択したということは、やっぱり本人の意思も含めて、そのあたりというのは本当に反映された中身なのかという点では、確かに趣旨採択という重きにおいてはそういう関係ですけれども、やはりそのあたりはしっかりと確認をして、個人なのか、それとも振興会長という名での振興会としての中身なのかということをしないと、私たち自身もこの場でじゃ趣旨採択し、そういうことも調整したからということで、果たしてそれに対して趣旨採択だったということで受けとめていいのか、ちょっと疑問がある点なんですけれども、その点はきちっと、私は今回、賛成はできないんですけれども、今後やっぱりそういう運営上の問題についてはきちっと、市民の皆さんがそれだけ、陳情が出るということは非常にいいことです、そういう点では議会も活動も活発になるということではいいんですけれども、やっぱり慎重にそのあたりはするべきだと、それを指摘して、終わります。

○議長（葛迫 猛） ほかにございませんか。

○池之上 誠議員 総務文教委員長に少しだけお聞きいたします。

陳情第17号ですが、教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について。この陳情は毎年出

されているように思います。その都度、内容的にはいろいろ変化があるかもしれませんが、今まで採択という形でこの陳情は取り扱ってきた経緯があるんですけれども、今回、趣旨採択とされたその理由についてお聞かせいただきたいと思います。

○総務文教委員長（田平輝也） 陳情第17号の教育予算の拡充を求める意見書の採択要請についてでございますけれども、委員会におきましては、慎重に審議した結果、「教育や進路に影響が出ないための高校教育の無償化」という文言に対しまして、意見の一致を見ることができず、趣旨採択とすることに決定したということでございます。

中身については、十分委員の方々には理解をされております。

そういうことで、趣旨採択ということにしました。

○議長（葛迫 猛） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りします。

議案第56号から議案第59号まで及び議案第61号から議案第65号までの議案9件を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第59号まで及び議案第61号から議案第65号までの議案9件は、各委員長報告のとおり決定しました。

次に、陳情をお諮りします。

陳情第15号、陳情第16号及び陳情第17号の陳

情3件を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「陳情16号異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）御異議がありますので、陳情第16号を除き、陳情第15号及び陳情第17号は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）異議なしと認めます。

よって、陳情第15号は採択、陳情第17号は趣旨採択とすることに決定しました。

次に、陳情第16号は起立により採決いたします。

委員長の報告は、趣旨採択であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（葛迫 猛）起立多数です。

よって、陳情第16号は委員長の報告のとおり決定しました。

△鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（葛迫 猛）日程第14、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されます。

今回、市議会議員区分に2人の欠員が生じたため、候補者受け付けの告示を行い、届け出を締め切ったところ、3人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

そこでお諮りします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（葛迫 猛）ただいまの出席議員数は、16人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条の規定によって、立会人に尾脇雅弥議員、堀添國尚議員及び池之上誠議員の3人を指名します。

候補者名簿を配ります。

[候補者名簿配付]

○議長（葛迫 猛）候補者名簿の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（葛迫 猛）念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（葛迫 猛）異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、1番議員から順番に投票願います。

それでは、順次投票をお願いします。

[1番議員から順次投票]

- | | | | |
|-----|------|----|----|
| 1番 | 感王寺 | 耕造 | 議員 |
| 2番 | 大 菌 | 藤幸 | 議員 |
| 3番 | 尾 脇 | 雅弥 | 議員 |
| 4番 | 堀 添 | 國尚 | 議員 |
| 5番 | 池之上 | 誠 | 議員 |
| 6番 | 田 平 | 輝也 | 議員 |
| 7番 | 北 方 | 貞明 | 議員 |
| 8番 | 池 山 | 節夫 | 議員 |
| 9番 | 森 | 正勝 | 議員 |
| 10番 | 持 留 | 良一 | 議員 |
| 11番 | 宮 迫 | 泰倫 | 議員 |
| 12番 | 川 尻 | 達志 | 議員 |
| 13番 | 葛 迫 | 猛 | 議員 |
| 14番 | 徳 留 | 邦治 | 議員 |
| 15番 | 篠 原 | 静則 | 議員 |
| 16番 | 川 畑 | 三郎 | 議員 |

○議長（葛迫 猛）投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

尾脇雅弥議員、堀添國尚議員及び池之上誠議員は、開票の立ち会いをお願いします。

[開票・点検]

○議長（葛迫 猛）選挙の結果を報告します。

投票総数16票

そのうち

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち

崎田 信正君 2票

榎元 一巳君 14票

濱之上大成君 0票

以上とおりです。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

△議案第66号・議案第67号一括上程

○議長（葛迫 猛）日程第15、議案第66号及び日程第16、議案第67号の議案2件を一括議題とします。

件名朗読を省略いたします。

議案第66号 平成20年度垂水市水道事業会計決算認定について

議案第67号 平成20年度垂水市病院事業会計決算認定について

○議長（葛迫 猛）両決算については、7人の委員をもって構成する公営企業決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）異議なしと認めます。

よって、両決算については、7人の委員をもって構成する公営企業決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました公営企業決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、池山節夫議員、川畑三郎議員、篠原静則議員、池之上誠議員、宮迫泰倫議員、川尻達志議員、徳留邦治議員、以上7人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました7人を公営企業決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

△錦江湾横断道路（鹿児島・桜島間）調査特別委員会の設置について

○議長（葛迫 猛）日程第17、錦江湾横断道路

(鹿児島・桜島間) 調査特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

交通の利便性の向上や大隅、九州南部地域の経済浮揚を図るため、薩摩、大隅半島を連結する錦江湾横断道路の早期実現に向けて、目的達成まで6人の委員をもって構成する錦江湾横断道路(鹿児島・桜島間) 調査特別委員会を設置したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(葛迫 猛) 異議なしと認めます。

よって、交通の利便性の向上や大隅、九州南部地域の経済浮揚を図るため、薩摩、大隅半島を連結する錦江湾横断道路(鹿児島・桜島間)の早期実現に向けて、目的達成まで6人の委員をもって構成する錦江湾横断道路(鹿児島・桜島間) 調査特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました錦江湾横断道路(鹿児島・桜島間) 調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、尾脇雅弥議員、堀添國尚議員、森正勝議員、持留良一議員、川尻達志議員、川畑三郎議員、以上6名を指名したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(葛迫 猛) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました6人を錦江湾横断道路(鹿児島・桜島間) 調査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ただいま選任いたしました特別委員会委員の方々は、次の休憩時間中に委員会を開き、正・副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

ここで、暫時休憩します。

午前10時29分休憩

午前10時34分開議

○議長(葛迫 猛) 休憩前に引き続き会議を開きます。

△特別委員会正・副委員長互選結果報告

○議長(葛迫 猛) 特別委員会における正・副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

錦江湾横断道路(鹿児島・桜島間) 調査特別委員会委員長森正勝議員、副委員長持留良一議員でございます。

△決議案第1号振り込め詐欺に関する決議について

○議長(葛迫 猛) 日程第18、決議案第1号振り込め詐欺に関する決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

[田平輝也議員登壇]

○田平輝也議員 振り込め詐欺に関する決議について、それでは説明いたします。

決議案第1号振り込め詐欺に関する決議について、会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由でございますが、昨年振り込め詐欺による被害は全国的に急増し、市民を脅かす大きな問題となっております。

そのような中、鹿屋警察署管内においても、昨年認知した振り込め詐欺の被害は7件、被害総額約550万円、ことしは4月末までに7件、被害総額約460万円に達しており、予断を許さない状況であります。

振り込め詐欺は、親族間の親心を巧みに利用し、融資名目や架空請求を詐称する悪質な犯罪で、被害者がみずから振り込みをしている状況にあります。

振り込め詐欺の被害に遭わないためにも、被害防止対策として市民の冷静な対応と防犯意識が必要であります。

よって、市民が安全で、安心したまちづくりの意識を高め、振り込め詐欺に遭わない防犯意識の啓蒙を図るため、本案を提出するものであります。

なお、決議案につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、朗読は省略して提案とさせていただきます。

以上、議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（葛迫 猛）ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの決議案を持って御参集願います。

午前10時37分休憩

午前10時45分開議

○議長（葛迫 猛）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました決議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

決議案第1号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）異議なしと認めます。

よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

振り込め詐欺に関する決議（案）

近年、振り込め詐欺（オレオレ詐欺・架空請求詐欺・融資保証金詐欺・還付金詐欺）による被害は全国的に急増し、市民生活を脅かす大きな社会問題となっています。

昨年の被害総額は、全国で約276億円、県内においては、1億4,000万円余りにも達し、鹿屋警察署管内においても被害届があっただけでも7件、約550万円という市民の大切な財産が奪われています。

また直接被害には遭っていないものの、振り込め詐欺に関する相談件数は146件にも上っております。

今年4月末現在、鹿屋警察署管内においては既に7件、約460万円の被害が発生し、今後さらなる被害の拡大が懸念されます。

安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現することは、市民の付託を受けた我々の重大な任務であります。

振り込め詐欺は、人々の不安につけ込み、家族への愛情を悪用して市民の財産を奪う卑劣な犯罪であり、特に高齢者や女性を標的にするなど決して許すことはできません。

よって本市議会は、市民の安全で安心な暮らしを守る立場から、警察や関係機関と連携し、市民と一体となって振り込め詐欺撲滅に対する姿勢を明確に示すとともに全ての市民がその被害に遭わないための防止策を積極的に推進することを決意するものであります。

以上、決議する。

平成21年6月18日

垂水市議会

○議長（葛迫 猛）以上で、日程は全部終了しました。

お諮りします。

閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（葛迫 猛）異議なしと認めます。

よって、閉会中各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに決定しました。

△閉 会

○議長（葛迫 猛）これもちまして、平成
21年第2回垂水市議会定例会を閉会します。

午前10時48分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員